

第八十七回
参議院地方行政委員会會議錄第八号

昭和五十四年五月二十二日(火曜日)
午前十時三十三分開会

委員の異動

五月二十二日

辞任

坂元 親男君

補欠選任

長谷川 信君

出席者は左のとおり。

委員長

永野 厳雄君

理事

衛藤征士郎君

金丸 三郎君

志苦 裕君

神谷信之助君

委員

加藤 武徳君

熊谷 弘君

鈴木 正一君

中村 太郎君

夏目 忠雄君

鍋島 直昭君

長谷川 信君

小山 一平君

佐藤 三吾君

野口 忠夫君

阿部 憲一君

上林繁次郎君

藤井 恒男君

前島英三郎君

国務大臣

自治大臣

渡谷 直藏君

政府委員

内閣法制局第一部長	茂串 俊君
人事院事務総局職員局長	金井 八郎君
総理府人事局次長	川崎 昭典君
警察庁長官官房長	山田 英雄君
警察庁交通局長	杉原 正君
沖繩開発庁振興局長	美野輪俊三君
労働大臣官房審議官	松井 達郎君
自治大臣官房長	石見 隆三君
自治大臣官房審議官	石原 信雄君
自治大臣官房審議官	中野 晟君
自治大臣官房審議官	花岡 圭三君
自治省行政局長	柳沢 長治君
自治省行政局長	砂子田 隆君
自治省行政局長	森岡 敏君
自治省行政局長	土屋 佳昭君
自治省行政局長	近藤 隆之君
自治省行政局長	鹿見島重治君
自治省行政局長	高池 忠和君
自治省行政局長	近藤 孝治君
自治省行政局長	米田 昭典君
自治省行政局長	伊藤 博行君
自治省行政局長	足立 和基君

事務局側

常任委員会専門員

説明員

防衛施設庁施設課長

防衛施設庁施設課長

防衛施設庁施設課長

防衛施設庁施設課長

防衛施設庁施設課長

防衛施設庁施設課長

防衛施設庁施設課長

防衛施設庁施設課長

防衛施設庁施設課長

文部省管理局教員指導課長	大井 久弘君
文部省管理局教員指導課長	横瀬 庄次君
文部省管理局教員指導課長	丹羽 晟君
文部省管理局教員指導課長	黒野 匡彦君
文部省管理局教員指導課長	莊司 眺夫君
文部省管理局教員指導課長	杉岡 浩君
文部省管理局教員指導課長	猪俣 為久君
文部省管理局教員指導課長	向井 軍治君
文部省管理局教員指導課長	柴田 護君
文部省管理局教員指導課長	森田 松仁君

参考人

文部省管理局教員指導課長	大井 久弘君
文部省管理局教員指導課長	横瀬 庄次君
文部省管理局教員指導課長	丹羽 晟君
文部省管理局教員指導課長	黒野 匡彦君
文部省管理局教員指導課長	莊司 眺夫君
文部省管理局教員指導課長	杉岡 浩君
文部省管理局教員指導課長	猪俣 為久君
文部省管理局教員指導課長	向井 軍治君
文部省管理局教員指導課長	柴田 護君
文部省管理局教員指導課長	森田 松仁君

本日の会議に付した案件

○連合審査会に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(永野厳雄君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

まず、連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

元号法案について、内閣委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(永野厳雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(永野厳雄君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(永野厳雄君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

地方交付税法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、参考人として公営企業金融公庫総裁柴田護君及び日本道路公団理事森田松仁君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(永野厳雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(永野厳雄君) 地方交付税法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○佐藤三吾君 財政局長にまずお聞きしたいと思います。自治体から審議促進の要請の電報がうるさいほど来るんです。今回も、何か一日おくれると利子が八千万とか何千万とか、こういう理屈をつけてきておるんですが、この委員会の審議は五月十日に私がトップでやる予定しておったんですけれども、

第二部 地方行政委員会會議錄第八号 昭和五十四年五月二十二日【参議院】

一

ども、十日の日にグラマンが起きたら、ばたつとそういう促進要請がとまっちゃったわけなんです。これはグラマンの喚問の方が重要だからと、地方自治体の方で遠慮したのか、財政局長の方の指図が行ったのか、どうもそこら辺のことは定かじゃありませんけれども、いずれにしてもきょうで約十三日間おくれでおるわけですから、地方自治体にとっては大変な金利負担がかさんでおるのではないかと。一体このおくれによってどの程度自治体負担がかさんでおるのか、その金利負担についてどのように考えているのか、この点をまずお聞きしたいと思います。

○政府委員(森岡敬君) 御承知のように、地方交付税の四月概算交付につきましては、もし、国会の本法案でお願いしておりますような交付税特別会計における借り入れとかあるいは臨時地方特別交付金というふうな特別措置がございまして、地方団体として必要額が概算交付されますので、地方団体としても問題はないわけでございますけれども、こういう特別措置が交付税法の改正として織り込まれておりますので、申し上げるまでもないことでございますが、御可決いただきませんとその分は交付できないということで、地方団体としては、いつ交付税法の御可決があり、いつその特別措置による概算交付が行われるかということとを非常に心配をしておる。これはもう申し上げるまでもないことだと思います。ことに、五月になりまして五月の給与支払いが出てまいりますので、できれば五月の時点までに特別措置による概算交付が行われることを期待したいという要請が強かったわけでございます。

で、私も単純に計算いたしますと、いまお示しのように、法案の成立が御座ることによる金利負担は一日約一億円という金額でございますが、県や市町村によりまして資金繰りの状況は必ずしも一律ではございませんから、このラウンドな数字がそのまま全体の地方財政として負担になつていくというふうにも私は思いません。どちらかと申しますと、資金繰りの窮乏なところは大変

苦しゅうございますし、また若干余裕のあるところはそれほどでもないというふうに思っております。

しかし、いずれにいたしましても、おくれることによりまして金利負担というのが相当程度出てくることはもうこれは否定すべくもないわけでございます。そういう意味合いで、私もまたいたしましてもまた地方団体といたしまして、一日も早く御可決をお願いしたいという気持ちがいまお示しのような電報になってあらわれておるものだというふうに思う次第でございます。まあ国会全体の問題が生じたので、これはやっぱり全体の動きが正常化されまじやないかお願いしても無理だということでお話のような状態になったのではないかと、かように思っております次第でございます。

○佐藤三善君 局長のお話では一日一億円で、大変なこれは加算ですね。しかし、自治省の作為はなかつたような答弁ですが、大臣これは、あなた国家公安委員長であり、もちろん松野喚問については御尽力いただいたと思うんですが、いま局長からのお話のように、自治体のそのための損害というのは大変なものが報告されたわけですから、これはもうそういう国政の、もっと端的に言うならば、野党は一致して要求しておたわけですから、こういう問題は起こらなかつたわけですから、自治体財政にとっても大変な責任を持つ大臣として、一体どういふこの問題に対する御見解を持っておるのか。

さらに、いま残されておる岸さんの喚問については、大臣として、当然これは関係の一員ですから、引き続き協議することになっていくわけですから、これに対する大臣の見解を承りたいと思っております。

○国務大臣(池谷直雄君) 全国の地方自治体にとりまして、大変重要な関係のある地方交付税法案、一日も早く成立をさせていただきたいと、これはもう当然心から念願をしておるわけでございます。

ますけれども、何分これは国会運営のことでございますので、政府サイドの私どもがやかく言う立場ではございません。いずれにいたしましても、約九日間ですか、国会が空転したという事態は、私もとしても非常にこれは残念なことだと考えておりますけれども、幸いに国会が正常化したしまして審議が開始されたわけでございますので、ぜひともひとつ各委員の御協力をいただいて、一日も早く地方交付税法案を成立をさせていただきたいと、心からお願いを申し上げる次第でございます。

なお、岸元総理の喚問についての私の見解というお尋ねでございますけれども、これも国会、特に各党間のいろいろな折衝があるわけでございますので、政府の立場にある私としては発言を差し控えていただきたいと思います。

○佐藤三善君 いや、国会の立場もありまじやうけれども、野党は一致して要求しておるわけですね。ですから後は、政府・与党の自民党がどう態度を決めるにかかっているわけですね。そのことは同時に閣僚の一員であり、重要な国家公安委員長の立場もあるでしょうから、やはり大臣の見解をきかちとしてもらわなければ、国民もやっぱり期待しておると思うので、その点はもう一遍明確に大臣の見解をひとつ明らかにしていただきたいと思っております。

○国務大臣(池谷直雄君) これは、まあ松野さんの場合もそうでございますが、野党は全部一致して喚問を要求された。自民党の対応がそれになかなか一致できなかったということで国会が空転をしたと、こういうことでございまして、で、岸さんについてこの喚問、これから国会がどういふことで動いていくのかももちろん私知るすべもございせんけれども、やはりこれはあくまでも国会の問題であり、特に自民党がどういふ対応をするかということが一番大きな焦点になってくると思っておりますが、繰り返して恐縮でございますが、政府の立場にある私としてはこの件についての発言は差し控えさせていただきますと思っております。

○佐藤三善君 平素簡切のいい大臣が、なかなかこの場では慎重な答弁をなさるのですが、しかし大臣、国家公安委員長という立場もあるわけですから、法務大臣もそういう意味ではきちっとした発言をしておるわけですから、ここら辺はやっぱりあなたもきちっとして、ひとつ閣僚の決定に臨んでいただきたいということを強く要求しておきたいと思っております。

そこで、公営企業総裁と約束ございまして、冒頭にまずこの点を聞いておきたいと思うのですが、公営企業金融公庫が地方財政政策の一環として、いま非常に大きな役割りを果たしておる。特に資金調達によるところの地方団体への貸し付けが大量に行われておるわけですが、五十四年度の予算編成が一月に終わりましたので、その後三月、五月と二回にわたって債券の発行条件が引き上げられてきた。これはやはり公庫債券の支払利息の必要額が増加するということは、これは地方団体にとって影響があることだと私思うのですが、一体どの程度の影響が出てくるのか。また、その財源については一体どういふような措置がとられるのか、まず聞きたいと思っております。

○参考人(柴田護君) お話のように、政府保証債の金利が三月、五月の二段階にわたって引き上げられました。それによって地方団体にどういふ影響があるかというお尋ねでございますが、地方財政そのものにももちろん無縁じゃございませんで、ある程度の影響があると思っております。地方団体に対してどういふ利子負担がふえるかということについては正確には計算いたしておりませんが、まあ大体四十億前後のものがあるだろうと思うのでございまして、これは地方財政全体の運営の中で消化していただかなければ仕方がない。この金利改定なるものは、いかならばインフレの予防対策として行われたものでありますので、まあ公庫といたしましてはやむを得ぬと、このように考えておる次第でございます。

○佐藤三善君 これは自治省は一体どういふふうに考えられておるんですか。私の調査によると、

一月時点の年利が六・二％、それが三月に六・六％に上がり、五月に七・三％に上がる、こういった段落から見ると、いま総裁が言ったように金利だけで約四十億程度予算編成時より上がるようになっていく。こういったものがそのまま地方自治体の方に転嫁されたのでは、これはやはり地方自治体はたまたまものじゃないかと思うのです。自治省としてどういう措置をとろうとしておられるのか。同時に大蔵省として、こういう点についてどういう考えなのか。私はむしろ当然に——これは大蔵省の国債の金利の引き上げに伴う措置でしょう。だとするならば、これは大蔵省の方で当然負担すべきじゃないかと思うのですが、どういう見解がお聞きしたいと思っています。

○政府委員(森岡敬君) 金利の引き上げに伴います利子負担の増加をどの程度と見るかということでございますが、いま御指摘のように、三月に政保債の表面利率が六・二％から六・六％に〇・四％引き上げられました。公営企業金融公庫の資金の基準利率は従来六・六％でありましたのを六・八五％に引き上げたわけでございます。その後五月にさらに政保債の利率が引き上げられますが、これにつきましてはまだ公庫の基準金利がどの程度になるかという最終的な結論が出されておられません。ただ御承知のように、公庫の融資いたしておりますものの大部分はいわゆる特利でございます。政府からの補助金及び公営競技納付金によりまして利率を思い切って引き下げて今年度では、御承知のように政府資金と一厘差の低い利率で貸し付けておるものが大部分でございます。この特利をどのように決めるかということもこれらの問題でございます。政府資金の利率が決まりました段階でそれと並行して特利を決めるということに相なっております。

先ほど四十億円という数字の御指摘がございましたが、これは公庫の融資枠約一兆円に對しまして六・二％と六・六％の差〇・四％で単純に算術いたしますと四十億円ということだと思っております。いずれにいたしましても、ことに、いま申し上げて

おります特利事業の利率が政府資金絡みでどう決まるかということにかかっているわけでございます。したがって、数字をいま確定的に申し上げる段階にはまだ至っておりません。しかし、全体として政府資金の利率も上がってまいりました。うから、ある程度の利子負担増が出てまいるといふことはこれは避けられないと思います。ただ、この点につきましては、地方財政計画におきまして、一般行政経費の中で三千五百億円の予備費を災害分を含めまして計上いたしております。このような予備費の弾力的使用によりまして、利子負担増はほぼ吸収していただけるのではないかと、うに私どもとしては考えておる次第でございます。

○説明員(足立和善君) 利率の増に伴います地方公共団体の利子負担につきましては、大蔵省といたしまして、いま財政局長から御答弁ございましたように、地方財政計画上の追加財政需要というもので十分対処し得るものと考えております。

○佐藤三吾君 いまの財政局長の答弁なり大蔵省の答弁では、これは予備費の中から充当していくと、そういう確認でよろしいですか。地方団体にそのことによって迷惑をかけない。いいですね。

○政府委員(森岡敬君) そのとおりでございます。

○佐藤三吾君 それでは次の問題に移りますが、一昨日自治省が「田園都市構想と地方分権の推進」というのを発表しました。私も見せていただきました。この中では、自治分権、とりわけ財政の自主権確保というのを強調しております。そういう意味ではわれわれも賛成なんです。が、反面、今日の財政危機、一割自治、それから中央集権、これは先般の委員会でも大臣が盛んにそれを打ち破っていかねければならぬのだということとを強調しておったわけでありまして、これらは今日までどうしてできてきたかと言えば、これは大臣御存じのとおり、自民党の今日の政治の中でつくられてきておることはこれまた間違いない。な

かなか言うにできる問題でない内容だということも大臣も認めておるわけですが、そこで、この点に対する一つの具体的な焦点として、毎年地財法第二十一条、二十二条に基づきまして、地方負担に伴う事務、事業費の改善申入れを自治大臣として行っておりますが、五十四年度の場合に一体どういう点が具体的に前進をしたのか、どういう点が問題として残っておりますのか、それをまずひとつ明らかにしていただきたいと思うのです。

○政府委員(森岡敬君) 毎年、翌年度の国の予算編成に際して、地方財政に関連する事項について各省庁が留意していただきたい事項を七月及び十一月に申し入れをいたしております。

五十四年度の予算編成に関連いたしまして各省に申し入れをいたしました事項の中で主要な柱は、まず第一に、国庫補助負担制度の改善の問題でございます。ことに生活関連施設の国庫補助負担の充実をぜひやっていただきたいということを申し入れました。

それから第二に、国と地方公共団体との間のいわゆる財政秩序を確立していただきたい。国費でもって支弁すべきものを不当に地方にしわ寄せをするというふうなことはあくまで避けてもらいたいということを申し入れました。

それから第三に、地方団体の効率的な行政運営について政府各省庁として協力をしてもらいたい。たとえば、その具体的な例といたしましては、各省庁がいろいろな施策を行います場合に地方団体の職員数の増加やあるいは機構の新増設に伴うような施策は厳にこれを抑制していただきたいということを強く申し入れたわけでございます。

これらとあわせまして、国庫補助負担金に係る超過負担の解消につきましても細かく要請をいたしましたわけでございます。

国家財政も御承知のように大変窮乏した状態でございますので、基本的な事項について申し入れた部分について大幅な前進を見たという状態に実はなっておりません。私どもといたしましてはそ

ういう意味合いでは大変不満足な面も多いのでございまして、これは単年度で事柄を全部解決しようと思ってもなかなかそうはまいりませんので、引き続きたゆみなく努力をしてみたいということが必要だと思っております。

その中で、超過負担の点につきまして、私どもは、事業費総額でたしか五百四十億円の超過負担の解消は行われましたが、たとえば保健所の問題でありますとか保育所の問題につきましては、地方公共団体が要請しております国庫補助負担基準に比しまして政府各省が現に採用しておられます基準がかなりかけ離れておりますので、これらの点がなお早急に解決を要する問題として残っておりますのではないかと、かように思っております次第でございます。

○佐藤三吾君 具体的な内容でいまお聞きしたかったのですが、超過負担の問題が若干報告あっただけですね。これはひとつ資料を、五十四年度予算のこの申し入れに対する各省のできた実績、資料を一覧表でも結構ですが、後でいいですからいただきたいと思います。

それから、五十五年度に対して何を重点に考えているのか、この関連についてですね。

○政府委員(森岡敬君) 五十五年度におきましても、ただいま五十四年度予算に関する申し入れについて御答弁申し上げましたとはほぼ同じような事項を中心に申し入れをしてみたいと思っております。その中でも、先ほど末尾に申し上げました超過負担の解消問題につきましてはさらに具体的に詳細に申し入れをして各省庁の適切な対応をお願いしてまいりたいと、かように思っております。

○佐藤三吾君 大臣、あなた先般の委員会で、超過負担の問題、事務移管の問題、配分の問題、こういった点についてはこれは決意を新たにしてやりたいと、そういうことで地方制度調査会の方にも諮問しておるのだということを確認しておったのですが、地方制度調査会の中における意見というのは、先般の委員会では党の小山委員から御指摘があったように、三十八年当時からもうす

で何回にわたって答申しても、この問題一向に
 ちが明かない、解決しない。解決しない一番大
 きな点は何かと言え、政府・与党にやる気がな
 い。こういうことで、先般の委員会の中でもか
 り集まる非難が出されておるわけですね。あな
 たが期待するように、九月の小委員会の結論が
 出るという前提は、何といつてもやっぱり大臣自
 身が、こういう十数年にわたってできないことを
 するという、そのやるに当たっての具体的な考
 え方なり、どうしてできなかったから今度はどう
 んだという、こういった決意を示さない限り、私
 は調査会の中の議論というのは進まないという
 うに思ふんですが、いかがですか。

○国務大臣(森谷直藏君) 御指摘のように、も
 う十数年前から地方の超過負担の問題、これを指摘
 されておるわけですが、それがなかなか
 解決されないで現在にまでおる、それは一体ど
 うしてかというお尋ねでございますが、私はこれ
 くらいふうにお尋ねしておるんですが、やはり国
 地方も、高度経済成長時代であったわけござい
 ますから、全体的に財政的にゆとりがあったとい
 うことが最大の解決をおくらせた原因になつて
 るのではないかと私は考えておるんです。ここ
 が、現在のようになつてきたとすると、これは
 地方としてはこのような超過負担というものは
 とうていこれはもう耐えられないということが
 わめて明白になつてきておるわけでございます
 から、したがってこの問題はどうしても解決して
 らいたい、解決すべきであるという要請が非常
 に強くなつてきたということもこれは当然のこと
 でございます。そういう実態を踏まえて、自治省
 としては関係各省庁に対して地方六団体と一緒に
 なつてこの超過負担の解消にこれは真剣に取り
 組んできた。それで、御承知のようにこの問題、大
 分この数年來軌道に乗ってきたというふうには
 見ておるわけでございます。少なくとも六、七年
 前の状態とはもう完全に様相が変わつてきて
 いる。これはやはり政府もこの問題に対して真剣
 にこの解消に向かつて努力をしてきておると、こ

ういうふうな申し上げてよろしいのではないかと
 考えておるわけでありまして。しかし、依然として
 まだ問題はかなり残つておるわけでございますか
 ら、そういう残された問題の解決に向かつて私
 どもとしては一層の努力をしなければならぬと、
 これはもうかたい決意を固めておるということ
 を御了承いただきたいと思ふわけでありまして。

○佐藤三善君 大蔵省、どうですかね、おたく
 の方各省の事業予算をつけるわけですね、こう
 いったときに、自治省が何ば決意をして申し入
 れても、やっぱり大蔵省の方でそれに対応するもの
 がなきや私はいつまでも進まないと思ふん
 だ、いかがですか。

○説明員(足立和基君) 予算編成に当たりまして
 は、自治省の方から地方負担の増加を来さないよ
 うな施策、これを各省に申し入れを毎年いたし
 ございまして、私どもそれを十分に参考にしな
 がら予算編成に取り組んでございまして。各担当
 計官にもその旨をすべて連絡をいたしまして、そ
 れからも、先ほど財政局長から具体的な事例の
 御説明として超過負担の問題、補助基準の改善
 の問題ございましてけれども、その辺のところも自
 治省と共同いたしまして地方負担の減少というも
 のに力を尽くしておるわけでございます。

○佐藤三善君 この問題は私はこれ以上は、先般
 の小山質問で長く突っ込んでおりましたから、言
 いませんが、大臣、ひとつぜひひまの決意をや
 っぱり真剣に考えて、途中で大臣の首がどうだとか
 いうことじゃなくて、徹底的に追求すると、こ
 ういう点は確認しておきたいと思ふんですが、よ
 しいですね。

そこで、これは大臣にお聞きするのがいいの
 か、財政局長がいいのかちょっとわかりませ
 んが、官庁連報の四月二十四日の報道によります
 と、自治省は東京都の財政再建の一環として、地
 方交付税の不交付団体として割り落としを受けて
 おった義務教育国庫負担の定員定額方式を定員実
 額方式に変えるんだと、五十二年度の実績を見る
 と百七十億これによって都財政を救うことができ

ると。また、地方譲与税の不交付団体制限解除を
 するんだ、検討するんだ、こういう報道がなされ
 ております。これは都財政にとって――鈴木都政
 になったから急に態度を変えようということじゃな
 いと思ふんですけれども、どういう内容、時期を
 考えておるのか、お聞きしたいと思ふます。

○政府委員(森岡敬君) 義務教育費国庫負担金
 らいは地方道路譲与税に關します不交付団体のい
 わゆる財源調整制度につきましては、東京都から
 かねてよりその廃止と申しますか、緩和について
 の御要望があったことは事実でございます。た
 だ、私どももいたしましては、義務教育費国庫負
 担金の財源調整制度は、昭和二十八年に從來地方
 財政平衡交付金の中で算入しておりましたものを
 二分の一国庫負担制度に切りかえたときの経緯か
 ら申しまして、また、地方道路譲与税につきまし
 ては、道路目的財源の各地方団体間を通ずる均衡
 的な配分という観点から申しまして、これを全面
 的に廃止するということはきわめて困難である
 という考え方を持っております。その気持ちは
 いまでも同じでございます。

ただ、非常に強い要請でございますので、全く
 何らの検討も加えられないのかということになり
 ますと、それはいろいろあらゆる角度から検討し
 てみる必要はあると思ふますが、しかし現段階
 ではこれを全面的に廃止するということはきわめ
 て困難ではなからうかというふうにお考えござ
 います。ことに、またこれは文部省など各関係省にも
 関連する事柄でございますので、所管省の御意見
 も伺わなければなりません。そういう現在心境で
 あるわけでございます。

○佐藤三善君 これは逆に言えば、官庁連報の報
 じておることは実現性はないと、こういうこと
 ですか。

○政府委員(森岡敬君) 官庁連報の記事、私正確
 に覚えておりませんが、やや勇み足的な表現では
 ないだらうかという感じが、私としてはいたして
 おります。

都政になったから急にこういうことを考えるとい
 うことでもない。いずれにしてもこの問題
 については確証あるものでない、こういうふう
 に理解していいですか。

○政府委員(森岡敬君) 先ほど申しましたよう
 に、それは簡単な問題じゃございませんので、
 官庁連報に書いておられるような方向で直ちに事
 柄が決せられるということではないと思ひます
 が、ただ、不交付団体の財源超過額というもの
 が、御承知のように、東京都の場合見ましても非
 常に減少してきております。そういうふうな財政
 構造の変化というものを踏まえて、いまのま
 まいかどうかという検討は、これはやっぱりし
 かるべきだと思ふのでございまして。現在はその
 いう段階及び気持ちでございますので、御了承賜
 りたいと思ひます。

○佐藤三善君 なかなかその答弁がわかりにくい
 んですけれども、いずれにしても、私は大都市の
 財源確保という面で、先般代表質問の中でも強調
 したんですが、ただそれが知事がかわつたら途端
 に豹変すると、こういう態度というのは私は許せ
 ないと思ふんです。革新であるかと保守であ
 るかと、知事がかわつたことによつていまま
 であつたことが急にできるとか、こういうこと
 になつたらこれは私は大変だと思ふので、その点
 はひとつ強く考慮の中に入れてもらふねと、今後
 も大きな問題になると思ひますので……。まあ
 ま検討の最中だといふますから、またこの問題
 はその結果をめぐつて議論したいと思ひます。

そこで、交付税の問題で質問に入りたいと思
 うんですが、一つは、保育所に入所した措置見
 いては、一人当たりの単価計算が一体どうい
 うになつておるのかと、こういうことで、私の推
 量ですけれども、国家予算に計上された措置算
 を措置見数で割つていく、それを十分の十に割
 り戻してその十分の一を市町村負担にしてい
 こういう仕組みになつておるのじゃないかと私
 は思ふんですが、そうであれば、五十三年度の措
 置費が二千七百七十億、措置見数が百八十万。した

がって十八万六千円、十分の一で一萬八千六百円、こういう数字になるんですが、交付税を見ると一萬七千九百円ですか、こういう額になっておる。この違いは一体どういふことなのか。

また、御存じのとおりに、ゼロ歳から五歳までの年齢が均一にありますね、措置費については。したがって、いわゆる保育所の場合には、ゼロ歳の方が人手がかかるし、いろんなこの諸経費がかさんでくる。年齢が高くなればなるほど負担が軽減してくる、こういう実態にあるわけです。ところが一萬七千九百円ということで、交付税は一律に補正されているわけですね。これはやはりどう考へても種別補正の方がより実態に適應するんじゃないか、こういう気がするんですけれども、この点についてひとつお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(石原信雄君) 五十三年度の交付税計算上の児童措置費の単位の件でございまして、地方交付税の単位費用の積算の基礎として用いました数字は、国庫支出金の総額が二千五百八十億一千九百六十七万円という予算額に対して、予算上の措置人員が百八十九万六千二百六十六人と、まあこのような数字を基礎といたしまして、その十分の一を市町村が負担するという計算をいたしましたと一萬七千九百円と、このようになります。したがって、先ほどお話しした数字との違いは、分母に用いた人員の違いではないかと思ひますが、私も用いたのは予算上の措置人員、予算上の人員でございまして。

それから、この単位費用を用ひまして各市町村ごとの基準財政需要額の算定を行つておられますが、その際には、市町村によりまして措置人員に差があります。すなわち、人口当たりの措置人員にかなりの差がありますので、現在は密度補正という形でその団体の総人口に対する措置児童数の割合によつて補正を行つておられます。

ただいま御指摘の点は、措置児童数の中に年齢差があるではないかと、年齢差によりまして一人当たりの措置単価に大きな差があるんじゃないかと、こういう御指摘だと思ひます。確かに年齢に

よりまして措置単価には大きな差があることは事実であります。ただ問題は、全国を通じてその措置人員の自身の年齢構成、これが団体によって非常に大きな差があるのかどうか。もし全国的に同じような年齢構成であるならば、総措置人員に対して平均単価を用ひることで問題は無いわけでありまして、確かに団体によって多少の年齢構成差というものはあるかと思ひます。ただ、それがどの程度その差が大きなものなのかと、こういった点が問題であらうかと思ひます。

それから次に、このような措置人員の年齢差が何によつてもたらされるのかと、その地域の社会的、経済的な条件の差によつてその団体の政策意思に關係なしに差が出てくるということであらば、それは交付税の客観性からしてもこれを算定に反映させるべきだと、このような議論が出てくるかと思ひます。いままでの検討の結果では、これが非常に大きな年齢構成差が生じているということ、またそれがその団体の政策意図にかかわりなく客観的な社会的、経済的な条件でそれが出てきておると、こういうようなことは私も把握しておりません。今後もお検討をしなきゃならぬ課題であると思ひますが、私も従来検討の結果では、そのような事実を把握していないわけでありまして。

それからまた、確かにこの個々の団体の財政実態を基準財政需要額により的確に反映させるためには、措置人員につきましてもいづゆる種別補正的な要素を導入するということが、その部分だけについて言えばより適切な算定方法になるということとは確かでありまして、ただ同時に、その場合には算定方法がいまよりもさらに大幅に複雑化するという問題も出てまいります。したがって、これらの問題を総合勘案しながらさらに研究してまいりたいと、このように考えます。

○佐藤三吾君 これはひとつぜひ実態に即するといふ方向での種別補正を検討してもらいたいと思ひます。特に行管庁が幼保問題で、四十九年ですか調査をやつた実態を見ると、ゼロ歳の

保育の実態というのは一%ですね。保育所の実態を見るとほとんどが三歳以上。このことはやっぱり一つの関連も私はあるんじゃないかと思ひます。で、やはり実態に即して保育所の本来の使命——いわゆるゼロ歳から三歳までですね、が適應するようないふ方向でひとつぜひ早急な検討をしていただきたいといふことをあえて申し上げておきたいと思ひます。よろしいですね。——よろしいですか。

○政府委員(石原信雄君) 事実關係をさらに研究してみたいと思ひます。

○佐藤三吾君 そこでもう一つ、沖繩の問題で開きしたいと思ひますが、沖繩とか小笠原諸島がこれは対象になつておると思ひますが、隔遠地補正というのがございまして、この係数を見ると頭打ち制限がやられておるようですね。恐らく遠隔地に対する補正を高めることによつてこの島の窮状を打開しようといふことであつたと思ひます。うんですけれども、実態を見ますとそういう実態が出ておる。そこで、これはやはりこの機会に、対象が非常に少ないわけですから、仮に頭打ちを解消したからといって財政的に大きな影響を与へるものでないし、またそれがその他の都市に影響すると、こういうものでもないわけですね。ところが、それが現実にはこういふ島々では大変重要な課題になつておるというこの意見を強く受けておるわけですね。たとえば多良間、南大東村、伊平屋、粟国、座間味、渡嘉敷、渡名喜、北大東村、こういうところ、もし隔遠地補正の六・五〇というこの頭打ちが正されれば八千五百二十一万程度の増額になる、こういうことで非常に期待が大きいわけですが、この点に対するひとつ見解を承つておきたいと思ひます。

それからもう一つは、御存じのとおりに、沖繩の場合には復帰に際しまして特例法が制定されて、そして言うならば上げ措置がとられてきておりますが、そのことが、交付税の場合で見ますとこの特別措置があらになりまして割りと落ちておる。たとえば小学校の校費の事業費

補正を見ましてもそういう実態が出されておるわけですね。校舎で七三%ですか、屋内体育館で六八%、こういう割り落としになっている。これではこの特例法の趣旨というものは全然生かされてない。むしろそれが逆に活用されている。こういう実態で、現地では非常に不満が強いわけですね。この問題に対して、私はやっぱり特例法の趣旨を生かして、割り落としをするのでなく補正されなきゃならぬと思ひますが、この二つの問題についてひとつ御見解を承つておきたいと思ひます。

○政府委員(石原信雄君) ただいまお尋ねの件、初めの隔遠地補正に關連する問題でございまして、隔遠地補正という補正は、市町村の立地条件が、具体的には都道府県庁所在地あるいは都道府県の出先機關の所在地からの距離によりまして、旅費とか通信費等の行政費が割りと高につくという關係を交付税の算定上反映せよといふ趣旨で昭和三十九年度に創設されたわけでありまして、その際に、算定要素といたしまして、距離の要素と、それから同じ距離でありまして個々の団体の規模によつて小規模な団体ほどその割りの経費の影響は高くなるという意味で、一種の段階補正的な要素を加味しております。それからもう一つの要素は人口減少率、隔遠地の市町村は、この補正が適用された時期におきましては、同時に過疎化が非常に進行してございまして人口が急速に減つておりますが、人口が減つても行政費はそのわりには下がらない、したがって人口減少要素を多少カバーしてやる必要があると、こういう考え方から、距離の要素と人口段階の要素とそれから人口減少の要素と、この三つの要素によりまして一般行政経費の割り高を補正係数に反映せよといふ仕組みになつておるわけでありまして。

で、その際に、人口段階による割り増し要素を計算するに当たりまして、算定技術上の制約もありまして、人口二千人からの計算をしておりまして、二千人未満の団体につきましては算定技術上の結果から非常に大きな割り増し係数が掛かつて

しまりわけであります。そこで、これをそのまま適用する場合には、団体によりまして何十倍という係数が出てしまふ。人口が非常に小さくなりまして、その係数の一番小さいところが二千人段階で打ちだめになっておりまして、小さな段階になりまして非常に割増し係数が掛かるという技術的な矛盾が出てまいります。そこで、昭和三十九年度にこの制度を創設いたしました際には、人口段階による補正率は最高五・〇、五倍までということにいたしました。これはその当時関係団体のデータなどを分析して、どんなに人口が小さくなくても五倍以上になることはない、という基礎から五・〇〇という頭打ちを設けたわけでありました。その後、この点につきましては関係団体の御意見もあり、また私も実態を調べまして、昭和四十一年に六・五〇という最高制限率を設けたわけでありました。その後今日まで至っておりまして、その後単位費用の増等もありまして、私もその六・五〇という最高制限率でもって、私どもは関係団体の財政需要の実態を反映できているものと、このように考えているわけでありました。

ただ、この点につきまして、昭和四十一年度から今日までかなり時間がたっております。したがって、この点につきましては最近の実態等についてさらに検討してみたいと思つていますが、ただこの頭打ちそのものをやめてしまふという御意見につきましては、実は沖繩の団体の場合には六・五〇よりももう少しと高くなるぐらいの団体が多いのであります。極端な例で申しますとたとえば東京都の御蔵島の場合などは人口が非常に少ないためにこの倍率が四十四倍になってしまふ。あるいは青ヶ島村の場合には三十八倍になってしまふ。これをそのまま制限なしで行うのが、金額はそれは団体が小さいですから若干大きな額でありませぬけれども、制度としていかなうものか、こういう議論が出てくるわけでありまして、この段階補正につきましては、地方財政平衡交付金制度創設当初からも、余り小さい団体

まで段階をセツトすることが算定技術上もいろいろ制約がありましてこれは避けまして、そのかわり、たとえば段階補正最高は当時は二・二とかもりのによつては二・五とかいろいろ制限率を設けたわけであり、いづれにしても最高制限率を設けたわけであり、外国の例などでも補正係数についてはものによつて最高制限制度で不合理を回避しているという例があります。したがって、この隔遠地補正につきましても、現在の六・五〇が最近の時点において妥当であるかどうかについてはさらに実態を検討してみたいと思つていますが、制限をそのまま廃してしまつてそれが何十倍になつてもいいかという、私はやっぱり問題ではないか。これを回避するためにはさらに小さい段階まで想定をするかどうか、補正係数を設定するかどうか、こういったことも研究課題ではないかと思つて、いづれにいたしましても、実態あるいは算定技術面それぞれにつきましても、さらに研究してみたいと思つております。

それからもう一つのお尋ねは、義務教育施設につきましても、事業費補正を適用する際に、校舎、屋体の建設費の一部、具体的には五割相当を事業費補正に算入しまして、九五割相当は地方債によつて措置し、その元利償還金を別途算入する方式をとつておられるわけでありまして、この五割部分につきましてもいづれ地域差率を適用してござります。これは一般的には各地域の建築単価の差、文部省の補助単価等による建築単価等の地域差を反映させるように係数をつくつておられるわけでありまして、基本的にはこれは各事業費補正のものに用います建設費の一般財源所要額を反映させるものでありますので、沖繩の市町村につきましても、振興法の規定によりまして、補助率が十分の九とされて高い補助率になっております。で、理論上の負担額は一割ということでありまして、交付税の算定上はこのような地方負担額における差というものは、これは反映させざるを得ない。と振興法の趣旨を棒引きするといふ趣旨ではありませんで、交付税算定上は理論的な負担額というものを算定の上に反映させると、このような見地に立つていまのような地域差率を設けているわけでありませう。

したがって、この問題と、それから具体的に、沖繩の各市町村の財政実態が交付税算定と対比してどうなっているかと、この点はもちろん私も常に考えていかなきゃいけないと思つております。したがって、それらの点については基準財政需要額全体の算定の中で、沖繩の実態を反映させる上でさらに何か考慮すべきものがあるのかどうか今後研究してまいりたいと、このように考えております。

○佐藤三吾君 あなたの答弁はよく聞かぬと、初めの方はなかなか調子がいいんだけど、後段で、締めくくりに何のことはなかったと、こういうことになりかねぬので、もう一遍ここを確認しておきますが、隔遠地補正は、これはもう頭打ちを撤廃するということは極端な問題があるから検討の余地はあるとしても、四十一年設定した六・五〇というものは前向きにひとつ是正すると、こう確認してよろしいですね。

それからもう一つ、いまの割りとしとの点は、あなたさっき振興法の棒引きではないんだということを確認しておるわけですが、これはしかしどう考へたつて実態はそこ、本土の場合には校舎の場合に平均一・〇五から一・九一。沖繩の場合には一・〇二七です。体育館の場合は、本土の場合は一・〇五から一・九一。これも一・〇二七です。いづれにしても、補助高が特例法でもって高率なものだから、その分を交付税で割りとししておることだけは事実のようですから、これは特例法をつくつた趣旨というものをひとつ思い返していただいて、特別に沖繩にはそういう条件というものを国自体が保障するというところでつくられた経緯があるわけですから、したがって、交付税の問題についても割りとしをなくしていく、こういうことを再度ひとつ確認しておきたいと思つておりますが、いかがですか。

○政府委員(石原信雄君) 先ほど答弁申し上げましたように、六・五〇の制限率につきましては、最近のデータを分析いたしましたので、その実態によつてもしこれを変える必要があれば変えたいと、そういう意味で再検討してみたいと思つております。しかし、いま制限を撤廃してしまふ、やめてしまふということは、交付税制度のたてまえからしても困難ではないかと、このように考えます。

それから、沖繩の地域差率の問題であります。これは義務教育に限らずほかの経費でも、たとえば北海道特例等地域によつて国庫補助負担率に差がある場合にはその差の実態に基づいて地方負担額の計算をしておりますから、法令の規定による補助率の差というものを交付税算定上全く無視してしまふというものは、これは交付税制度としては困難ではないかと思つて、したがって、いまして、振興法の趣旨はそれはそれとして、交付税算定の全体の中で必要があれば考えていくべきではないか。この地域差率そのもので補助率、国庫負担率の差というものを考慮の外に置いて率を算定するということはこれはむしろいいんじゃないかと、このように考えるわけでありませう。

○佐藤三吾君 必要があればいいやなくて、これはひとつ、いまあなたも答弁の中で認めておられるように、実態としても現実に強い地元の要求もあることだし、まあ特例法に言いがかりつけて一つの差別というふうにとれぬでもない。そういう問題ですから、ぜひひとつこの問題について検討をする、そうして前向きに改善を図っていくと、こういうことを確認しておきたいと思つていますが、大臣いかがですか。

○政府委員(森岡敏君) 隔遠地補正のいわゆる小規模団体の頭打ちの問題は、審議官から申しましたように、四十一年に率を設けてからその後変えておりませぬ。実態が変わつてきておるといふことであります。ですから、個々の団体の財政需要の実態というものを真剣に一遍検討してみたいと思つて、必要があれば直します。

ただ後段の、沖繩の義務教育施設の国庫負担の

特例率の問題は、復帰の際に、地方交付税のよう
な地方財源、地方公共団体の共通財源によって、
沖縄の復帰後のいろいろな施策をサポートしてい
くのか、あるいは沖縄復帰後の沖縄振興はすべて
国家的見地からの問題でありますから、国費によ
って直接必要な財政措置のかさ上げをするのか
という選択の問題があったわけでございますが、そ
れは当然国費によってやるべきだということでの
特例率が設けられた経緯がございます。というこ
とと、通常補助負担率が十分の五と十分の六とい
うふうに若干の差でありますればそう問題ないの
でございますけれども、十分の五と十分の九とい
う格段の高い特例率でございますから、これにつ
きましては、やはり振興法のたてまえが国費によ
って十分な措置をするということに基づいておる
わけでありますので、この修正につきましては、
私はやはりこれを改めるのは困難だと思います。

で、審議官が申し上げましたのは、これはこれ
といたしまして、沖縄の市町村のその他のような
財政需要があるわけでございますから、それらに
つきまして適確に各市町村の要請にこたえるよう
な財政需要の計算をあらゆる角度から検討してま
いりたいと、こういうことで申し上げたわけでござ
います。私もそのように考えておりますので御
了承賜りたいと思います。

○佐藤三吾君 大臣、いかがですか。

○国務大臣(渡谷直禎君) 財政局長のお答えした
とおりでございます。

○佐藤三吾君 まあ隔遠地については検討して直
すべきは直すということですが、事業費補正の割
り落としの分については、これはこのものの手直
しはなかなかむずかしいというのが財政局長の答
弁だったと思うのですが、しかし、かわるべき措
置というのは一体的にどういふものかを考えて
おるのか。私も、いまあなたがっしゃったよう
に、沖縄の実態から見ても地方団体の一般財源の中
から充てんじやなくて国が特別に措置すべきだ
ということとはわかります。わかりますが、しか
し、だからといって交付税でもって割り落としを

するということ自体は私はけしからぬと思うので
すよ。ですから、こちら辺についてはやっぱり現
地の強いそういう要求もあることですから、もう
一遍ひとつ検討してもらって、そうして是正を圖
ってもらいたいということを強く申し上げておき
たいと思うのですが、いかがですか。

○政府委員(森岡敬君) この問題はこの問題とい
たしまして、各種の投資的な経費につきまして、
いろいろ沖縄の市町村から御意見がございませ
う。たとえば当委員会でもしばしば御指摘のありま
す。ぶれ地の問題などにつきましても、国の財政の
立場で思い切った措置を講ずることが本来必要で
ございませうが、地方交付税あるいは地方債等を通
じまして適切な対応をして、沖縄の市町村が財政
運営上支障のないようにしていくという問題など
も抱えておるわけでございませうので、これは一つ
の具体例でございませうが、自治省といたしまして
は、沖縄の市町村の財政需要にあらゆる角度から
適切に対応できるように最大の努力をしてみたい
、かように思います。

○佐藤三吾君 時間がありせんからこの問題は
ひとつさらに検討を強く申し入れて、また次の機
会に質問してまいりたいと思います。

そこで、都市交通の問題について質問に入りま
すが、五十二年度の決算概況が報告されておるま
す。その内容を見ると、都市交通の再建問題とい
うのは、いろいろな屈折がございませうが大体総体的
的に見れば前進をしておる、こういう内容になっ
ておると私は思うんですが、昨年の委員会では私
が取り上げました行政路線、この問題については、
たしかあのときわが党からも一つの法案が出され
ておりました、これは大臣は違いますが、緊急に
この問題を解決しなげやならぬと、こういう御答
弁をいただいたわけですね。できるなら私は五十四
年度予算に間に合うようにという注文をつけたわ
けであります。しかし実態は、五十四年度予算
には間に合わずに今日まできておるわけですが、
これは五十五年予算編成が目前に迫っております
わけですから、どうしてもこの委員会の中で決着を

つけていかなければならぬのではないかとと思うので
質問するわけですが、一体どこにこのおくれの原
因があるのか。同時にまた、五十五年予算の編
成期までにはこれは間に合わせるのかどうなの
か、この点についてまずお聞きしたいと思いま
す。

○政府委員(中野景君) 行政路線の問題につきま
しては、これは都市交通の上で重要な課題だとい
うように考えておるわけでございませう。現在、一
昨年の暮れからでございますけれども、公営バス
事業の管理者側の方及び関係の組合の方々と一緒
に、意見の交換をしながら実は検討を進めておる
わけでございまして、現在の段階ではまだ結論は
得ていないわけでございませう。ただ問題は、採算
性には欠けますが、住民の足を確保するためにせ
ひ維持しなければならぬ路線の認定につきまし
て、どのような客観的かつ合理的な尺度がある
かということだと思っております。で、こ
ういう尺度を都市交通全体の中で一定のものを具
体的につくるというのは実際問題といたしまして
なかなかむずかしい問題がございませう。また、採
算がとれないと申ししましても、他の交通機関との
競合路線による場合もあるわけでございまして、
その場合は路線の再編成を行う必要もあると思
います。また路面交通の渋滞が不採算の要因とな
っておるといふような問題もあるわけでございま
して、そういう場合、優先通行のための努力が必
要とされるわけでございまして、私どももいたし
ましていろいろな知恵を出し合いながら、先ほど
申しました方々の御意見を承りながら、妥協な結
論が得られるよう現在努力しておるわけでござい
ます。

○佐藤三吾君 経過はわかるんですが、それで、
五十五年予算には一体どういふことになるん
ですか。

○政府委員(中野景君) そこで、先ほど申し上げ
ましたように、いろいろ意見の交換をしてまい
っておりますのでございまして、そこら辺の尺度に
つきましての結論がまだ出されていないわけでござ
います。私も行政路線につきましての方策に
つきまして鋭意努力はしておるわけでございま
すが、先ほど申しましたようななかなかむずかしい
問題が実はあるわけでございまして、認定につ
きまして、したがって、現在まで、先ほど申し
上げましたようにまだ結論が得られていないとい
う状況でございます。

○佐藤三吾君 どこがむずかしいのか。たとえば
都市交通という場合に、公営だけということにつ
いては、渋滞その他は民間もあるわけだから、
だから民間もあるときに公営だけということとはむ
ずかしいかもしれぬ。しかし、民間も含めて一つ
の交通政策として行政路線をきちっと取り入れる
ということについて、どこがむずかしいんです
か。

○政府委員(中野景君) 経過を申し上げますと、最初
公営につきましての問題という形ではいろいろ意見
が出されておったわけでございませう。で、やはり
民間につきましても同じじゃないだろうか。と。
公営につきましても民間につきましても、問題が
あることにつきましては同じじゃないかというよ
うなことで、大体いま意見がある程度進んでおる
段階でございます。

その次に、今度はその場合に、それでは民間、
公営も含めてどういふような物差しをもって
行政路線というものを認定するかという問題につ
きましてこれからいろいろ意見を交換していかな
ければならぬ、その具体の認定の基準につきま
して、これもむずかしい問題はあるとは思いますが
、意見をいろいろ聞きながら方向づけを行って
まいりたいというふうに考えております。

○佐藤三吾君 運輸省来ていますか。――運輸省
いかがですか。

○説明員(荏町曉夫君) 自治省の方からお答えご
ざいましたように、やはり行政路線の問題につ
きましては、従来公営交通事業のいわば健全化とい
いますか、そういう観点があったと思うのでござ
いますけれども、そういう観点から自治省におか
れまして、いまお話しのように、関係者集まら

れましていろいろ協議をされておられるということは承知いたしておるわけでございます。私どももこういった御協議の結論を受けまして、御相談があらますれば、私どもも民営、公営を問わずバス事業全体の健全な維持整備というふうな観点から、いろいろ補助制度でございまして、施策もやっておりますので、そういう立場から、御協議があらば十分御相談をいたしたいということできておるわけでございます。

そういうことで、一応これまでのいろいろな御議論を踏まえられまして、御協議があれば十分御相談いたしたいというふうに考えておるわけでございますが、ただ、私どもの立場といたしましては、都市交通の現状といったものが、地方、主として過疎地における交通問題とどういうふうな違いがあるのかとか、公営とか民営の問題とか、いろいろそういう点も考えながら、全体的な制度との整合性を考えて十分検討してまいりたいというふうに存じておるところでございます。

○佐藤三善君 これは大任、もう去年の六月のこの委員会の中でも議論されて、そして五十四年度予算の編成までには間に合わせるように努力をしたい、非常にむずかしいけれども努力したい、こういう話があつて、結果的には五十四年度予算に間に合わないでなくて、自治省が、何か私の聞いておるところでは具体的に出したのは昨年の十二月ごろ一つの対案を出してきた。こういうようなことで、もっぱら自治省の対応のおくれが今日まで延びておるような現状にあるわけですね。これは大臣の政治力の必要なものでもあらうと思うんですが、五十五年度の予算編成期までには間に合わせるということについていかがですか。

○国務大臣(渡谷直義君) この行政路線の問題は、確かにむずかしい問題の一つでございます。基本的にはいま大きな問題となっております。国鉄のローカル線の問題なんかと共通した性格の問題だというふうに考えております。しかし、とにかくその問題は現実にありますし、前大臣が五

十四年度の予算編成に間に合わせるという答弁もしておるようでもございまして、いずれにしてもこれはもう決着をつけなくちゃなりませんので、自治省としてはひとつ五十五年度の予算に間に合うように努力をしてまいります。

○佐藤三善君 そういうことでひとつぜひ事務当局の方でも努力をしてもらいたいと思ひます。

そこで、運輸省にお伺いしますが、いわゆる過疎地域に対する地方バスの生活路線維持費補助というものがたしか五十四年度までになっておったんじゃないかと私は思ふんですが、これは五十五年度以降も引き続いてやられてない、いま過疎現象の問題というのが一つも解決してないこの時期に打ち切られるということになりますと、これは大変なことになると思ふんですが、いかがですか。

それからもう一つは、おたくの運輸経済研究センターという中で、地方バス研究会というのが組織されて、ここでこの問題を含めて議論をされておると聞いておるんですけれども、その内容をひとつお聞かせ願ひたい。同時にまた、この問題は、いわゆる都市交通の観点から見ても当然私は含まれると思ふんですけれども、含まれて議論をされておるのかどうか、あわせてその辺の見解を聞きたいんです。

○説明員(莊司曉夫君) いま御指摘のように、現在の過疎地帯を中心とした地方バスの路線維持の補助制度というのは、一応五十五年度から五十四年度までの五十年の対策というところで進められておるわけで、五十四年度をもって一区切りというところでございまして、御指摘のように、まだまだ地方のバスの経営状況というのは厳しい状況にあるわけでございまして、一方地域の住民の方々の足を確保するという見地一つをとりますと、今後経営状況に合わせて路線バスがどんどんと撤退していくことは私どもの立場としては非常な問題であるというふうに考えておりますので、御指摘のように何らかの形で地方バスに対する助成制度というのは継続する必要があります。

ということをお私どもとしても考えておりますので、そういう方向で来年度予算に向けて検討をいたしたいというふうに考えております。

そういうこととの関連もございまして、いわゆる陸海空にわたります運輸経済全般に關していろいろ調査をしております財団法人でございまして運輸経済研究センターにおいて、この賛助会員の一人となつておりますバス業界との話し合いでございまして、地方バス研究会というものを設けて、いま言ったような、五十五年度以降の地方バスに対してどんな考え方で臨むかといったようなことを中心といたしまして、自主的な研究会が組織されて議論をしておるところでございます。内容といたしましては、五十四年度までの補助制度に對します評価でございまして、それから、五十五年度以降の地方バスに對する、今後地方におけるバス路線の維持に對する整備についてどんな考え方で持っていたらいいかというふうなことを議論しておるところでございます。

なお、都市バスとの関係につきましては、私どももいたしましては、従来地方バスに關しましては、いま問題になっております地方バスに對しまして補助制度といったもので臨んでおるわけでございしますが、従来都市交通につきましては、いわば交通環境の整備でございまして、あるいは旅客のためのサービス施設の改善でございまして、あるいはまたバスロケーションシステムでございまして、いろいろバスに對する補助というところを中心といたしましてやっております。若干地方バスに對しましては異なつた考え方で対処をしておるわけでございまして、そういう意味合いからとらえれば地方バスについて今後のあり方を検討するということと議論がされておるわけでございまして、当然その中で都市バスについてもいろいろな対策を今後どういうふうに進めていくかということについてあ

わけて検討すべきではないかというふうな問題の提起も一部の委員からはなされておるというふうな状況でございまして、まず地方バスに關しましていろいろ議論を詰めて、それとの関連で都市バスについても議論する必要があるということとその研究会の中で委員さん方が一致してそういうことになれば、あるいはそういうこととあり得るかと思ひますけれども、現在ではまだ地方バスについて議論を詰めておる、こういう段階でございまして。

○佐藤三善君 わかりました。いずれにしても、そういう意見も出ておるようでございますから、過密の中の過疎というか、まさにそういうのがいま都市交通の実態だと思ふので、ぜひひとつこれもあわせてこの中で検討をしていただいて、五十五年度以降の方針を出してもらいたいということとをひとつ注文しておきたいと思ひます。

それから、時間ございせんからはいしよつていきますが、それと関連するんですけれども、この都市の交通政策というものが、環境整備というのが非常に重要な意味を持つわけですが、専用レーンというものをいしてこられておりますが、これは実態を見ると余り生かされてない。私も再三各都市に参つて専用レーンを見てもほとんど生かされていなくて混雑の極を極めておるというのが実態だと思ふんです。警察庁に、一体これらの対策といたしてはどういうふうに進めておるのかお伺いしておきたいと思ひます。

それからもう一つは、朝日新聞の五月十九日号に「バス再生・市電の復興」ということで、「道路活用で試行錯誤」という見出しのもとにこういう記事が出ていますね。この中で、バスロケーションシステムというのがいま新宿を中心にやられておるんですが、非常に好評というのか、都市バスの再生に大きな方向を与えておるということ提起されておるんですが、私も体験をしてみますと、確かに、どこを出ましたという連絡というののは、やっぱりバスの乗客にとっては、時間を急げば急ぐほど重要な意味を持ってきておると思ふんで

す。この点に対する普及が——いま試行程度でありますけれども、全国的に都市バス政策の一つとして活用されていかなきゃならぬと私は思うんですが、運輸省の見解もひとつあわせてお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(杉原正君) 先ほどお話がございましたように、バスの専用レーン、優先レーン、これをつくりました以上は、やはりその機能が十二分に生かされるようにする必要があるわけでございます。いま、朝夕のラッシュ時間帯を重点にいたしまして、当該レーンあるいはその周辺に警察官を重点的に配置をいたしております。これは事柄の性質上、指導、警告、誘導、これが中心になるわけでございますが、どうしても悪質なもののつきまちは取り締まりもしなきゃならぬというふうなことで、昨年を例にとりまして、このバスの専用レーン、優先レーン関係の取り締まり自身も四万件を超えておるといふふうな状況でございます。かなり力を入れてやっておりますつもりでございますが、御指摘のように、決してまだいまのやり方で十分であるとは考えておりません。さらに配置運用に工夫をこらしましてこの機能が十分に確保できるように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○説明員(荏司曉夫君) お話しのございましたバスロケーションシステムでございますが、五十二年予算によります国庫の補助で、新宿の西口にモデル的に整備をいたしまして、その後効果の調査などをいたしておりますが、詳しいデータを持ち合わせておりませんけれども、いわゆるいらいらの解消にかなり効果があるというふうなデータも出ておりますので、私どもとしては一つのサビス改善のための施設ということで整備を促進いたしたいということで、五十四年度予算におきましては九千四百万ばかりの補助金を確保したわけでございまして、まだ確定はいたしておりませんが、けれども、現在のところでは横浜等は二カ所程度、五十四年度はバスロケーションシステムを整備いたす予定でおります。今後につきましても、

関係の各機関の方々と十分御相談をしながら財政の許す範囲で整備を促進していきたいというふうに思っております。

○佐藤三善君 運輸省、整備の財政の許す範囲と言いますが、具体的にどういう計画ですか。

○説明員(荏司曉夫君) いまお答え申し上げましたように、五十四年度は約九千四百万ばかりの国庫補助の予算でございますが、来年度につきましては、現在整備箇所その他につきましてもまだ検討中でございます。はつきりした数字を持ち合わせておる段階ではございません。

○佐藤三善君 いまあなたも認めておりますように、非常に効果を上げておると私は思うんですが、ですから、都市バス政策の一環としてぜひこの問題も軌道に乗せる、しかも全国的に早急に普及させるようなひとつ注文をお願いしておきたいと思ひます。

それから、自治省と大蔵省になると思うんですが、再建団体のバス更新費補助でございますが、これは五十四年度両省の努力で補助が計上されたわけでございます。しかし、御存じのとおり、これは五十四年度で終わる性格のものじゃございせん。五十二年の決算報告を見れば明らかかとおりです。これは大臣の衆議院段階における答弁を見ますと、五十四年度以降、五十五年以降を含めてさらに継続し、再建を軌道に乗せていきたいと、こういう答弁をなさっておるのです。が、そういうことでよろしいですか。

○国務大臣(渡谷直藏君) そのとおりでございます。

○佐藤三善君 これは大蔵省いかがですか。

○説明員(足立和基君) 本補助金につきましては、先生御承知のとおり経緯がございまして、バスの購入費補助金といたしまして五十二年度まで五年計画でいたしました。昨年五十三年度予算でそれを一年延長いたしましたわけでございますが、五十四年度に再建地方都市バスの更新費補助ということで実質的な延長が図られたわけでございます。私どもも、五十四年度限りというよう

なことではなく、再建地方都市の再建期間が、ある程度地方都市の大半が再建期間終了になるというふうな時期までこのような補助金を存続させていかなければならない、このように考えております。

○佐藤三善君 問題は、そういうことで五十五年以降も続けられることを確認したわけですが、これは第一次再建計画では、四十八年から五十二年までの中には、大都市を含めて再建団体については適用されておったわけです。ところが五十三年度及び五十四年度は、まあいろいろ経緯もあつたんだと思うんですが、これが外されておるんです。大都市は、私の調査で、これは自治省が調べた調査とも数字はそう変わっていないんですが、新をしながら一十一年ですか、十一年以上のバスの実態を見ても、大都市、中小都市ともそう変わりはない。なぜ再建団体でありながら大都市だけ五十三年度以降除外されたのかということについては、これは率直に疑問に感ぜざるを得ないんですが、いづれにしても、このバス更新に関する経緯の中で外れておるんだらうと私は思うんですが、実態から見ると、むしろ財政再建の面では大都市の方が深刻な部分がございまして、もちろん地下鉄に移っていくという実態もございまいわけでございますが、これは答弁要りませぬけれども、ひとつぜひ両省の努力で、五十五年以降は大都市も含めて再建団体には適用していくと、こういう方向を強く私の方から申し入れまして、若干時間がございしますが、私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(永野藤雄君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後一時五分休憩

○委員長(永野藤雄君) 午後の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後一時五分休憩

○委員長(永野藤雄君) 午後の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後一時七分閉会

員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、地方交付税法の一部を改正する法律案を議題とし質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○志苦裕君 最初に、ちょっと一つ二つ伺ひしますが、前回の委員会で小山委員とのやりとりで、新広城市町村園事業ですね、これについての財源手当ての問題で、交付税による措置も何か考へているような答弁もあつたんですが、この点もう一度確認します。

○政府委員(森岡敏君) 新広城市町村園計画は、従来の広城市町村園の区域なりあるいは仕組みを踏まえまして、さらにその地域全体の将来にわたる中長期的な振興計画を立てていく、広域園計画の内容を思い切つて見直していくこと、こういう発想でいま進められておるわけでございます。したがって、新たな園域計画はもちろんこれからだんだんと整備されていくわけでございます。したがって、その内容についてはどのような事項が盛り込まれていくかということとはこれからの問題でございます。

ただ従来も、広城市町村園につきましては地方交付税におきまして、御承知のように、おおむね一園三億円程度の算入を道路費を中心としていたしてまいりました。新たな計画の内容によりまして、けれども、私どもといたしましては、当面は地域総合整備事業債という地方債を積極的に活用して、地域振興のための財源を確保してまいりたいと思ひますが、さらに中長期的に見ました場合には、地方交付税による財政措置というものの検討対象として考へていく必要が出てくるのではないかと、こういう感じを現段階では持っているわけでございまして、いづれにいたしましてもその内容、確定しておるわけではございせんけれども、そういう基本的な考え方を持っておることを申し上げたわけでございます。

○志苦裕君 それで、前の市町村園のときからわれわれとしてはどうも交付税で誘導をするようなやり方については同意をしないという立場をとつ

てきたわけですが、それはそれで一つの意見ですけれども、それで一通りそれが終わった。で、私は昭和五十二年四月二十七日の本委員会での問題をとりあげまして、いま定住圏構想というのを出てきたわけであるけれども、その仕事を進めるに当たって交付税はもう使わないかと、かつての市町村圏のように交付税でそういうものを誘導するといふやり方はやらないかといふ聞いて聞いたら、はつきり当時の山本財政局長が答えていたわけですが、それは考えていないと。

ところで、いまの答弁を聞いておりますと——前のときからそうですが、とりあえずは起債で手当てをして、いろいろの場合によつたら交付税も検討をしようかと、こういうことなんでしょうが、実は私は、皆さんの方から出ておるとなれば新広域市町村圏計画策定要綱の「国及び都道府県の措置」というところの1、「国の措置」の「ア、イ、ウのウ」ところに、「広域市町村圏の振興整備に關する事業に要する経費の一部について地方交付税の算定上所要の措置を講ずること。」と書いてあります。検討するどころじゃないんです、交付税で措置をするところである。これはまず前段述べた当委員会における私に対する財政局長の答弁に違背をしておるし、また、しばしば局長が、とりあえずは起債でやって、なお財源の要望も強いので、そういうものは検討してみたいと言ふことも違ふ。明らかにこう書いてある。この点はどうなんですか。

○政府委員(森岡敬君) 恐らく御指摘の点は、お言葉の中にもございましたように、たとえば国土全体の中で特定の地域を何かモデル的に指定をいたしまして、そこに投資を集中的にやつていく、その誘導的な手段として交付税を用いるといふことにつきましては、私はこれは行ふべきではないと思つてはいます。しかし、新広域市町村圏計画というものは、全国すべての市町村の区域を通じてその地域の将来にわたる振興計画を立て、それに基づく事業を思い切つてやつていくと、こういうことでございますから、まさしく

全市町村を通ずる普遍的な地域振興事業であります。それにつきまして、やはり必要に応じて財源措置といふものを考えていくといふことは、これはあつてしかるべきではないだらうかといふふう

に思つておるわけでございます。定住圏といふ、あるいはその他何々圏といふような構想なり発想がありますので、やや紛らわしゅうございまして、特定のところをモデル的に選定をして、そこに対して交付税で裏打ちをして誘導すると、そういうことは私は毛頭考えていないわけでございます。すべての市町村を通ずる普遍的な新広域市町村圏計画につきましては、やはり地方債で当面措置いたしますが、将来にわたります交付税による財源措置といふものも全体を通じて考えていくといふことは、これは地方交付税の制度の趣旨からいってもまあ妥当じゃないかといふふうに思つておる次第でございます。

○志吉裕君 いや、局長、それは詭弁ですよ。なるほど私に対する答弁では定住圏という言葉を使つていただけます、その当時はまだ新広域市町村圏といふのも生まれておらなかつたわけだし、前の市町村圏事業のちようど終りころの段階、そろそろ終わるというころですね。だから、それはいまやつておる広域市町村圏というのは統一しておるわけですから、終わるまでこれは交付税で措置をしたい。それはびたつとやめるというわけにはいきませんから、それはわかる。で、新しいものとして、定住圏あるいは広域市町村圏あるいは新広域市町村圏あるいは田園都市とかいふのがこんがらがつていますが、皆さんの方ではこれらの一連の問題を整理をした答弁といふのは、田園都市という理念に基づいて定住圏といふ事業、これはその理念に基づいたものだ、その手法が新広域市町村圏だといふふうには、この脈絡を持たせてあるわけですから、さまたちの書面にそう書いてあるんですから、ですから、新市町村圏といふ、あるいは定住圏といふ、田園都市といふ、それは同じものなんだ。で、定住圏しかり、新広域市町

村圏しかり、ずっと全国的にそれは波及をしたいといふものなんだ。いわゆるモデル定住圏とはわけが違ふ。あるいは自治省も一時期書いた拠点の何とか圏の整備といふものでもないわけですね。そうしますとね、私ここに議事録持つてきておるんですが、あの当時に議論をして、いまの広域市町村圏の整備が終われば、後、その次の、たとえば定住圏とかなんとかのものを交付税で措置することは考えていないかといふの答弁、それはやっぱり約束違反ですよ。そして、いまでも検討課題になつておるものを、もうちゃんと交付税で措置すると書いてある。独断ですよ、これは。これどうしますか。

○政府委員(森岡敬君) 御質問の中にもありましたように、その国会におきます、定住圏に關する財源措置の御答弁をしました際には、まだ定住圏とかあるいは広域圏とかさういふ考え方に基つていくどのような具体的な手法なり施策を考えていくかといふことについての明確なる整理なり構想が出ていなかった時期だと思ひます。したが、いまして、まあそのような答弁もあつたのだと思ひます。でございますけれども、しかし、基本的に考えました場合に、私先ほど申し上げましたように、すべての市町村を通じて新たな振興計画を立ててやつていくといふものについて、これはもう恐縮でございますが、なぜ地方交付税で措置をしてはいけないのかと、私はそれを非常に疑問に思ひます。むしろ、やはりその地域の振興を前向きにやつていくといふ場合に、もちろん交付税財源が足りませんでしからそれはできませんけれども、交付税の総量が確保できて措置ができるものならば、地域の実情なり要請に応じて措置していくといふことは、私はむしろ当然じゃないだらうかといふふうに思ひます。特定のところだけ上げて、それに対して誘導効果を持たせるといふことは、これは交付税の制度の趣旨に反しますけれども、すべての地域を通じて財源措置を公平にやつていくことでございますから、これは私は交付税制度の趣旨からいって御了

承いただけるものじゃないかといふふうに思ひ次第でございます。

○志吉裕君 それは局長開き直つてくるわけですがね、開き直るとおれも開き直らなきゃならぬ。この議論は、交付税といふものはあくまでもいわば自治体が本當に、まさに自治に基づいた使方をしたい。それを国が考えるある一つの政策意図、政策目的、これに誘導をするように使われたい。で、前のときの市町村圏についてもいろいろ議論がありましたよ、広域行政そのものについても議論がありましたけれども、少なくともそれをやればおまえのところには具体的に三億円よけい行くぞとか二千万円よけい行くぞといふふうには、道路の値を安めまして、金が来るんだから。これは、しかしその金はどこから行くのかといふと、具体的ににはほかの地区からい行くことになるわけですから、三年たつとほかの地区に移るから、やがて一巡をすればみんな来たことになりまして、ある段階ではどこかを削つてどこかの自治体上に積みをするという形を通して政策意図といふものを貫いておるわけですよ。ですので、交付税をさういふ使い方をしないでくれぬかといふ意味で、また毎回議論して、どこへ橋をつくるか、どこを直すかといふようなのは自治体の長が考える。それに必要な一般の財源をできるだけ国もめんどろを見てやるといふ考え方でいいのであつて、こういう道つくるのなら金をやるぞと、こういう仕事をやるのなら交付税で上積みをしてやるぞという、さういふいわば干渉がましいことに財源を使わぬでくれぬかといふので言つておるわけですね、この議論はあなただつてもう原則的には認めておることなんだ。

いづれにしても、これはさつき官庁速報のところ、何か勇み足だといふのがあつたが、これも勇み足だ、この文章。新市町村圏策定要綱の、「交付税の算定上所要の措置を講ずること。」「その方針はまだ決まつてないんです。こゝでも議論があつた。一時期は国会の質問にさういふ答弁も

したんですよ。そうすれば、その後こういう議論も出ておるわけですから、あなたの方の見解があるならば、それはそれを述べて合意を形成するのがあたりまえじゃないですか。

実は、何で私がこれ感づいたかと言いますとね、たまたま新潟の議会で、新しいそれには錢があるのかという聞いて、県の方で、いや、それをやれば交付税でめんどろ見てくれるんだという答弁が出たもので、それで私も何の気なしにもらった文書をまた正確に見たら、なるほどそう書いてある。しかもこれは通達で出ているんです、都道府県に。だから都道府県は、新市町村の事業は交付税で措置されると見ている。これよくないですよ、こういうやり方は。

○政府委員(森岡敬君) 問題が二つあると思います。一つは、先ほど来お話し申し上げております従来の広域市町村圏計画に基づく事務の共同処理、これはなお引き続き進められていくわけでありまして、そこで、新広域圏計画なるものをつくりました後に、従来の一圏域三億円、道路費関係を中心とした財政措置、これはなくなるのかという心配が関係市町村から非常に強く出てまいっております。それに対して私も、やはりこういう措置というものはなくしてしまおうというよりは、むしろ、先ほどお話しがございましたが、この交付税の措置によりまして消防、救急あるいはごみの共同処理その他の事務の共同処理というのは非常に進んで、地域の人たちから私は喜ばれておると思うのでございますが、そういう意味合いで、いままでもやってきた措置をやめてしまおうのかと、こういう話がございます。それは私もはすばりやめてしまおうという気持ちは毛頭ないわけでございます。

いま一つの問題は、新広域圏計画というのは、いまお話しがありましたように、この道路をつくるのか、この病院を建てるのかあるいはこの集会場をつくるという問題ではなくて、どういふものをつくるかという問題を関係市町村が広域行政機

構の中でお互いに相談して、どこに何をつくるということをお決めになるわけでありまして、それに基づいて実施される事業について必要な財源措置をどう講じていったらいいかということでございます。

いずれにいたしましても、どのような交付税上の財源措置を考へるかということはまだ私も確定しておるわけではございませんが、基本的な方向といたしましては、起債だけでやれと言われてもそれはなかなか、こういう中長期的な先の長い、息の長い仕事はできませんというのが全市町村の強い要請でありますので、私もいたしましては、それにこたえる措置を考へていきたいという気持ちを持っておりますことを申し上げておきたいと思ひます。

○志吉裕君 それはね、ですからさきの委員会以来、新広域市町村圏事業というものがどんどん進めば進むほど、ひとつ財源も何となくしてくれぬかと、借金だけではどうもという意見も出てくるから、交付税についても検討してみたいというふうにいる皆さんの議論が展開をしていくことを、私もいまにわかに悪いと言っているんじゃない。これは大臣が来たら聞きますが、大臣も声を大にして胸のすくようなたなかを切っているわけですね、自治というものを本心に思いつ切り發揮をさせたい。私は、少なくとも交付税で政府の施策を誘導するなど、補助金のように使うなど、そういう意味では、できるだけこの種の誘導的な要素を持たせるべきではない。交付税というのは自治省の金じゃないんですよ、これは、国の金じゃないんですよ、これは、手続は皆さんがおやりになっているかも知れぬけれどもね、自治体が使つてからね。それを、おまえこういうことをやればよいに割り増しをしてやるぞと言ふのはもつてのほか、おこがましいんだ、これは。私は大臣が来たならお見解をただしてはつきりさせたいと思ひます。

その次に、財政運営通達について一つだけお伺いしておきます。これは主張だけ述べておきます

が、財政運営通達は、自治法の二百四十五条に基づいて技術的な助言と勧告、むしろ助言の方のものでありますという答弁がかつてありましたが、私は、この財政運営通達というものの、長い歴史を持つものでありますから、初めのころの非常に自治体財源が厳しいころの通達と、また最近の通達とを、それぞれ通達には、なるほど時代時代を反映をしまして少しずつ取り上げることや文言、表現も変わつておるようでありまして、いづれにしてもこの数年、特に財政状況が厳しくなつてからのこの次官通達の文言を読んで感ずるのは、技術的助言の範囲を出ておる。ああせい、こうせい、あれするな、これするなという式の内容が非常に多い。そういう問題に余り気を配らぬころの通達を読んでみますと、こういうことになり

ましたからお知らせしますとか、こしはこういう新しい財政制度ができましたからひとつ御注意願ひますとかという、そういう内容。一時期財政問題をめぐつて厳しい自治体の状況があつたことも確かでありまして、それにしても、まさに権力の関与のような、命令をするような、拘束をするような財政運営通達の性格というのは、やっぱりこれからもうすっかり改めていくべきだと、まずそう思ひますが、いかがですか。

○政府委員(森岡敬君) 基本的な考え方は、いまお示しのように、私も地方公共団体に対して地方財政の運営についての通達を出します場合には、それは権力的関与というものであつてはならないというところは私も全く同じ気持ちでございます。しかし、財政運営通達と申しますものは、一つにはその年度の各般の地方財政措置を地方公共団体でよく知つていただくということ、いま一つは、その年度の財政運営について注意していただく事項を各般にわたつて各地方公共団体に申し上げるということ、この二点に尽きると思ひますのでござい

ます。後段の財政運営上いろいろ御注意願ひたい事項の中には、地方団体にとっては、まあ率直に言つて耳の痛い問題もそれは入らざるを得ない。これは御理解いただけると思ひますのでござい

ます。問題は、その表現がいまお示しのように権力的関与にわたるような誤解を招くような表現でありますとそれは私もは避けなきたいかぬと思ひますが、しかし、事柄自体どうしても御注意願ひなければならぬ事項につきましてはこれは明確に申し上げておさざるを得ない、また申し上げておく必要がある、こんなふうな気持ちでいま事務的に案を固めておる次第でございます。

○志吉裕君 まあこのくだりはいささか抽象論でありますから、私もこれぐらいでやめますが、いづれにしても財政が厳しい折でありますから、国と言わず地方と言わず、厳しい財政運営なり執行をしていく心構へは当然だと思ひますのであります。特に地方の時代だとか分権というものを高らかに主張をされる今日でありますから、国から出るその種の文書についてもいささか権力的な関与にわたらないようにひとつ十分な御配慮を願ひたい、このように要望をいたしておきます。

そこで私は、残された時間でありまして、消防職員の団結権問題にしばつて以下お伺いをいたします。冒頭にちよつとお伺ひしたいんですが、消防職員の団結権問題はILOを舞台にしてずいぶん日本政府も幾つかの見解を述べているんですが、ILOなどに日本政府が見解を述べる場合、その日本政府の窓口はどこですか。私はきょうもその窓口のいろいろこれから聞いていこうと思ひますのでね。窓口はどこですか。あそこで日本政府と言つておる場合にどこが窓口ですか。

○政府委員(松井達郎君) ILOにおきまして、日本政府を代表にいたしましていろんな意見を求めてまいりますが、すべての問題につきましては、私どもの労働省の国際労働課というのがございまして、そこで意見をとりまとめILOに申し述べるといふ形をとつております。

○志吉裕君 そうすると、私はこれからむづかしいことをいろいろ聞くんだけれども、あなたのと

容につきましては、各省の所管の事項それぞれございまして、それで、各省の所管事項につきましてはそれぞれの省が主体となって意見をとおすことになるわけでございしますが、私どももいたしましては、何と云いますか、その場を提供すると申しますか、そういうことで、意見を取りまとめる場を提供いたしまして、そこで日本政府の名前においてILOに意見を出すという形をとっております。

○志吉裕君 私も余りその辺の手続詳しくないから、われこそは答えるのに一番適当だということろが逐次答えてください。

ILO八十七号条約の適用に当たっても、あるいはまた国際人権規約の締結に当たっても、国際公務員条約の採択に当たっても、日本政府は一貫をして、わが国における消防は警察の構成員である、あるいは警察に含まれる、あるいは警察と同等視すべき職務である、まあ表現は幾つかあるようでありまして、そういう立場、解釈をとっておられるようでありまして、以下その根拠について順次伺うことにいたします。

便宜上、日本政府がILOに送った何回かの見解がありますので、その見解をもとにしましてお伺いをしましょう。見解では幾つかのことを述べておりますが、まず第一に、わが国消防には三百年の歴史があり、一貫をして警察の一部門だったというのが一つの根拠であります。このことをまず聞きますが、果たして三百年の歴史がどうであったかは三百年分これはおおいと聞きます。そのことはちょっと後回しにしまして、消防にはいろいろな歴史がありますが、少なくとも一九四五年から一九四八年にかけて、わが国は、新憲法の制定、地方自治制度の確立、警察制度の改革、こういう一連の改革と相まって消防制度も確立されたわけでありまして。長い歴史があるとして、この大改革というのに対する理解がどの程度のものかによって三百年の歴史の見方も変わっていくわけでありまして、このところをまず聞きたい。

まず、警察庁にお伺いしますが、警察制度改革の基本といえますか、眼目は何だったんでしょ。

○政府委員(山田英雄君) いまお尋ねの中で、戦後の警察制度の改革、これは、直接の起因となりましては昭和二十二年の九月十六日のいわゆるマッカーサー書簡であらうと思いますが、そこでの柱は、警察の民主的管理機構として中央、地方に公安委員会制度を設ける。それから、警察の制度を徹底した地方分権化を図る。したがって、市町村自治体警察を創設する。もう一つは、戦前の警察が持つておった広範な警察権限を限定しまして、これは基本的な秩序維持、公安の維持の職務に限定する。おおむねこの三つの点が根幹であったと思います。

そして、いろいろ市町村自治体警察の運営をしてまいったわけですが、その運営の中で、きわめてわが国の国情に即しない点、つまり、大変警察単位が細分化されたために不経済、非効率という点も出ましたし、治安責任の不明確という点も指摘されました。これが昭和二十九年七月の第二の警察制度改革の起因となったわけでございます。その場合に、現行警察法におきましては、中央、地方の公安委員会制度は堅持したということでございます。それで、細分化された市町村自治体警察と国家地方警察の二本立てを廃止して、都道府県警察に一元化して、警察運営の効率化、経済的効率化を図ったというところにあるかと思っております。

ただ、この場合においても、旧警察法において第三の柱として立てられておりました警察業務の限定、これは堅持されたか、かように考えております。

○志吉裕君 消防庁長官、いま、警察制度の基本的な改革、その後の若干の変更もありましたが、御答弁ありましたけれども、さて、そういう一連の改革の中で、消防制度の基本的な変更は何だったのですか。

○政府委員(近藤隆之君) 先ほど先生からも御指

摘ございましたように、消防におきましては、三百年の歴史の間ずっと警察と一緒にして仕事が行われてきたわけでございます。そしていま御指摘の、終戦直後の時代におきましては、司令部の命令によりまして警察が地方分権化されたわけがございまして、したがって、その一環といたしまして消防も市町村消防ということになりました。昭和二十三年、消防法及び消防組織法ができて現在に至っております。

ただ、消防を所管しますところの国の官庁といましては、国家消防庁あるいは国家消防本部というものができたのでございますが、これらにつきましては、昭和三十五年に至るまでは警察と同じ国家公安委員会の所轄のもとに置かれておりました。昭和三十五年に自治省が発足いたしました。消防は市町村の関係等にかんがみまして、自治省の外局ということで消防庁が設置された、こういう経緯でございます。

○志吉裕君 私が聞いておるのは、一貫をして警察の一部門であった。皆さんそうおっしゃっておる。しかし、注意をしてほしいのは、果たしてそうであったかどうかは後ほどでございます。三百年分は、三百年分は後ほど聞きますが、少なくともこの一九四五五年の敗戦に伴う日本の政治諸制度の大改革というものを見落として物を言っちゃいけない。

で、先ほど警察庁の官房長の答弁がありました。消防に重点を置いていないので、私から申し上げますと、この警察制度の大改革の一つの柱に、非警察事務の分離というのがあった。このくだりを、当時の警察制度審議会に警保局から出した審議資料の中でもこのように言っているでしよう。「警察事務を再検討し、警察事務中本来の職務に關係の薄い事務を整理して他に委譲し、警察は本来の任務たる犯罪の防犯、個人の生命財産の保護治安の維持に専念せしめることとし、これによって「従来の警察の概念を整理し新しい警察の概念をうちたてる」、こうなっております。

それから、いま官房長が答弁になった、いわゆる

る二十二年九月二十日のマッカーサー書簡に基づく「警察改革要綱」、これの第五、「警察固有職務以外の事項」というようになっております。自今警察は、警察固有の任務すなわち犯罪人の捜査、逮捕、及び公安の維持に専心し、他の行政事務は率いて他の省に移し、あるいはなし得る限り地方自治体に所掌せしめる。警察改革のこの要綱、このことは提案理由にもなっておりますのでありますが、要綱を見ても、消防は非警察事務として除外されたんじゃないですか。非警察事務としてではなくに分離されたんじゃないんですか。それがどうして警察の構成員ですか。それがどうして警察の一部門ですか。

○政府委員(近藤隆之君) 二十三年、消防行政は警察庁の方からは分離されましたけれども、それによりまして消防行政の質的内容が変わったというところではないかと思つて。先生のいま御指摘の文書そのものの非警察であるいは警察というの、どういふ使い方をしておるかという点についてはつまびらかにしませんけれども、消防行政が、広い意味での警察行政の一環である保安行政であるということ、これは私もそうだと思つております。し、大多数の学者も大体そういう考え方にあるわけでございます。消防が警察の仕事から分離されたからといって、その行政の内容までが変わるということには私は私も理解しておりません。

○志吉裕君 私は、いまあなたの答弁が、第二の、わが国消防はその任務内容から見て学問的にも保安警察の一部と解されておるといふこの根拠の答弁がありましたから、やがてそこへ入りますけれども、念のために申し上げますと、それまでの日本の警察制度の誤った一つの面というのは、警察本来の機能を越えた幾多の行政機能をつかさどって、その集積化と相まって膨大な国家警察をつくり上げたことにある。したがって、警察から非警察事務を分離し、警察は警察固有、警察本来の任務に専念することとした、それが新しい警察の概念だ、こう述べているわけですよ、当時。こういうことから見ても、私は消防は警察の一部

門であるとか、構成員であるとか、同視すべき仕事だとかというこの日本政府の解釈は、一九四五
年の大改革というものを故意に見落としてお
る。それに基づいて消防制度というものができ
た、にもかかわらず、その基本を見失っている
のじゃないか。いわゆる改革以前の古い警察国家
の当時の警察の概念というところに基本的な誤り
があると思うんです。あなたのおっしゃって
る警察というのはいくつか、ひとつ警察の概念を
聞きましょう。

○政府委員(近藤隆之君) 行政作用としての警察
行政と、それから現実に行うところの行政
組織としての警察というものは、私は分離して考
えるべきではないかと思ひます。戦前あるいは戦
争中の行政組織としての警察というのが非常に肥
大化して膨大な権限を持つておった、それを民主
化の線に沿って、行政組織としての警察にはこの
程度の警察行政をやらせるのが適当であるとい
うことで戦後の警察行政機構ができた上であつた
と、私も思つております。そして、従来行政
機構としての警察が持つておりました消防行政の
部分につきましては、これを別途の組織に切りか
えた、そのような理解を持つております。

○志吉裕君 ですから、警察組織じゃないでし
ょう。警察の構成員でないでしよう。

○政府委員(近藤隆之君) 現在の消防は言うま
でもなく警察の組織の一部ではございません。

○志吉裕君 警察の構成員ですか。

○政府委員(近藤隆之君) 広義の警察行政を行
つておることは事実でございますけれども、行政機
構としての警察の一部ではございません。

○志吉裕君 広義の警察行政——保健所はど
う入りますか。

○政府委員(近藤隆之君) 学者がいろいろ述べて
おりますけれども、大多数の学者が言つておる定
説ということからいいますと、警察というのには
司法警察と行政警察というふうに分かれるわけ
でございます、それぞれについてはあえて説明の

要はないと思ひますけれども、この行政警察の中
が保安警察と狭義の行政警察というふうに分かれ
る。そして、狭義の行政警察というのは、衛生、
交通あるいは営業、そういったような他の行政目
的を持つものと絡めて警察行政権を發動すること
が必要なものにつきまして狭義の行政警察と言
つております。

それに対して、保安警察というのは、一般的に
社会公共の安全と秩序の維持を目的とする警察と
いうことでございまして、その中で消防につきま
しては、御承知のように災害に對して一時的に
な社会公共の安全と秩序の保持を目的とするもの
でございまして、行政態様としては保安警察の一
部であるというふうに思ひます。

○志吉裕君 その部分は、法制局もおいでにな
つておりますから後ほど伺ひますが、消防庁長
官、あなた、消防制度の基本的な変更は何であ
つたかというのに正確に答えていないから、それ
で私が消防組織法を提案をしたときの提案理由
を読んで聞かせますから——大事な部分だけだ
よ。「従来の消防制度と本案との相違の主たる点
を申し述べますと、第一に消防という概念は、従
来警察の概念の中に包含しておりました。従つて
消防制度は警察制度の一部門でありました。従つて
今回消防の概念を警察より分離せしめ、従つて
消防制度を警察制度より分離せしめ、従つて
「消防行政」と一口に言つても、その内容は多岐に
わたる、中身にも相当幅があるため一概には論
じられませんが、主要な部分は、普通、講学上い

「近代消防」
という雑誌が出ておりますね。「近代消防」の一
九七七年十二月号に、消防庁地域防災課の木村良
樹という人が論文を書いておられます。ここには、
「消防行政」と一口に言つても、その内容は多岐に
わたる、中身にも相当幅があるため一概には論
じられませんが、主要な部分は、普通、講学上い

「近代消防」
という雑誌が出ておりますね。「近代消防」の一
九七七年十二月号に、消防庁地域防災課の木村良
樹という人が論文を書いておられます。ここには、
「消防行政」と一口に言つても、その内容は多岐に
わたる、中身にも相当幅があるため一概には論
じられませんが、主要な部分は、普通、講学上い

「近代消防」
という雑誌が出ておりますね。「近代消防」の一
九七七年十二月号に、消防庁地域防災課の木村良
樹という人が論文を書いておられます。ここには、
「消防行政」と一口に言つても、その内容は多岐に
わたる、中身にも相当幅があるため一概には論
じられませんが、主要な部分は、普通、講学上い

「近代消防」
という雑誌が出ておりますね。「近代消防」の一
九七七年十二月号に、消防庁地域防災課の木村良
樹という人が論文を書いておられます。ここには、
「消防行政」と一口に言つても、その内容は多岐に
わたる、中身にも相当幅があるため一概には論
じられませんが、主要な部分は、普通、講学上い

「近代消防」
という雑誌が出ておりますね。「近代消防」の一
九七七年十二月号に、消防庁地域防災課の木村良
樹という人が論文を書いておられます。ここには、
「消防行政」と一口に言つても、その内容は多岐に
わたる、中身にも相当幅があるため一概には論
じられませんが、主要な部分は、普通、講学上い

「近代消防」
という雑誌が出ておりますね。「近代消防」の一
九七七年十二月号に、消防庁地域防災課の木村良
樹という人が論文を書いておられます。ここには、
「消防行政」と一口に言つても、その内容は多岐に
わたる、中身にも相当幅があるため一概には論
じられませんが、主要な部分は、普通、講学上い

「近代消防」
という雑誌が出ておりますね。「近代消防」の一
九七七年十二月号に、消防庁地域防災課の木村良
樹という人が論文を書いておられます。ここには、
「消防行政」と一口に言つても、その内容は多岐に
わたる、中身にも相当幅があるため一概には論
じられませんが、主要な部分は、普通、講学上い

「近代消防」
という雑誌が出ておりますね。「近代消防」の一
九七七年十二月号に、消防庁地域防災課の木村良
樹という人が論文を書いておられます。ここには、
「消防行政」と一口に言つても、その内容は多岐に
わたる、中身にも相当幅があるため一概には論
じられませんが、主要な部分は、普通、講学上い

「近代消防」
という雑誌が出ておりますね。「近代消防」の一
九七七年十二月号に、消防庁地域防災課の木村良
樹という人が論文を書いておられます。ここには、
「消防行政」と一口に言つても、その内容は多岐に
わたる、中身にも相当幅があるため一概には論
じられませんが、主要な部分は、普通、講学上い

「近代消防」
という雑誌が出ておりますね。「近代消防」の一
九七七年十二月号に、消防庁地域防災課の木村良
樹という人が論文を書いておられます。ここには、
「消防行政」と一口に言つても、その内容は多岐に
わたる、中身にも相当幅があるため一概には論
じられませんが、主要な部分は、普通、講学上い

「近代消防」
という雑誌が出ておりますね。「近代消防」の一
九七七年十二月号に、消防庁地域防災課の木村良
樹という人が論文を書いておられます。ここには、
「消防行政」と一口に言つても、その内容は多岐に
わたる、中身にも相当幅があるため一概には論
じられませんが、主要な部分は、普通、講学上い

「近代消防」
という雑誌が出ておりますね。「近代消防」の一
九七七年十二月号に、消防庁地域防災課の木村良
樹という人が論文を書いておられます。ここには、
「消防行政」と一口に言つても、その内容は多岐に
わたる、中身にも相当幅があるため一概には論
じられませんが、主要な部分は、普通、講学上い

「近代消防」
という雑誌が出ておりますね。「近代消防」の一
九七七年十二月号に、消防庁地域防災課の木村良
樹という人が論文を書いておられます。ここには、
「消防行政」と一口に言つても、その内容は多岐に
わたる、中身にも相当幅があるため一概には論
じられませんが、主要な部分は、普通、講学上い

ますが、これは実定法上便宜ここに使いました用語でございまして、学問上の、講学上の警察の概念でございまして、保安警察とは異なりまして、もっぱら警察法の定める警察組織のうち、刑事局保安部で所掌する事務の一部、具体的には風俗警察、質屋営業、古物営業、警備業の取り締まり及び危険物の取り締まり、さらには公害その他国民生活侵害事業の取り締まりといった内容を指す警察法上の用語として使用しております。

○志吉裕君 消防庁長官、あなたは学問的にも保安警察の一部だと言っておられるわけですが、いまの若干のやりとりでも、御存じのように、保安警察というのはまあ講学上そういう使用方をされるけれども実定法上ない、わが国には。私も保安警察という文章がどこかにないかと思つたら、まああるにはあつた、いま言うように。そしていま例示もされましたね。わが国の法体系上はあそこ「保安警察」という文字があつて、強いて言えば保安警察の中身があるんですよ。あるけれど、法律的に存在しないんです。それを何で消防を保安警察だと言つてがらばるんですか、何の根拠があつて。

○政府委員(近藤隆之君) 実定法上の論理ではなくて、講学上警察行政というのはどういった行政を指すのかということ、それを各学者がいろいろ分類しておられるわけですが、その保安警察以外の保安警察と狭義の行政警察に分けておられるのが大体通説になつておる。そしてその保安行政というものの定義をいたしまして、先ほど申しましたように一般公共の福祉を確保するというようなことを述べておられるわけですが、その範疇からするならばこの保安警察の中に消防行政はまさに入るといふことではございまして。

○志吉裕君 まあその伝でいけば、行政法上警察の概念を考え、それを行政と司法に分けるといふお話がありましたけれども、学問の世界で議論をすればそういうことになるでしょうが、それが実定法として定める意味がないんですね。わざわざ

ざそういう区別をしてみたつて、非常に行政作用が稠密で錯綜しておる今日、そういうふうな無理に区別することの意味もない、また区別しよつたつてできない、こういうのが一般的に言われております。だから恐らくそういう実定法も存在しないんだと思うのでありますが、いわばそういう性格の問題なのに、何でもこへきて学問の世界を持ち出してきて保安警察の一部だ。その論理を進めていけば、国家の機構や地方の機構はこれみんな多かれ少なかれ警察ですよ。みんな警察ですよ。そういうあなた方の論理でいけば、それをあえてこの法の上では分けて、警察を扱う警察機構とその他のものを分けておるわけでありまして、そこから外されておるんですから。警察の構成員だの、警察の概念に含まれるだのということに固執をしなきゃならぬ根拠、法律的な根拠はもたらんのか、実態的にも存在しないんじゃないか、かといふふうな思ひをなすのであります。一体、実定法上も存在をしない、それで講学上のそういう区分けといふものを今日当てはめてみよつたつて、世の中それに合うようにはなつていない。その現実をお認めになりますか。

○政府委員(近藤隆之君) 突き詰めて言えば、全部が警察行政になるといふふうには私は理解しませんが、手元に田中二郎先生の行政法の教科書的なものがございまして、そこでは「保安警察」といふのは、公共の安全と秩序を維持するために、他の行政と関連なく、それ自身が独立して行なわれる警察をいう。他の福祉行政に伴つて生ずることのあるべき警察違反に対処するため、いわゆる行政警察と区別される」といふことではございまして、ほかの行政目的を達成するための警察権の作用といふものは、狭義の行政警察といふことではございまして、それ以外の一般的な公共の安全と秩序の維持といふことではございまして、おのずから限定があり、ところで最もびつたりと当てはまるのは現在警察庁が行つておるころの警察行政、あるいは消防庁が所管しておるます消防行政であるといふことではございまして、

これを具体的にどういった行政組織に行わせるかと、それは実は国内の問題でございまして、どこにやらせれば一番行政目的を達成するのに適当であるかという判断のもとで国会でそれぞれ法律が定められて、具体的なそれを行つた行政官庁が定められておるといふことだと思ひます。

○志吉裕君 法制局の方、あれですか。いまちよつと消防庁長官の答弁がありました、私は、むしろそういうことでいくのであれば、非常に単純な言い方ですけれども、むしろ現行法上は、警察機関がつかさどる権力作用といふのは保安警察の作用であつて、他の行政機関がつかさどる権力作用といふのは行政警察といふふうな区分けをする方がむしろわかりやすいんじゃないでしょうか。

○政府委員(茂串俊君) 言葉の使い方の問題かと思つてございまして、けれども、たゞいま消防庁長官が申し上げたのは、いわば学問上における学説といふわけであつて、学問的には、まさに近藤長官の言われたような区別がなされておる。これはもう美濃部達吉先生以来、田中二郎先生もそうでありまして、また田上穰治先生もそうでございまして、またその他もろもろの著名な学者の方々が口をそろえてこのような分類、区分をして警察の概念を説明しておられるというのが事実でございまして。

○志吉裕君 ですから、その講学上の学問の世界での話になりますと、いわゆる警察はあに消防のみならずやでありまして、それなら、消防庁長官こそまで御見識があるならば、消防以外に保安警察と学問的に解されるのは何々ですか。

○政府委員(近藤隆之君) これは、警察、消防といふ警察庁あるいは消防庁が扱つておりますところのそれぞれの行政は代表的な保安警察でございまして、その他の行政官庁が行つておるころの行政の中にも保安警察的なものもあると思ひます。ただ、どこまでをその保安警察の概念に含めるかということになりますと、先ほど法制局

の部長さんの方からも御説明ございました主流の説の中にも、ボーダーライン的なものは行政警察の方に入れたり、保安警察の方に入れたりしておるのが実態でございまして、具体的なその行政作用について判断するほかはないと思ひます。

○志吉裕君 ですから、先ほど言ひましたように、そういうふうなこの両者を区分をすることの実定法は存在しないわけですし、それもあるんなあれにすれば、学問の世界で議論をすれば、かつてまだ行政が今日のように稠密でなくて非常にばらばらで、それぞれが独立をして機能できる、こういう時代の解釈としてはそれは存在し得ても、今日、もうそういうことでの区分をするこの意味もないし区分もできないといふ学説だつてもつぱらでしょう。ですから、この実定法が存在をしないんだと思つておりますが、たとえば、地方公共団体の騒音防止条例はこれは何ですか。どの機能ですか。

○政府委員(近藤隆之君) その地域の住民の方々の静穏、安全を保持、確保するという面から言へば保安警察的なものであらうと思ひます。ちよつとまたまた手元にありました学者の書物によりまして、「保安警察」といふ言葉を使つております。

○志吉裕君 青少年保護育成条例は何ですか。

○政府委員(近藤隆之君) 青少年の健全な育成を図るという目的が主でございまして、保安警察というよりも狭義の警察行政ということになるかもしれません。そこで具体的に規定しておる内容いかんによつて判断すべきではないかという感じがいたします。

○志吉裕君 公職選挙法は、これは自治省扱つて

保安警察的な要素が強いと、あるいは若干あるというふうなことになるわけですが、それを具体的にこの行政官庁をもって行わせるかというところは全く別問題でございまして、この行政官庁に行わせるのが一番その行政目的を達成するのに適當であるかどうかという判断のもとで、国内問題として国でお決めになることだというふうに理解しております。

○志吉裕君　ですから、法制局にも先ほどお伺いしたんですが、警察機関がつかさどる権力作用というのは保安警察というふうな大まかに考えておく方がむしろ無難なのではないか。実態に見合っているのではないか。そういう大まかな分け方で戦後の法体系とかそういうものはできたのではないかと聞いています。

○政府委員(茂車俊君)　私、立場上、学問的な見地からするとこの一般的な保安警察なりあるいは行政警察の区分あるいはその概念についての御説明を申し上げたわけではございまして、いわばそれは学者の通説になっているということを強調して申し上げたわけではございません。

そこで、この警察と消防の関係で、これはI.L.O.に対する提出文書の中で、学問的にも保安警察の職務と解されるという点を先生特に問題にされておられるかと思うのでございまして、その面からいたしますと、これはいわば消防と警察の共通点と申しますか、非常に本質的に似ている点を表現する一つのテクニクとしてこういう表現がとられておるのではないかと、私はこれは推察いたすわけではございますが。

いずれにしても、確かに、ただいまいろいろ例を挙げて御質問がございましたように、保安警察と行政警察の区分というものは、そのボーダーラインにまいますとかなりはっきりしない点がございまして、少なくとも消防に関する限りについて申し上げますと、これはもう学説上も、定説といたしまして、学問上のいわゆる保安警察に属するものであるということは大体の学者が認めておられる点でございまして、ボーダー

ラインの点を取り上げますと確かに問題はいろいろあると思います、考え方もいろいろあると思いますけれども少なくとも消防についてどうかという点に着目して考えてみますと、これはいわゆる学問上における保安警察の概念に入るといふことは明らかではないかというふうに考えておるわけではございません。

○志吉裕君　ですから、講学上の保安警察だ、行政警察だ、司法警察だという、こういう区分けというものがあろうというところは私は承知をしておる。そういう考えでいけば、警察という概念でいえば国家の機構は全部警察ですよ、これは。ですから、その限りにおいては、行政組織としての警察という意味はなくて、学問上の警察ということであればこれはみんな警察だ。その辺にいろいろ、これね。で、そういうことで議論をしても意味がない。だから、実定法の上でそういう区分けがある。実定法の上で消防というのは警察かと言ふと、それはそうじゃないと言ふ。これはそうじゃない、そのために分離したんですから。

そこで、念のためですが、これは人事院でもいんですが、たとえば国公法の百八条の二に「警察職員」という表現がありますね。ここで言う「警察職員」というのはどういう職員のことを警察職員——いま講学上の警察の話していましたが、それみんな入りますか、これ。

○政府委員(金井八郎君)　国家公務員法の百八条の二で使っております「警察職員」と申しますのは、警察庁に勤務する職員とそれから都道府県警察に勤務する警察官で、警視正以上の階級を持つておる国家公務員である警察官、これを警察職員と申しております。

○志吉裕君　扱いはわかりました。法制局、この百八条の二の「警察職員」というのは、法律解釈上はどうなりますか。

○政府委員(茂車俊君)　国家公務員法百八条の二の第五項に言うところの「警察職員」の範囲は、ただいま人事院の方からお答え申し上げたとおり

であると思います。

○志吉裕君　したがって、消防職員は入りませんね、警察職員には。

○政府委員(茂車俊君)　ただいま御指摘の条項の「警察職員」という用語には、消防職員は入りません。

○志吉裕君　たとえば、それこそ保安警察の業務と解されている外国人登録をやっておる出入国管理令を扱っておる職員は、警察職員じゃないですか。

○政府委員(金井八郎君)　入国警備官につきましては、いまの国家公務員法の百八条の二では入っておりませんけれども、これは出入国管理令におきまして、入国警備官につきましては給与法及び国公法の適用上は警察官とするという規定がございまして、この百八条関係の適用に關しましては警察職員と同様に扱います。

○志吉裕君　そうすると、警察職員という、国公法の、まあ地公法にもあるわけですが、その「警察職員」というこの表現は、伸び縮みするんですか。

○政府委員(金井八郎君)　いや、伸び縮みではございせんので、国家公務員法と給与法の適用に關しましては入国警備官を警察官とすると、こういう適用上の措置でございまして、概念そのもので、国公法自体で入国警備官を警察官としているわけではございません。

○志吉裕君　そうしますと、消防庁長官、あなたが分けておる講学上、学問上の問題というのは、法律ももちろんそうだし、実態としては全然そうはなっておらないわけですね。こういう学問の問題、非常に高尚な学問の議論をするかと思うと、今度はだんだん次へいきますと、高尚どころかずいぶん質の悪い議論もあるわけですね。これはあなたの方で、わが国の消防は任務内容から見て、学問的に保安警察の一部と解されておるといふことになりまして、実はこの種のものは多いんですよ。私は、警察といえど国家公務員全部、極端に言えば国家公務員全部だと。そのうち行政警

察と保安警察に分けるんだから、保安警察に關するものはという、実は私も法律を全部は洗ひ直してないけれども、学問上これが保安警察だと思ふ範囲になるといふん広くなる。公職選挙法を扱っているのはほとんどそうですからね。保健所からみんなそうなんじゃないか。これが全部消防と同じように、学問的に保安警察の一部と解されておると、こうなったんじゃなかったものじゃありませんよ。実定法上、現行の組織、そういうもので行政は動いているのであって、学問の世界で動いているんじゃないですよ。どうしてそこそこををこちゃこちゃにして物を言っているんですか。

○政府委員(近藤隆之君)　学問上も警察と消防というのは保安警察の範疇に入ることと、それから実定法上も警察と消防とは非常に類似した制度がとられておるといふことでございまして。

○志吉裕君　その点は、第三番目に皆さんは、警察と消防は公共の安寧、秩序の保持という同一使命を有しており、相互に協力することで補完し合つておるといふのが第三の理由になっている。警察と消防は公共の安寧、秩序の保持という同一使命を有しておると。

さて、その公共の安寧、秩序の保持という同一使命ということになりましたと、はかにございせんか。

○政府委員(近藤隆之君)　その目的が非常に類似しておるといふ点においては、警察と消防というのは一番典型的な例であらうと思います。

○志吉裕君　典型的な例ですか。——どこの部分なんですか。公共の安全の方なんですか、秩序の方なんですか、どっちなんですか、あなたの方の言っているのは。

○政府委員(近藤隆之君)　両方でございまして。

○志吉裕君　両方ですか。御承知のように、消防の任務といたしまして、法律の規定するところにありますと、「火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護すると

ともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資する」となっております。

同じように、警察の場合は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序の維持に当たる。

「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に當ることをもつてその責務とする。」、それぞれ警察法の規定でございませう。つまり、片方は災害に対し、片方は犯罪その他に對してございませうけれども、両方とも国民の身体、財産、生命を保護するということが増進に資するということが、全く類似した目的を持っておるといことが言えるのではないかと思ひます。

もちろん消防の場合には、警察と違ひまして、犯罪人を逮捕、拘置する、そういう権限はございませうけれども、それに消防の特殊性からいたしまして、他人の家屋、土地への立ち入り権であるとか緊急措置として近隣物を破壊するとか、これは消防の特殊性としてやむを得る場合でございませうけれども、こういった警察については認められておられないような強い権限も一部に認められているわけではございませうが、警察と消防と相協力いたしまして國の安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進を図るということだと思ひます。

○志苦裕君 あなたの言うそういう法律目的なら、法律に山ほどあります。熱供給事業法、水防法、それからガス事業法、建築基準法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律、交通安全対策基本法、まあ破防法や武器等製造法やそういうのは当然としても、火災類取締法、大規模地震対策特別措置法、旅館業法、クリーニング業法、河川法。私がいま読み上げたところでも全部同じこと書いてありますよ。これみんな保安警察ですか。公共の安全という点で言えば、これはみんな入っている。

あべこべに、今度は秩序ですね、安寧秩序の秩序の方から言えば、破防法こそ秩序の最たるものかと思へば、逆に破防法には秩序がない。御存じでしょう。武器等製造法、これも秩序の方はないんだ。安全の方だけだ。

だから、安全といふ秩序といひ、それぞれ法律にたくさん使われておりますけれども、消防と警察だけに類似性があるんじゃないんだ。國の法律は、多少少なけれそれは公共の安全ですよ。あるいは秩序の保持に維持して。何も消防と警察だけの類似性ではないんだ、法律上。私がいま挙げた法律はほんの一部分。ほとんどの法律にそういうことは入っているんじゃないですか。その点はどうですか。

〔委員長退席、理事金九三郎君着席〕
○政府委員（近藤隆之君） 個々の法律がそれぞれ法目的を達成するその究極の目的が、國民の安全、秩序の保持にあることは当然のこととございまして、先生の論法でまいますとすべての法律がそうだとおっしゃるのだらうと思ひます。ただし、災害に對して國民の生命、身体、財産を守る、犯罪に對して國民の生命、身体、財産を守るというふうな点、最も基本的な問題ではなからうかという感じがいたします。そういう意味において、消防と警察というのはいわば車の両輪ではないかという感じがいたします。

○志苦裕君 それは全部そうなんです。警察と相互に協力し合うのは——学校と文部省の関係でも、もうあらゆる場合にあらゆる行政機関は協力し合うことになっているんです。国家行政組織法ですか、その中の官庁協力というのから始まりまして、全部相互に協力してやるのはあたりまえです。消防と警察だけが類似性があつて、そこで相互に協力するんじゃない。あらゆる場合そうなんだ。ましてや、緊急避難時であればなおさらのことだ。

それで、これだけを引っ張り出すことではないと思ひますが、私は、皆さんが余り皆さんの説に固執を過ぎず、ずいぶん無理なことを言つておるから、何かそういうことを言うておる偉い学者もおるそうだが、皆さんが学説を出すんなら、私の方でもだれか偉い人いなかつたら、元最高裁の長官の横田喜三郎先生がこう言つています。最高裁の長官がいたからこれはまあ一番偉いんだらうと思つてね。横田先生はこう言つています。火事や地震の場合に一種のパニックを生ずるから、消防が公の秩序の保持に当たるけれども、それは違法行為から起きるパニックではない。警察は違法行為を防止し、その犯罪行為から起きるパニックを防止して、公の秩序を維持するものです。消防の場合は、いわば自然現象から秩序が乱れるのを防止するものであつて、公の秩序といつても、そこに警察と消防の重要な違いがありますと、こう書いてある。こう言う学者もいるわけ。あなたがどの程度の学者かわからぬが、そう自説だけを固執するものじゃないですよ。ましてや、あなたの先輩に当たるこの方々は、この消防組織法を提案するときに、先ほど私が述べたような提案理由も述べて消防制度というふうなものその道歩んでこまて来たわけですね。いま労働問題という、これは長い消防の歴史から見れば一時期の出来事かしらぬけど、そういうものために、消防の概念から法律制定の由来から、そういうものを全部指定をしていかなきゃならぬというのじゃ余り視野が狭過ぎる。実定法上存在しない、机の上の学問にしか存在しない警察の区分、そういうものにこだわつてみたところ、そうやって区分けが成立したところで、いまの社会秩序なり、行政には何の役にも立たない。こういうものをむちゃくちゃに展開をするというのは、どうも余り利口なやり方ではないと思ひます。けれどもどうですか。こういう横田先生の見解はどう思ひますか。

〔理事金九三郎君退席、委員長着席〕
○政府委員（近藤隆之君） 横田先生の見解、そのとおりだと思ひます。何も警察と消防が全く同じだと言つておるわけでもないで、同じであるとするならば消防と警察と一緒にやればよいわけではございませうが、またそういう方法もあると思ひます。

けれども、片方が自然現象による猛威から住民の生命、身体、財産を守る。片方が犯罪に對して守るといふことで、その点において大きな違いがあることは御指摘のとおりでございませう。

ただし、そういうものに対して國民の身体、生命、財産を守るという点、しかもそれが最も基本的な次元において守つていくわけではございませう、非常に職務内容が類似しておる。実定法も同じような取り扱いをしておるといふことを指摘しておるだけでございます。

○志苦裕君 そこで、再度法制局の部長さんお伺いしますが、わが國の法律では、消防は警察の構成員であるとか、消防は警察の一部門であるとか、いふことは存在しますか。

○政府委員（茂田俊彦君） 実定法上におきましては、ただいま御指摘のようなことはございませう。

○志苦裕君 そうすると消防は、わが國においては、警察の構成員でもなければ警察の一部門でもない、これだけははっきりしておるのに、どうしてわが國においては警察の構成員である、一部門である、この國際的に述べらるんですか。皆さんは法律を超えて何かおやりになるお力を持つていかなるのかな。

○政府委員（近藤隆之君） 行政作用が歴史的に言ひましても學問的に言ひましても非常に似ているといふこととございませう。これを実定法上どう扱うかといふことは別問題であるといふのは当然でございませうけれども、私もどなたもいたしましては、その内容からいたしまして団結権問題に觸れるならば、ほかの行政とは違つて、警察庁が行つておられますところの狭義の警察行政、実定法でいろいろ具体的にその作用が書かれておるわけではございませうが、その作用も全く類似しておるといふことを繰り返して申し上げておるわけではございませう。

○志苦裕君 でそれから、その作用が類似しておる——そんなら一体、税金を取る、土地の収用をやる、こういう仕事はほかにありますね。この作用は似ていませんか。土地収用、建築規制、徴

税、それはそれ何がしかの拘束をし、他人の財産に踏み入って処理をなさるわけでしょう。同じ作用じゃないですか。本来統治権に基づいて行政にはそういうものがつきものなんだ。あの消防のみならずや。それを、そういういわば狭義の意味での警察というものを特定をして、いわゆる警察組織として、警察に所掌させておるわけでしょう。警察から外れておるものを、昔一緒だったんだけれどもあえて戦後の大改革で分離をして外したのもまた抱え込んで、これは警察だとなぜ言うんですか。消防職員団結権がいいか悪いかの議論なら、それはそれでやればよろしい。なぜ、警察と一緒だからだめなんだ、警察の一部門だからだめなんだという、そういう手法を使うんだね。いろいろありますよ。労働者のさまざまな権利について、公共の福祉とかいうもので、いろんな形での制限が現実には存在をする、その範疇の問題として議論をするのはそれはそれであり得る。だけれども、根本のそこをゆがめて団結権問題にすりかえようというのは、やっぱり正常な議論の立て方じゃない。その点どうですか。

○政府委員(近藤隆之君) ただいま徴税だとかその他の国家権力による住民に対するいわゆる侵害でございまして、そういったものを挙げて、どこが違ふのだということでございますが、私は、消防、警察というのは、命令一下団結して災害なり犯罪なりに当たる、迅速に団体行動をとることが要求されるという点で、基本的に違ふのじやないかという感じがいたしております。そうでなければ、犯罪あるいは災害を十分に防ぐということには私はできないと思います。その他の国家権力によるいろいろな作用はございすけれども、それはそれほどの緊急性はないのではないかと、う感じがいたします。

○志吉裕君 そういう議論の立て方はそういう議論の立て方で、労働省等からもお出ましを願って、そういう議論の立て方ならそういう議論の進め方はある。しかしきょうは——実は、私の予定した質問はまだ半分ぐらいなんです、何かそろ

そろ私の時間も切れたようでありまして、きょう総理府と労働省からおいでいたでいて待機をさせてまことに済みませんでしたが、いまの消防庁長官の答弁に続く後のくだりは、この次の消防の法案の審議もありませんから、またそこでやらしていただくつもりです。皆さんは、一九四八年の組織分離によって消防の権限はむしろ広がったとか、あるいは先ほど言った三百年の歴史とか、任務の特殊性が労使対立の立場に立つて行動を予定する団結権とはなじまないとか、いろいろと見解を述べておるようですが、最後に消防庁長官が答えになったことは一つの議論の立て方だと思ふんです。それならそれで真正面からその議論をしてもいいわけですが、きょうは時間がありませんからこれぐらいでやめておきます。いづれにしても余りくだらぬ理屈を並べて、自縛に縛られるようなやり方はやめた方がいいと思ふんです。きょうは前段だけ議論をいたしました。三百年分を議論したいわけでありまして、ひとつ御了解いただきます。

最後に大臣、この間からしばしば議論があったでしょう、新広域市町村圏事業あるいは定住圏とか、そういう仕事を進めていく上で何らかの財源の面倒を見なきゃならぬ。自治省のいままでの御説明では、起債を、地域振興事業債の方を用意してあるからそれでやってくれと。それは言うてももっと何かめんどろを見てくれぬかというような声が出てきておるので、交付税措置も可能かどうか検討したいという御返事は、小山先生に対する答弁がずっとあったわけですが、実はその前に私に対する答弁は、交付税をもってそういうことに充てることは考えていないという答弁があるわけですが、にもかかわらず、自治省から出ておる地方公共団体に配られた文書によると、財源手当てで交付税の措置をすると言っている。これは約束違反ですよ。どう措置をされますか。

○国務大臣(渡谷直藏君) 私、どういふ質問でございすが、前の財政局長がいわゆる定住圏地

域に対しては交付税を充てないという答弁があったというふうな話だといつたわけでございますが、これはまあ推測になるわけですが、恐らく當時は、定住圏という考え方は一つの抽象的な考え方として打ち出された段階でございまして、定住圏の具体的な内容が固まってこれを行政的に実際に実行に移すという、そういう固まった段階ではなかったと私は思うのでございます。そういう意味で食い違いがあったかと思ひますけれども、自治省の考え方は、恐らく私の不在中に財政局長から答弁があったと思ひますが、これは交付税を充てていくと、これは広域市町村圏に対してはそうであつたわけでございますから、そういう考え方は私も一貫しておるつもりでございます。

○志吉裕君 あんたよくわからぬで答弁しておるから……定住圏というものが鳴り物入りで出たから私はそのときに質問をしたんです。定住圏がいいか悪いかは抜きましてね。そういうものがまた交付税で誘導するというのはいいか否かのかと考へたからお伺いしたんですが、しかし、これはきょうそんな追い込んで、どうも……とこれは、皆さんの少し勇み足だかなんだか知らぬが、検討中なら検討中と書けばいいんであつてね。勇み足ですよこれは。いずれまたこの点は議論をします。

そこで、大臣に私は結論を聞くんじやありません、結論を聞くんじやありませんし、この消防職員の団結権問題はこれから少し時間をかけて丁寧に議論をしていきたいと思ひます。思ひますが、大臣はたまたま労働問題については非常に造詣の深い方ですから、ちょっとあなたに残りの時間を少しお伺いしておきたいんです。

まず、あなたを横に置いてしばらくやりとりをしました、消防の団結権問題について。確かに大きい問題で、なかなかその簡単に動かぬ問題かもしらぬけれども、議論の立て方として、皆さんはとにかく消防職員に団結権を認めたくない。

労働組合つくつてもらっちゃ困る。命令一下火の中水の中飛んでいかなきゃならぬときに、ぐずぐず言つておつたんじや、とてもじゃない火も消せぬから、できればそんなものにやりたくないというその気持ちがあるから、認めがたいであつてね。その言ひ分を貫く理屈なら何でも持つてくると。持つてくる理屈がもう一つづつまあ合おうと合うまいと構うことない持つてくるというふうな国際文書だねこれは、品の悪い文書だ本當に。国際的にそれはともかくとして、そういうことがあることを承知の上で、しかしそれはどの程度なら人権と調和をできるのか、団結権と調和をできるのかという、その道をこれはじっくり探していつたつていいわけですよ。なに三年、五年でできなれば十年かかってもいいでしょうよ、それは。しかし、そういう調和のさせ方というものをどう探つていかないと、この問題はやらたらボリウムが上がるだけだと思ふんだな、私は。そういう点でどうですか。議論の立て方、問題の煮詰め方として、大臣は大臣なりの見解がおありになるんじやないか。どうですか。

○国務大臣(渡谷直藏君) 先ほどの質疑応答を私拝聴しておつたわけでございますが、この問題は御承知のように大変古い問題でございまして、国会においてもいづれこれは議論が尽くされてきた問題でございまして。それで、結論的に申しますと、消防が警察の中に入るからぬかという先ほど来からの応答、立場によつていろいろ考へ方も違ふわけでございますが、私は、やはりそういう形式的なことよりも、大事なことは消防というものの持つ任務、それからその任務を遂行するために果たす仕事、職務の内容、これがやはり一番大事な実態であらうと私は考へるわけですが、こういう任務を持ち、こういう仕事の実態だから、こういうことはいいかとこういふところが悪いという議論でありませんと、警察に入つてからと入つていないからととかという形式的な議論だけでこの問題はさばき切れない。割り切れない。あくまでも議論の中心は消防というものの持

いづれにいたしましても、全体としての公共部門と民間部門との資源配分に相当な変更を加えることとあわせて考えてまいらなきならぬ問題でありますので、そのような観点からできるだけ早い機会に地方税及び地方交付税の思い切った増額をぜひ実現したいと、かように思う次第でございます。

○阿部憲一君 本来、交付税率が引き上げられるか、または制度の改正が速やかに行われてしかるべきであつたわけですが、いま局長の御説明のように、何ら改正が行われることなくたゞつじつまを合わせてきたにすぎないと言われるわけでございますけれども、その結果、交付税制度の機能そのものがいづれにいたしましても、か、こ、ういふふうに思うわけでございます。

そこで、まず三三〇との差額の措置として、いま局長も言われたように、これまで特例措置とか特例交付金あるいは借入金などもつて賄われてきたわけでございますが、このことは実質的な交付税財源がきわめて不安定である、こ、う言わざるを得ないと思ひますが、この点はいかがでございますか。

○政府委員(森岡敏君) 昭和五十一年度から五十二年までにかかけましては、毎年度大幅な地方財源の不足をカバーいたしましたために、まあ単年度の措置といたしまして借入金を行つて、その償還について大蔵大臣と自治大臣との間で覚書を交換をいたしまして、将来国家財政において普通税をすゝるといふような担保と申しますか、措置をとりながら、単年度ごとの交付税の所要額の確保を図つてきたわけでございます。しかし、地方交付税法六条の第三項に規定いたしておりますような事態であることが、だんだんと構造的にそういう状態であることが明確になってまいりました。そこで、このような単年度のいわば臨時措置ではおつしやるように不安定であるということから、昭和五十三年度におきまして、当分の間の措置といたしまして、借入金につきましての将来の償還費は実質国が二分の一を負担する、こ、ういふ

わば暫定的な制度改正を行いました。その限りにおきまして、御指摘のような不安定さというものはある意味では解消といひますが、解決したといふことは言えるわけでございますが、しかし、しよせん借入金でございますから、交付税を長期的にふやすという形には実質はなっていない、暫定措置にしかすぎません。ですから、根本的に安定的な措置になつておるとは私も考えておりません。ただこれは、現在の国、地方を通ずる財政の状況から申しますと、繰り返して申しますように、どうしてもやむを得ない措置としてこ、ういふ措置をとらざるを得なかつたということでございます。

重ねて申し上げますけれども、本當の意味での安定的な交付税財源の確保ということになりますれば、交付税率の引き上げ及び交付税対象税目の拡大といふ抜本的な措置がぜひとも必要だと考えます。

○阿部憲一君 大臣にちよつとお伺ひいたしますけれども、そのような抜本的な措置といふものについてどのようなお考えをお持ちでございますか、お伺ひしたいと思います。

○國務大臣(池田直蔵君) 御案内のように、その柱となる項目につきましては、五十五年度において一般消費税といふものを導入しようといふことを政府・与党基本的に了解しておるわけでございます。私どもは来年度予算編成の中でこ、ういふ問題を中心論議を深めて具体的な結論を出したいと、こ、ういふふうに考えています。

○阿部憲一君 ぜひ来年度、ひとつおしやつたような実現のために努力していただきたいと思ひます。

さらに局長に伺ひますが、五十年以降以降の特徴として、起債の振替措置が非常に多くなつたわけでございますが、このことは一般財源充当額、ひいては基準財政需要額そのものが低く算定されてしまふという結果になると思ひますが、このことについてはどのようなお考えをお持ちですか。

○政府委員(森岡敏君) 投資的経費の地方負担額

を交付税によつて財源措置をいたします場合に、理論的には二つの方法があるわけでございます。

一つは、毎年度の所要地方負担額に見合うものをほとんど大部分地方交付税の中に組み入れてしまふ。これは単位費用をふやす、あるいは事業費補正のような形を活用して入れていくといふような方法で措置をする。もう一つは、かなり長期の投資もあるわけでございますから、地方債を活用いたしまして、その元利償還費を地方交付税で措置していく。二つの方法があるわけでございます。

本當は私は、地方交付税あるいは地方税、すなわち地方一般財源が十分な量でありますならば、できるだけ単位費用や補正等の方法によりまして単年度で措置をしていくということが一番望ましいと思ひますが、しかし一部やはり地方債といふものを活用していくといふ面もこれはやっぱりあつてしかるべきだといふふうに思つてわけでございます。そ、ういふしたしませんが、当年度の、あるいは現在の住民の負担ばかりで将来の住民が利用し得る施設を全部建設してしまふといふことは、世代間の負担の配分という点から申しまして問題がありますので、やはり地方債といふものもある程度活用していく必要があるのだと思ひます。

ただ、現在の交付税の計算の実態は、お話しのあるように、実は一般財源が非常に足りないものでありますから、投資的経費の財源をほとんど地方債に振りかへてしまつておる、いわゆる財源対策債という形で振りかへてしまつておるわけでございます。したがつて、その限りにおきまして、正常な状態のもとにおける基準財政需要額の算定に比しますと、振りかへた分は単年度ごとに比較をしますと、総体的に基準財政需要額のベースは低くなつておるといふことは否めないと思ひます。これはやはりまた先ほど申しておりますような一般財源がどうしても足りないといふことから出てまいるやむを得ない措置としてこ、ういふ措置をとつておるわけでございます。ただ、長期的に見ますならば、この振りかへたいわゆる財源対策債への元利償還費は毎年度地方財政計画に計

上いたします。また、基準財政需要額にも的確に算入をいたしまして、地方交付税の総額及び各団体に対する配分額両面を通じて財政運用に支障のないような財政措置はしてまいらうといふ仕組みをとつておりますので、長期的に見ますならば、全体としての財政需要を賄うための財源は確保し得る措置はとるという考え方に立つておるわけでございます。

しかし、いづれにいたしましても、将来にわたつて財源対策債の償還を的確に行つていくためには、先ほど申しましたように地方一般財源をふやす——地方税及び地方交付税を増額するといふことがどうしても必要でございます。で、こ、ういふ措置を講ずることによつて長期的に適確な財政措置を講じていきたいと、かように思つた次第でございます。

○阿部憲一君 交付税の総額が地方財政計画全体に占める比重、構成率を見ますと、昭和四十四年度以来、当初三三〇ぐらゐだつたのがだんだんと二〇〇台へと下がつてきておるわけですが、こ、ういふ数字についてはどのようなお考えをお持ちですか。

○政府委員(森岡敏君) 地方歳入中に占める交付税の比率は、いわゆる国税三税の三三〇%相当分だけ見ますとこれは下がつてきております。しかし、借入金や臨時特例交付金を加えました毎年度の交付税総額の歳入に占める比率を見ますと、おおよそ四十一年度以降二〇〇%程度でございます。若干上下はございますけれども、全体で見ますとほぼ二〇〇%前後を保つておりますので、まあいろいろの特例措置によつてやりくりをした結果ではございますが、交付税の比重は一定水準を保つておると、こ、ういふふうに見ておるわけでございます。

○阿部憲一君 いづれにいたしましても、こ、ういふ年間の情勢の中で交付税制度が現状に適應できなくなつておる、あるいは交付税の体系そのものが矛盾を深めてきておると、こ、ういふふうには言わざるを得ないと思ひますが、今日こ、ういふ

な事態について自治省としてはどのようにお考えなさっているかお伺いしたいと思います。

さらに、今後の交付税制度のあり方についてどのようなお考えなのか、見解を伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(森岡敬君) 国税三税の三二%でもって交付税総額が足りなくなるという事態が、いわば経済の景気循環に伴う循環的な波動と申しますか、そういうものでありますならば、何も交付税制度の基本的な改正は必要がないと思ひますが、しかし、現在の状態はまさしく御指摘のように恒久的、構造的に交付税総額が三税の三二%では足りないという実態であることは明らかでございます。

【理事金九三郎君退席、委員長着席】
したがって、基本的に交付税の総額を確保するための抜本的な改正が必要であるということとは御指摘のとおりだと思います。

しかし、そのためには国、地方を通じて公共部門の財源をふやしていかなければ、現実問題としてその実現がむずかしいわけでございますから、先ほど大臣からも申し上げましたように、今後できるだけ早い機会に国民の租税負担の増加をお願いせざるを得ない、そういう措置とあわせて、並行しながら交付税制度の抜本的な改正を行って、交付税の安定的な増額確保を期するということが必要だということに思ひます。

○阿部憲一君 次に、東京都の直面する問題について、具体的に伺ってまいりたいと思ひます。
まず、現在のところ、東京都は交付税の算定上財源超過団体、すなわち富裕団体であると思ひながら、交付税の不交付団体となつておられるわけですが、反面、現実問題として財政再建団体への転落が憂慮されております。こうした矛盾した現状であるわけですが、このような状態について自治省としてはどのようにお考えになっておられますか、お伺いします。

○政府委員(森岡敬君) 東京都のいわゆる財政危機の原因と申しますか、理由は二つあると思ひます。一つは、歳入面におきまして、四十年代に見られたような大幅な都税収入の自然増収が経済環境の変化によってこれはもう見込めなくなつたということ。他面、歳出面におきまして、高度成長期にかなりいろいろな施策を拡充されてまいりました。また、人件費を初めいたしまして経常的な歳出も率直に言つて肥大化してまいりました。それらの歳出面における合理化が、十分歳入面におけるこの厳しさに対応できるような対策が率直に言つておられておる。これはもう否定すべくもないと思ひますが、他の道府県におきましては、五十年代の財政の落ち込み以来、率直に言つてかなり厳しい歳出の節減、合理化に努力をしてまいりました。ことに人件費につきましては、いろいろな困難な条件下で苦しい努力をしてこられたと思いますが、東京都の場合には、その間の努力が私は不十分だったと思ひます。

そういう二面があるわけでございますので、やはりこれからの東京都の財政を健全化していきますためには、一つには、やはり都自身の内部努力というものがこれは思い切つて進められなければならぬと思ひます。それから一つの問題は、税収面におきまして、東京都のような地方団体が必要な財源を確保し得るような税制の改革というものも考へてまいらなければならないというふうに思ひます。これはまあいわば政府の責任の問題でございます。したがって、一面において都の内部努力、それから政府の税制面における歳入を増加させるためのあらゆる対策を考へていく、この両面が東京都の財政危機を救うために必要ではないかと、かように思ひます。

○阿部憲一君 まあ東京都としては、これまで超過課税だとか自主起債といった財政自主性の拡大策をとつてきておられますが、こうした努力にもかかわらず、厳しい状態に陥つておることを考へますと、やはり制度そのものに問題があるんじゃないかというふうな気がいたしますが、これは具体的にには後で触れますけれども、東京都としても交付税そのものの見直しを真剣に要望しておりますけれども、これについては自治省はどのようなお考えでいられますか。

○政府委員(森岡敬君) 東京都のいわゆる新財源構想研究会という研究会が発表されました報告書で、私も拝見しておるわけですが、その中で、交付税の算定について指摘されております事項が、大きく分けて三つぐらゐになると思ひます。

一つは、他の地方公共団体に比較いたしまして態容補正係数を中心として東京都の補正係数が引き下げられておるのが不当ではないかと、こゝう御意見が第一であります。第二は、交付税の基準財政需要額、基準財政収入額を計算いたします場合に、都と特別区を合算しておると、これを廃止すべきではないか。第三は、投資的経費の起債振りかへ、これは先ほど御指摘のあった問題でございます。その結果東京都が大変損をしておるんじゃないかと、こゝういうお話でございます。

第三の問題は、先ほど申しましたように東京都だけの問題ではございませんで、各地方団体を通じてのやむを得ざる現在の財政状況下の措置でありますのでこれはさておきまして、第一と第二の問題であります。まず、補正係数が不当に引き下げられておるのではないかと御指摘でありまして、これ私も私どもはこゝう御指摘でありましておられます。本来交付税はすべての地方団体を通じて均衡のとれた行政水準が確保されるように財源保障をすることを本来の使命としておるわけでございますが、東京都のような大都市の地域と、それから農山漁村を抱えておるものが四十年地域との間の行政水準の格差というものが四十年代からだんだん変わつてまいつております。たとえば清掃とかあるいは尿処理というふうな行政一つとつてみましても、従来農村ではそのための処理場を設けるとかというふうな施策は必ずしも必要ではなかったわけですが、しかし、社会経済の実態が非常に変化してきております。農村部でもごみや尿の処理のために膨大な施設をつくらなければならぬ、こゝういうふうな事態でございます。

ので、それに見合うような態容補正というものを私どもは考へてまいらなければならぬ。そうでありましても、すでに行政水準がある程度高いところは財源は十分確保するが、これから行政水準を上げていかなければならないという住民の要請の強いところは、もういまのままではよろしいんですというところになってしまつて、これでは交付税の本来の趣旨に即さないことになりまので、公平な財源配分という観点からいたしまして、むしろ補正係数の大都市と農山漁村との格差というものは縮めていくという方が、交付税の本来の姿として妥当であるという考へ方を持つておるのであります。

それから第二の、都区合算制度は、これは当委員会でも何度も御指摘がございましたが、東京都の特別区の存する区域につきましては、まず行政事務の面で市町村が行います事務を都が行う、たとえば消防にいたしましても下水道にいたしましても廃棄物の処理にいたしましても、そういうふうな仕組みになっております。一方歳入面では、法人住民税や固定資産税を中心としたしまして、本来市町村税でありますものを都が徴収をしてその間の財源調整を行いますために、都区財政調整交付金というふうなものの地方団体には見られない特別の制度であるわけでございます。それらを総合的に考へますと、都と特別区との一体性というものは、たとえば大阪で申します大阪府と大阪市との関係とは非常に異質の状態になっておるわけでございますから、やはりその点に着目して都区合算制度があるわけでありまして、これを現段階で廃止をするということは、私は制度の基本から申しまして妥当ではないと思ひるのでございます。

以上、主として新財源構想研究会の報告書で指摘されております事項につきましての自治省としての考へ方を申し上げた次第でございます。

○委員長(永野厳雄君) ちょっと速記をとめてください。

【速記中止】

○委員長(永野蔵雄君) 速記を起して。

○阿部憲一君 東京都の要望、それから基準財政需要の問題等、こういった議論が出てくる背景というものを考えますと、交付税算定の基礎となる資料をすべて公開して、その上で算定の是非について国と地方との間で十分建設的な議論を行っていく必要があるのではないかと思います。いままでそれが十分行われていなかったのではないかと考えますが、この点についてどのようにお考えでございますか。

○政府委員(石原信雄君) 交付税算定の内容につきまして、もっと詳しく一般に公にして、その上に立って十分な議論を尽くすべきではないかという御指摘でございますが、私も単位費用の積算基礎あるいは補正係数の改定の基礎等につきましては、できる限りこの内容を詳しく印刷物にして公にいたしておきます。また、関係の担当課長会議とかあるいは全国知事会、市長会、町村会などの関係の場におきましても、できるだけ改正内容等については御説明を申し上げておきます。

それから、毎年度の交付税算定につきましては、地方団体の御意見につきましては、例年八月に交付税の決定が行われますので、その後を受けて九月から十月ごろ、日を定めてそれぞれ関係団体の御意見を承る機会をつくっております。そのほか、特に時間は設定しておりませんけれども、随時御意見があればこれを承るようにはしておりますし、また、今年度について申しますと、交付税法の改正法案をお認めいただければ、これから五十四年度の具体的な算定作業に入っていくわけですが、その過程におきましても、都道府県、市町村それぞれにつきまして、担当の課長会議等を通じて御意見を承るようにはいたしております。本年度もまたそのような議会を持って、十分意見をくんでまいりたいと、このように考えております。

○阿部憲一君 次に、租税総額の国と地方への配分状況を五十一年度決算について見てまいりますと、徴収段階では国が全体の六三・七%、実質的

配分は地方が七六・四%という数字になっております。自治体運営の自主性を高めるためにも、このような中央集権的な税源配分を改めて地方への税源移譲を図っていくべきであると思っておりますが、これについて大臣のお考えを伺っておきたいと思っております。

○国務大臣(森谷直藏君) 基本的には、私は御指摘のとおりと考えております。地方の時代と幾らかけ声をかけても、実際にその裏づけをなす地方の自主財源というものが現在のような状況では、地方の時代はこれより実現しないわけでございますから、御指摘のような方向で私もぜひとも地方の税源の充実を図ってまいりたいと考えております。

○阿部憲一君 税源配分について見ますと、五十一年度決算で東京都は、都民一人当たりの租税負担額が五十二万七千九百円と、全国最高であります。還元額というところ——還元額というのか、実質的配分と言った方がよろしゅうございませうか、全国で三十二番目の十八万八千八百円になっております。これは一位の高知県の三十三万五千五百円というのに比しますと約二分の一ぐらいの数字となっているわけですが、この数字について自治省の御見解を承っておきたいと思っております。

○政府委員(森岡敏君) いま御質問にございました数字は御指摘のとおりでございます。このことは、法人関係税を中心とした現行の国税、地方税を通じていたした税体系に基づく税源の地域的偏在が非常に大きいということを示しておると思っております。東京都の都民一人当たりの租税負担額が五十二万七千九百円、全国第一位であるというところは、まさしく各企業の中核管理機能が東京都に集中しておるといふふうなことに起因しておりますわけでございます。しかし一方、これをそのまますの地域地域の税源にしてしまったのでは、国土全体を通じて均衡ある振興発展はできないわけでございますので、現在の財政の制度におきましては、御承知のように、その地域的偏在を是正いたしますために地方交付税制度あるいは地方

譲与税制度によりまして財源調整の制度がとられておるわけでございます。その結果、実質的な還元額は東京都はかなり低くなるということになるわけでございますが、しかしこの趣旨は、いま申しましたように地域的な税源の偏在というものをそのままとしておいたのでは国民全体の要望にこたえることができませんので、地域間の財源の均衡化を図らなければならないということから出てまいる結果であります。

そこで私も、基本的にこういう財源調整、財源保障という仕組みを各地域を通じて行っていくというところはやはり必要だと思っております。ただその場合に、先ほど大臣からも申し上げましたように、現在では地方税と地方交付税及び譲与税を加えた地方の一般財源というのは、国税、地方税全体の中での約五割、半分が一般財源として地方に交付されております。そのうち地方交付税が約二割、それから地方税が三割強というふうになるわけでございますが、この地方税の分量をもう少しふやしていくということが将来の地方財政制度のあり方として望ましいという気持ちも基本的には持っております。地方税の分量をふやすことによりまして、いま御指摘のような財源均衡化の制度を維持しながら東京その他の大都市の過密に伴います財政需要を賄うための財源を確保していくということが必要ではないかと、かように思っております次第でございます。

○阿部憲一君 次に伺いますが、五十一年度決算で還元率を比較してみますと、全国平均が八七・九%、一位の高知県が二八一・〇%、東京都は三五・八%ということ、余りにも数字が違い過ぎる気がいたしますが、大阪が四九・九%、愛知が五五・五%、神奈川県が五六・〇%という数字を見てもみますと、大都市に対する還元率が余りにも低過ぎるのではないかとこのように感じを抱きますけれども、この点はどういうふうにお考えでございますか。

○政府委員(森岡敏君) いまお示しの還元率の差は、先ほど申し上げました税源の地域的な偏在

というものを調整いたしまして、一定の行政水準を各地域を通じて確保するための財源を配分するという地方交付税制度が中心的な機能を果たした結果、いまお示しのような数字になっておるわけでございます。大阪、愛知あるいは神奈川県というふうな府県の還元率が低いのは、まさしく、このような府県は現在交付税の交付団体になっておりますけれども、依然として歳入中に占める地方税収入の割合は、たとえば高知県その他の貧弱県に比しますとかなり高い。その結果地方交付税の交付額は少額であるというふうなことから出てまいる結果でございます。で、これに国庫支出金が増えるわけでございますが、国庫支出金もまた事業の必要性に応じて配分されるわけでありまして、これを加えました結果もいわずに大府県と称される地域に対します還元率は貧弱県に比しますと低いという実態になっております。

で、このことは、先ほど申しましたように、根本的には地域間の均衡ある財源配分ということから考えますれば、基本的には必要なことだと思っております。しかしまた先ほど申しましたように、できるだけ自主財源をふやしていくということが地方自治のたまえから申しまして、また国、地方を通ずる行政の効率化という観点から申しましても望ましいことであるので、今後できるだけ自主財源である地方税の分量をふやしていくということをぜひ努めてまいりたいというふうに思う次第でございます。

○阿部憲一君 基準財政需要額の推移をとってみましても、その伸びは、昭和四十二年度を一〇〇として五十三年度の全地方自治体分の指数が六四二となるのに比べて、東京都の伸びはわずか四六二という数値にすぎません。基準財政需要額そのものをとつても、東京都は他の自治体よりも極端に低く抑えられてきたと言えらるわけですから、この点はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(森岡敏君) 先ほど申し上げましたように、世の中の推移に伴いまして、東京などの大都市地域とその他の農山漁村地域との間の行政水

準の格差が非常に縮小してきております。で、交付税はこういう行政の実態に対応して適切な財源配分を行わなければなりません。そのようなことが大都市地域よりもその他の地域の基準財政需要額の伸び率の方が高くなった原因であるわけでありま。

ちなみに、基準財政需要額の伸びを見ますために、これに関連する指標を見てみますと、たとえば都市化の程度を示す指標として人口集中地区人口などの増加率が用いられますが、東京都は三七・七％、これは四十五年から五十年までの伸びでございますが、三・七％しか伸びておりません。しかしその他の道府県では一三・九％伸びております。また、第二次、第三次産業の就業者数を同じ四十五年から五十年までと比べてみますと、東京都は〇・六％減少いたしております。しかしその他の道府県におきましては八・六％増加しております。次に、交付税で測定単位の数値として人口だとかあるいは道路の面積、延長などを用いておりますが、たとえば人口については見ますと、四十四年から五十三年度までの間で、東京都は七・四％しか伸びておりません。しかしその他の県は一三・九％伸びております。道路の延長についても見ますと、東京都は七・九％しか伸びておりませんが、その他の県は一・六％も伸びております。このように都市化の程度を示す指標あるいは測定単位の数値につきましては過密都市東京の場合にはむしろ鈍化をしておいて、その他の地域に非常に急激にふえてきているという実態であるわけでございます。

基準財政需要額の伸びの東京都とその他の県との差というのはまさしくこういう情勢を的確に反映したものだというふうに思う次第でございます。新財源構想研究会が不当に抑えておられるというふうにおっしゃるのでございますが、私もはきわめて客観的に計算した結果こうなっておられるとございまして、不当に恣意をもって抑えているというところは毛頭考えておられない次第でございます。

〇阿部憲一君 まあ私の質問自体が東京都に偏ったといえましょうが、重点を過ぎた質問であるような感じがいたしますけれども、もう少し、重ねてこの点のことを申し上げて、ひとつ東京都についての考え方というものを何といえましょうか、もつと同情的に御配慮願いたい、こういうふうに思うわけでございます。

東京都の場合に、交付税算定における基準財政需要額の伸びが他の自治体に比べ極端に低く抑えられてきたわけですが、このことは大都市需要の実態に即した適正な算定がなされてこなかったと言わざるを得ないと思うわけでございますが、たとえば五十三年度に種地区分の算定指標へ昼間流入人口が算入されておりますけれども、東京都大都市分は改定前後とも満点で何ら影響を受けていないし、種地区分の改正でも呼称の変更以外は何ら実質的な差が出ていないわけですから、この点についてはいかがでございますか。

〇政府委員(石原信雄君) 五十三年度の種地区分の改正は、その種地区分の計算の基礎に用います人口集中地区人口などの統計指標が国勢調査結果等で見直しをさせたものであります。その際から見直しを行ったわけでありまして、その際、各市町村の都市化の程度をよりよく反映させる趣旨で、評点要素として昼間流入人口というものを採用したわけでありまして、おっしゃるとおり、東京都二三区は従来から最高点でありますから、この評点は満点になりますので、区分の変更によつて直接二三区分の算定にどうこうという事はないのであります。むしろそれ以下の市町村の分布がより的確に把握できるようにしたというふうに私も理解しております。

そこで問題は、大都市の財政需要をより的確に算定するために昼間流入人口の要素をもつと考えるべきであるという点は、評点の計算方法と同時に具体的に各種地に適用される係数の基礎において財政需要がより的確に反映されているかどうか、昼間流入人口分を含めて財政需要がより的確に反映されているかどうかということになるうか

と思ひますが、五十三年度の補正係数の算定におきましては、各大都市の実態、特に昼間流入人口に伴う増加財政需要等も踏まえて係数を決定したつもりでございます。この点につきましては、今後とも引き続き財政需要の実態をにらみながらその適正化を期してまいりたい、このように考えております。

〇阿部憲一君 大都市を中心とした都市問題についてはまだまだ立ちおくれが目立っていることを考えますと、大都市財政の充実が緊急を要することと考えられますけれども、自治省としてはどのように考えておられますか。さらに、大都市財政をどのように充実していくか、今後の方針をあらわしてお伺いしたいと思います。

〇政府委員(森岡敏君) 大都市という地域は、申し上げるまでもないことですが、企業の生産あるいは個人の消費あるいは物資の流通、どれをとっても非常に経済活動が活発な地域であります。したがって、またそれに伴つて税源がその他の地域に比べて豊富でな地域でございます。反面、人口が集中しておりますのでいろいろな財政需要が山積するということ、歳出面の圧力もかなり強い地域であります。

そこで、私もいたしましては、大都市財政を考えます基本的な方向は、税源があるわけでありまして、その大都市がみずから手で徴収をし自主的に使ひ得る税、地方税を思い切って拡充していく、これが基本であるべきだと思います。

同時に、地方交付税につきましても、先ほど審議官が申しましたように基準財政需要額の算定に当たつてできるだけ大都市の特殊の財政需要はあらゆる角度から的確に反映するように算定に努力をしてまいり、これが第二の問題であります。第三は、大都市の各種の公共施設の建設のために相当の資金を必要といたしますが、それにつきましては地方債を思い切って活用していく。そのための資金調達の問題のいろいろ問題もあつたので、それらについて政府といたしまして協力をして援助をしていくという措置を講じていく。このよ

うなことを基本といたしまして大都市の今後の財政に対処してまいりたい、かように思う次第でございます。

〇阿部憲一君 あともう二、三問東京都の立場に立つて質問を申し上げたいと思ひます。

東京都としては、首都としての機能を果たしていく上にはいろいろな特殊事情も多くなつて、それに伴う財政需要も多くなるわけですが、それに伴うた点は自治省としても考慮していく必要があるのではないかと思ひます。たとえば警察業務については、要人警護や外国からの要人出迎え警備等の業務や、また急を要する震災対策などの経費については財政上の特別措置等も検討すべきではないか、このように思ひますけれども、その辺いかがお考えでしょうか。

〇政府委員(森岡敏君) 首都でありますことによりまして、東京都が他の地方公共団体とは異質の財政需要がかなりあるということは御指摘のとおりだと思います。この点につきましては、交付税の一般的な算定の手法といたしましては、態容補正係数の割り増しを行ひまして東京都の首都としての特別の財政需要を概括的に算定するということですが、第一の手法として用ひておるわけでございますが、そのほかに、いま御指摘のように、個別の経費につきまして、たとえば警察官についてどうかとかあるいは震災対策についてどうかとかいう問題もあることは事実でございます。

まず、警察官の経費について申し上げますと、現在は政令定数を基礎にして需要の算定をいたしております。私どもの基本的な考え方から申しますと、警察法施行令で定めております定数は、まさしく東京都の首都としての特殊性を考慮して定められておるものと、こういう前提に立つておるわけでございます。したがって、その定数を基礎として算定すれば、警察関係費の地方負担として持たなきゃならぬ経費につきましては的確に算入されておるものというふうに考えるわけでございまして、なお、要人警護とかあるいは外国要人の出迎えというふうな警護関係の経費につきましては、

これは給与費以外のものは全額国費支弁になっておるわけでございますから、たてまえといたしましては首都としての特性は十分考慮しておるようには私どもは考えております。

それから震災対策は、これはその中身が非常に多岐にわたっておりますので、個別にその一つ一つについてどうかということについてのお答えは避けたいと思いますが、たとえば大規模な都市構造の変革というふうな問題になりますれば、地方債の面において思い切った対応措置を講じていくということが必要だと思っておりますが、しかし、私どもはいままで、いま申しましたように、首都としての特性は十分考慮して財源措置を講じてきたつもりでございますけれども、なお都の立場からいまして、いろいろ御意見があることは十分私どもも承知をし理解をいたしておりますので、なお今後引き続き都の御意見を拝聴しながら検討はいたしてまいりたいと、かように思います。

○阿部憲一君 次に、東京都が交付税の不交付団体であるために受けている財源調整でありますけれども、これはどのようなものがあるのか、沿革と内容を御説明願えますか。

○政府委員(森岡敬君) 不交付団体でありますために東京都が受けております財源調整は三つございます。一つは、義務教育教職員給与費国庫負担金でございます。内容は、義務教育教職員の給与費の二分の一国庫負担の算定に当たりまして、国立学校教員の給与基準による給与単価を政令で定めまして、それに標準法の定数を乗じて得た額の二分の一を国庫負担にすると、こういうものでございまして、この理由は、昭和二十五年から二十七年までには教員の給与は地方財政平衡交付金によって財源措置をされておりましたが、二十八年から現在の国庫負担法が施行されて二分の一の国庫負担になりました。そのときに、交付団体につきましては当時の平衡交付金、いまの交付税からこの義務教育費国庫負担金に財源振りかえが行われたわけでございますが、不交付団体につきましては新たに国庫負担金をいわば積み増して財

源交付が行われた、そういうふうな経緯がございましたので、通常の他の府県に対する給与費の二分の一の国庫負担よりは削減をする措置が講じられたというのが経緯及び理由でございます。

次に、第二が地方道路譲与税の譲与制限でございますが、これにつきましては、道路事業費をできるだけ全都道府県及び指定市を通じて均等ある配分をしたいということ、いま一つは、道路財源につきましては、目的財源であります地方道路譲与税だけでなく、交付税で措置いたしております一般財源と合わせて財源措置をいたしておりますので、道路目的財源につきましては率直に言うてできるだけ交付団体に手厚く措置をいたしてまいりたいというふうな基本的な考え方もございまして、三十五年度に譲与制限措置が講ぜられ、四十四年度にさらにその譲与制限の内容が強化をされたという経緯がございまして。

それから第三に、国有提供施設等所在市町村助成交付金でございますが、これは三十二年度にこの制度を設けたわけでございます。全体としての金額も、基地所在市町村の実態から申しますと必ずしも十分ではないというふうなこともございまして、一般市町村の方式で算定した額の三割を交付額にするという制限が行われておるわけでございます。これらの三つの譲与制限によりまして、わが削減額は、義務教育国庫負担金が五十二年度で約百七十億円、それから地方道路譲与税が五十三年度で約八十八億円、国有提供施設等所在市町村助成交付金は、これは小さな金額でございまして、五十三年度で三千二百万円程度というふうになっております。

○阿部憲一君 私は、東京都の財政再建は、言うまでもなく根本的には都みずから健全化に努めることによって達成すべきであると思っておりますけれども、新しい知事のもとで本格的な財政立て直しに取り組む東京都に対して、制度面で援助できる点があればこれを大いに検討すべきではないかと思うのでございます。その点で、地方交付税の不交付団体であるために割り落としを受けてい

る義務教育国庫負担金や地方道路譲与税などを他の道府県並みに支給できないものかどうか。かつては大阪、愛知、神奈川の各府県も制限を受けていたものでありますけれども、それがいまや東京都だけになっているわけですが、これが果たして適当であるかどうかと思うのでございますが、検討をしていただきたいと思います。

○政府委員(森岡敬君) 義務教育国庫負担金あるいは地方道路譲与税、この二つが大きな財源調整の対象になっておるわけでございますが、かねてから東京都におきましてはこの譲与制限を撤廃してもらいたいという要請が強く行われてまいりました。私どもは、いま御説明しましたような経緯、これらの制度のつくられまし経緯と、それから、たとえば義務教育国庫負担金につきましては、これは自治省の所管ではございせん、文部省の所管でありますので文部省の見解というものが大事でございます。文部省は必ずしも積極的な御意見を持っておられなかったわけでございまして、そういうふうなことからきわめてこれは困難だということを東京都に申し上げてまいりましたのであります。

ただ、東京都におきましては、四十年代に比べますと、財源超過額が、同じ不交付団体ではありますけれども非常に縮小してきたというふうな財政の構造的な変化がある、そのところを十分理解をしておいてもらいたいという御要請があるわけでございまして、私どもは、その辺のところは、確かに四十年代と五十年代に入りまして違うという面はありますけれども、しかし、これらの財源調整制度を全面的に廃止することができるといふことになりまして、これはなかなかむずかしいというふうなふうに思っております。私どももいたしましては、実態を十分東京都の御意見も伺いながら見きわめて検討したいと思っておりますけれども、しかしいま一挙にこれを廃止することにつきましては非常な困難さを伴うのではないかと、この点で、最後に、区長会の強い要望であり

ますので、先ほども局長からこれに触れたお話しもありましたので、重ねてお伺いしたいと思っておりますが、現在特別区は一つの都市とみなして交付税が算定されているために、段階補正係数の適用による割り落としの度合いが特別区ごとに適用する場合より大きくなっているわけですが、これが果たして妥当なものであるかどうかということ。それから、特別区の行政実態を適確に反映した算定というものを検討すべきではないか、こう思うんですけれども、自治省の御見解を承りまして私の質問を終わらせていただきます。

○政府委員(石原信雄君) 御指摘のように、特別区につきましては現在特別区の存する区域を一つの都市とみなして交付税の基準財政需要額の算定を行っております。この点につきましては、特別区ごとにそれぞれ独立の都市としての計算をすべきではないかという御指摘が以前からあるわけであります。その場合には、確かに分けて計算することによりましてたとえば段階補正などはかなり有利になってまいります。しかし反面、態容補正の種地計算になりますという、現在二十三区の区域は甲の十種地という一番高い種地になっておりますけれども、個々の特別区を計算しますと、人口集中地区の人口の規模その他の関係で種地がかなり低くなってしまうという団体も出てまいります。それから、何よりも測定単位の数値によりましては必ずしも各区ごとの分別がむずかしいという問題もあります。また、現実二十三区の区域において行われております主要な都市行政、たとえば消防行政でありますとか、下水道行政でありますとか、清掃行政とか、都市計画行政とか、こういった主要な都市行政は現在においてそれぞれ都において一元的に行われておると、一つの団体として行われていると、こういう実態にもあるわけでありまして、二十三区に存する区域をばらばらにして二十三のそれぞれ独立の都市として計算するということは、一つの議論ではありますけれどもなかなか実行困難ではないか。また、それをあえて行った場合に、果たして現在よ

よりも特別区の財政実態に合った算定ができるのかどうか、私ども疑問を持っております。したがって、この二十三区の存する区域につきましては、今後の基準財政需要額の算定におきましては、今後とも全体を通じて財政の実態に合った基準財政需要額の算定に心がけてまいることが最も現実的な方向ではないかと、このように考える次第でございます。

○神谷信之助君 自治大臣にお伺いしたいと思いますが、最近数年間、御承知のように地方財政はきわめて深刻な事態になってきております。もう瀕死の重症にあるといえますか、そういう事態で、早急に抜本的な手を打たなければ、国の財政はもろろ地方の財政にとっても重大な事態になるのではないかと、このことを危惧をしていられるんですが、したがって、その辺についての政府の対処、対策、これを伺いたいと思っております。

そこでまず最初に聞きたいのは、なぜこういう事態を招いたかという原因についての認識です。ね、大臣の。これをまず聞きたいと思っております。

○国務大臣(森谷直義君) これは、大きな原因としては、やはり石油ショック以来経済の停滞が長期にわたって続いた、そのために税収が思うように伸びない。それに對して行政需要は年々拡大をしてきて支出は依然として相当な率で増高を続けてきたと、このアンバランスの積み重ねが現在のこのような事態を招いた最大の原因であると認識をいたしております。

○神谷信之助君 石油ショックによって経済の停滞が起こってそして税収が減少する、あるいは伸びないと、そういう事態になったというのです。が、石油ショックによってそういう日本経済の破綻というのが起こったわけですが、日本経済の破綻のその自身のそういう脆弱性そのものについて一体どういふようにお考えでしょう。

○国務大臣(森谷直義君) 言うまでもなく、日本の経済は、とにかく資源エネルギーというものをほとんど持たない。そういう意味ではよその国と比べた場合非常に悪条件といえますか、脆弱さを

基本的に持っております。この点はこれは何人も否定できないわけでございます。そういう経済構造を持っております日本が四十八年の石油ショックに襲われたわけでございますから、やはりその点ではよその国に比べても非常に最大の衝撃を受けたと、こういうことだと考えております。

○神谷信之助君 資源不足の日本が急速に経済的にも強力な力を持つというために、全世界的に伸ばし切るだけの手を伸ばしていくと、そのためにも急速に進めてきた生産力の拡大、いわゆる高度成長政策、これに日本の経済力自身を逆に無理に背伸びをさせたようなそういう結果、言うなれば高度成長政策自身の破綻によって今日の日本経済の深刻な状況というものが生まれてきたというようには受け取っておられませんか。

○国務大臣(森谷直義君) この点になりますと、いろいろ議論の分かれるところだと思います。確かに高度経済成長時代の日本は、この高度経済成長を支える原動力となる石油その他の資源というものがある有限であるという認識はなほ希薄であったというところは、これはもう否定すべくもない事実だと考えております。そういう点において、高度経済成長に対する余りにもこれに対する無条件的な信頼、そういったものの行き過ぎがあったというところは私は否定できないことではないかと考えております。

○神谷信之助君 これは、工場法案の本案に上程をされましたときに、私がわが党を代表して質問したときにも指摘をしたわけですが、高度成長政策に自治体の財政も動員をするというところで、埋立地をどんどんつくっていく、あるいは山を切り開いて工場用地をつくる、造成をする。初期のころはそこに工場も来ましたが、同時にまた公害も持ち込んでしまったが、後期は、今度は、工場用地の造成はできたけれども不況になつて工場一つ来ないでベンベン草が生えて借金だけが残るといふように、前期においても後期においても、結局は国民生活の環境の破壊やあるいは借金をさらに大きくするというようなそういう結果を招いているわけですね。先ほど、午後の議論にもありましたけれども、そういう高度成長政策に自治体の財政を動員するために交付税制度も動員をされるということも伴って、今日の地方財政が、いわゆる日本経済の非常に恐慌的な状況が生まれるにつれて地方財政自身もつちもさつちもいかぬという今日の事態になってきているというように思っております。ですから私はやっぱりこの点は、今日の事態についての政府のそういう責任というものををはっきり認めなければ、そして、その責任を認めることによって一刻も早く根本的な対策を立てなければ、その点で思い切った決意といえますか、そのことをやらなければ、今日の地方財政の危機の打開というのは一歩も進めることができないという事態になっておるといふように思っておりますが、この辺の認識はいかがでしょう。

○国務大臣(森谷直義君) いずれにしても、石油ショックを境にして長い間日本の高度経済成長を支えた基本的な条件というもののが失われたということはもうこれは事実でございますから、したがって、夢よう一度というわけにはいかない。こういう点はやはり日本としてこれはもうきちっとした認識を持たなければならぬと、こういうふうな考えをしております。しかも、石油を中心としたエネルギーあるいは資源の枯渇の問題というものは非常に深刻な問題として対応を迫ってきておるわけでございますから、そういう点も十分踏まえてこれからの日本の経済の安定的な成長というものをどうして実現していくかと、こういう目標に向かって私どもは渾身の努力を傾けていかなければならぬと、このように考えております。

○神谷信之助君 そこで自治省にお尋ねします。五十年以来財源不足に対する対処の措置として、交付税制度への借入れあるいは地方債への振りかえ、こういうことで、いわゆる緊急避難的措置といえますか、当面の緊急措置を繰り返してきているわけですか。緊急避難的措置とかあるいは当面の緊急措置といえは、一年なり二年ならわかりますが、これはもう五年続いてきています。

そこで伺いするのは、五十四年度末といえますか、五十五年の三月、来年の三月末で自治省の方では一般会計、特別会計で起債残が大体どのぐらいというようにお見込みになっておりますか。

○政府委員(森岡敬君) 普通会計、公営企業会計合わせまして、約四十兆円程度になるものと見込んでおります。

○神谷信之助君 ですから、今年度の地方財政計画一年分の総額を上回る起債残高を持つということになります。いずれにしてもこれは地方債の振替措置その他で、政府の方が本来交付税として交付すべき金が財源不足のために地方債に振りかえるなどの措置をなさってきているわけですから、これの元利償還については当然政府が責任を持つという措置をとってこられるし、これからもうそういう措置は続けるという、この点は間違いないと思っておりますが、確認をしておきたいと思っております。

○政府委員(森岡敬君) 四十兆円という数字は、いま申しましたように普通会計だけでなく、公営企業会計の現債高も含んでおります。公営企業につきましては、やはりこれは利用者負担というのが基本でございますから、普通会計分につきましては、お示しのように政府が責任を持ちましてその元利償還費についての財政措置は的確に行うという筋のものと、私どもも考えております。が、ただ、そのためには、国、地方を通じて公共部門の財源をふやしていただきませんとこれはどうにもなりません。国も措置ができないわけでございますので、あわせて御理解賜りたいと思っております。

○神谷信之助君 元利償還の方は政府が責任を持って処理をする。もちろんその財源の問題、おっしゃるようなあるんですがね。しかし、それで問題は私は片づかないと思うんですね。そういうように地方債に振りかえることによってそれぞれ自治体の起債残高がふえていく、公債費がふえると、こういうことが実際に個々の自治体にどんな影響を与えているだろうか。この点は、自治省の方でどういふように認識されておりますか。

○政府委員(森岡敬君) 中心をなしております。わゆる財源対策債につきましては、御承知のように義務教育その他につきましては一〇〇%元利償還費を交付税に算入してまいります。また、その他のものにつきましては八〇%算入してまいります。交付税算定を通じての財源措置を踏まえて考えますと、財源総量を政府の責任において確保いたしますれば、個々の地方団体が起債の償還費で沈没してしまうというふうなことに私はならないと思うのでございます。ただ、地方団体によりましてはそういう財源対策債以外に他の事業費に充てるための地方債を相当多額に発行しておる団体もございまして、そういう団体につきましては公債費が非常に大きなプレッシャーになってくるところの中にはございまして、それらにつきましては個別に適切な財政措置を講じてまいる必要があらうと、かように思っております。

○神谷信之助君 今年度の場合にはちょっと変わってきていますが、大体昨年度までのやつをずっと見てみますと、全体としては、一つは単独事業をできるだけ切り詰める、それから保育園の入園料なりあるいはごみ、尿尿のくみ取り料金なり、こういったいろんな公共料金の住民負担、適正な負担と自治省の方は指導されているわけですから、これがもう軒並みに毎年のように値上げを繰り返すと、こういう状況が一つは出ていますね。ですから、自治体が住民の暮らしを守る組織として、そしてまたニーズにこたえて、どんどんその期待にこたえて事業をやっていくという点でも、片一方で借金がどんどんふえるわけですから、そして自己財源として本来来るべき交付税が地方債に振りかえられたりして、それだけ自由に使える金というのは減るわけですから、ですから、そういう意味では自治体自身の自由に使える財源、財政、これは圧迫をされておるのが当然あらわれてくる実情だと思ふんです。

それからもう一つは、やっぱり基準財政需要額の中に元利償還分も当然計上して、それについての財源はちゃんと保障するというふうにおっしゃ

っているわけですが、それは結局自治体として必要な財源不足額、その分も含めますから、自治体自身の借金返しなしに、借金を返さない部分を削るわけではありせんという御説明をなさるけれども、実際の問題としては、国の財政も窮屈だからということで自治体の必要財源というのを極力低く抑える、そして、財源不足額というものを全体として抑えながら、しかし抑えても今年度のように四兆一千億になるということになるわけですね。ですから、公債費比率の増大というのはいささか地方自治体全体の財政構造の硬化化を引き起こす要因になってきはしないか。この辺の見解はいかがですか。

○政府委員(森岡敬君) 財源対策債に一般財源を振りかえした結果公債費がふえてくる、それが地方財政全体としての財政硬化化要因であるというところはこれは御指摘のとおりだと思ひます。ただ私も、その結果いささか話しのうちに、本来必要な経費にしわ寄せをして、財源不足額を将来において圧縮をするとか、そういう措置は絶対にとるつもりはございせん。ことしの四兆一千億の財源不足額も、そういう切り詰めと申しますか抑制を大蔵省から求められてその結果決まったものではございせん。必要なものは全部計上いたしまして、大蔵省の理解を得て財源不足額の見通しを立てたわけでございますから、そういう意味合いで地方交付税総額の所要額は将来を通じまして的確に確保してまいりたいと思ひます。

ただ、いまお話しがありました受益者負担の問題あるいは施設の利用料金の問題につきましては、利用者の立場からすれば安い方がいいというのはこれは一般の感情としてはそれでございまして、これは一般の感情としてはそれでございまして、ようけれども、しかし、適正な経費を賄うための基準をもつて決められております各種の料金は、これはやっぱりちゃんと負担をしていただくというところが、本来その行政サービスを継続的に続けてまいりますためには必要だろと思うんです。いたずらにその料金が安い方がいいというだけで事が済む問題ではございせん。利用者は全國民

ではなくて特定の人たちが利用する施設なり何なりでございまして、それはやっぱり相応の負担をしていただくということで、利用料金をなり受益者負担の適正化、これは地方公共団体もやっていたかなきゃなりませんし、また利用者の方々にそれが十分に御理解を得ていただくということが必要だろというふうに思う次第でございます。

○神谷信之助君 住民の納得の中で、そして必要だということの上で上がっていくのでなしに、適正化を進めなさいということ政府の方から上げろという指導をするわけですね。しかも、いまインフレの要因がずっと強まってきている状況の中でそういう指導をされるということが、住民の暮らしに責任を持つ自治体の側から言えはこれは重大な問題になってくるわけですね。この点は、それを中心にいま論争をしたいと思つておるわけじゃないですか。

私は、もう一つこの点で危惧をしている点は、これは、この間参考人の意見を求めたときに、どの方でしたか指摘もありましたけれども、借金の方は政府の方が責任を持つてくれると、そしてどれだけ財源不足額が出て自治省はちゃんと責任を持つて処理してくれと、こういうところから無責任になりあるいは熱意を欠くと、そういうおそれあるいはそういう徴候が出ているという指摘もあつたわけですね。これは当委員会でも二、三年前に私一遍指摘をしたんですけれども、一面では政府がつくった借金ですから政府が責任を持つていうのはあたりまえである、あるいは財源不足額が生じたらそれについて政府が責任を持つていうのもいまの法制上当然のことですけれども、地方財政を真に確立をして、そして使用できる財源を確保して本當に自主的な行政が進められるという、そういう自治体を追求していくという方向に発展をしない、そういうおそれも片面では持つておるわけですね。これはイタリアなんかに行つていろいろ聞いてみますと、やっぱりそういう傾向が出て

きています。そういった点からも、私はいまの事態を——これ毎年のように当委員会でも議論をして、そして来年度からは少なくとも抜本的改革の第一歩を踏み出すようにということがしばしば指摘をされているわけですが、これ、一年送りに次々と延びてきています。

そこで、これは大臣にお伺いしたいんですけれども、この地方財政のいまの問題を解決していく上で、大臣自身としてはどういう手順で、どういう段取りでこの地方財政の危機を打開しようとなさっているのか、その辺の構想なり決意のほどをまず聞かしてもらいたいというふうに思ひます。

○国務大臣(森岡敬君) 御指摘のように、一年延ばして現在までやってきたという、それは事実もうそのとおりだと思ひます。その結果地方財政におきましては、これは特別会計の分も含めてでございまして四十兆円の累積公債がたまった、それから一方国においては約八十兆円の公債がたまってしまつておる。そして現実には、この国債の消化が非常に困難な状態というものも出てきておると、こういうことを考えてみますと、国、地方を通じての財政再建の問題は、これはもうやぎりぎりのところまで来てしまつておるといふのが私の認識でございまして。したがって、いままでのようにもう一年いまままでの方式で延ばしていこうというふうな安易な態度ではこれはもうやがて許されないといいるところまで来ておるといふふうに私は理解をしておるわけでございます。したがって、来年度予算編成の中で、自民党内閣としては、このぎりぎりのところまで来ておる国、地方財政の再建をどういうふうにして実現をしていくかという具体的な回答を私はもう出さなければならぬと、このように考えております。

その具体的な手順はどうかというお尋ねでございしますけれども、ここで一々それを的確にお答えするほどの問題に対する熟慮は行われておりません。一切はこれからでございますけれども、ただ、抽象的に申し上げられることは、文字どお

りこれはもう非常事態でございますから、非常事態におきましては非常事態に対応するわれわれの決意と姿勢と行動が要求される、こういうふうに考えます。したがって、基本的には税収が思ったように伸びないわけでございますから、どうしてもある程度の国民に対する負担の増額をこれはもうどうしてもお願いせざるを得ない。しかし、国民に増税をお願いする以上は、その前提として国、地方を通じての財政の圧縮ですね、特に長い高度経済成長を通じて国も地方も知らず知らずのうちにやはりぜい肉がついておる、むだな部門というものが私はかなりあるのではないかと考えておるわけでございまして、このぜい肉の切り落とし、むだというものをとにかく一掃するという政府、自治体の、特に政府の、私はもう断固たる決意と行動がこれがもう基本だと、こういうふうに考えております。

それを前提として現在は私どもは一般消費税という形で増税を考えておるわけでございますけれども、これについても、御承知のように、野党はもろろん与党の中でもいろいろな意見が出てまいっておりますから、果たして一般消費税一本でいけるのかどうか。あるいはいろいろな意見が出されておりますように、現行の税制全般に対する根本的な見直しというものも必要ではないかとも考えておりますし、そういったようなことも含めて私どもはこれは本当にもう後ろがないという場面でございますから、真剣な努力を重ねてまいりたいと考えております。

○神谷信之助君　もうにっちもさっちもいかぬところに来ておるといふ点ではやつと認識が一致をしたわけで、私どもはもう五十年の時期からそのことを指摘しておったわけですけれども、一年延ばしに今日まで来られました。ですから、いわゆるカンフル注射ではもう処理できない段階に来ています。しかも、いま大臣もおっしゃったように、一般消費税については私も当委員会、一般に、一般消費税を導入して地方に一定の財源が付与されたとしても、これは歳出増を必然的にもたらしめます

から、實際にはプラスにならないであらうし、しかも財源不足額を減らすだけです。から、いわゆる特会への借り入れ、あるいは地方債振りかえがその分だけ減るだけです。から、梓自身をどれだけふやすことができるかというのはなかなか疑問が出てくるわけです。さらにまたこの間の予算委員会でも指摘をしましたように、一般消費税は各省庁との間でも非常に大きないろんな細かい問題で国民生活に直接かわるところで多くの矛盾が出てきます。ですからこれは私は天下の悪税だし、しかもそういう多くの矛盾を持っているわけです。から、国の財政を確立するためにはこういう手だてがよいのではないかという提案は先般の予算委員会でもしたわけです。

それから、地方財政の問題については、これもしばしば指摘をしているんですが、私は一遍にはいかぬと思います。で、来年なら来年度ですね、来年度の予算編成を機にして五十五年度からそれこそ一遍に大手術をして、それで地方財政を確立をする、そういう方向をびちつとするというのはきわめて困難だらう。もうそれほど深刻な状況になつてきているんじゃないか。ですから二段ロケット方式でこの地方財政問題というのは解決しなければいかぬ。ですから当面の緊急措置法的なものをつくつて、交付税率の四〇〇%の引き上げや、あるいは超過負担の計画的解消や、あるいは総合補助金制度の導入等、当面すぐやれるものをやりながら、そして同時に政府あるいは自治体あるいは関係する労働者の代表や住民の代表を含め、あるいは学識経験者なんかを含めまして、根本的に、地方税源を含め、あるいは交付税制度そのものも含め、地方自主財源の確立を含めた、そういう抜本的な税制改革を含めた、あるいは事務の再配分を含めたそういうものを一定の期間議論しながら、国民の合意のもとで五年なら五年の期間に確立をしていくと、そういう手だてが私は必要だというふうに思うんですね。

まあ政府の方ももう引くに引けないところへ来ているし、国債でカバーするわけにもいかぬし、

しかも、インフレの危険が非常に迫ってきている段階ですから、国の財政の面でも私は一挙にというわけにはいかぬだろう。大蔵省は、来年度はゼロ％の伸びでそしてそれを基本にして予算要求をしるというような、そういう方針をお決めになったやうですけれども、いずれにしろ、そこから出発をするにしても、やっぱり何といいますが、計画というか展望をはっきりさせるということがもう何よりも大事じゃないか。五十五年だけはとにかく乗り切りますというやうな、そういう考え方はこれはどうにもならぬ。あつちこつちの知事さんなり市長さんなりにお会いをしても、今日の財政の危機、もう大変困難な状況になっているけれども、一番根本の問題は、先の展望がないと、五年たつたらこうなります、そのときにはこういうやうに制度も変えていきます、そのためにはこういう国民の合意を得る手段を講じますというやうな、その展望がないところに一番大きな不満、それから不安があるというやうに見受けているんですが、こういった点について、ひとつ重ねて大臣の御見解をお聞きしたいと思うんです。

○國務大臣（澁谷直藏君） 当面するこの異常とも言うべき財政危機というものを、五十五年度一年間で解決できるというような考え方は毛頭持つておりません。この点はまだ全く同じような見解に立っております。したがって、御指摘のように、何よりも大事なことは、将来に対するしつかりした展望というものを打ち立てることだという御指摘も、私は全く同感であります。これがありませんと国民も理解してくれませんし、地方自治体も恐らく理解をしないだろうと思つてゐます。でありますから政府として大事なことは、御指摘のように、とにかく中期的にあるいは長期的にしっかりと財政再建の展望というものを国民の前にはつきり示すということがまずこれは基本だと考えております。ただ、御承知のように、現在の日本を取り巻く国際環境、非常に激しく揺れ動いておるわけですね。石油のこれからの動向というものを一つ取り上げてみても、これはもう全く予断を許

さえない様相をはらんでおることも御承知のとおりでございます。そういう激しく揺れ動いておる国際経済の中で、将来のしっかりとした展望を打ち立てるといふことはこれはなかなか至難なことではございますけれども、しかしいづれにしてもこの当面する財政再建の問題を解決するためには、ある程度動くといふことを前提にしながらも、しっかりとした見通しを立てなければならぬということばもう当然のことでございます。

現在、国も地方も大體五十九年度、ですから五十九年度には財政収支均衡、単年度均衡、こういうことを目標にして、きわめて大ざっぱな財政収支試算を立てておることはもう御承知のとおりでございます。しかし、この財政収支試算はあくまでも試算であり大ざっぱな展望でございますから、こんなもので現実には進まないわけでございますから、ですから私は、来年度の予算編成がこれの一つの正念場だと考えておるわけです。来年度の予算編成の中で、大ざっぱな収支試算という形で出しておりますこの計画、考え方というものを持ち下げて、肉づけをして、具体化をして、そして国民の前に政府の財政再建の具体的な展望というものを示さなければならぬ、このように考えております。

○神谷信之助君　まあこの問題はこれで終わりますけれども、いま、収支試算で五十九年度にはほとんどにできるようにおっしゃっていますが、これは毎年変わっているんですからね。だから余り当てにならないわけです、いまおっしゃったように。ですから、それでは国民に展望を与えることにならない。なぜ毎年出して毎年変えざるを得ないかかということ、やっぱり財政運営の根本が従来型のやり方といいますかね、従来のやり方をそのまま土台にして、そこにメスを入れようとしておらないところに私は根本問題があると思います。具体的にはいままで指摘をしておりますけれどもこれ以上やりませんが、この辺はひとつ十分検討をしてみたいというふうに思うんですね。

次に、補助金問題に入っていきたいと思うんで

まず大蔵省にお聞きをしますが、補助金制度の改革をめぐってすでに多くの答申が、あるいは意見が出ております。その中にも統合メニユー化の問題とか総合補助金化などの意見も含まれているわけですが、たくさんありますが、幾つか挙げてみますと、地方制度調査会、これは第一次から第十七次にわたってしばしば、まあほとんどいいますか、この補助金の適正化の問題を提起しています。それから、昭和三十八年の十二月の補助金等合理化審議会の答申が出ています。あるいは全国知事会の臨時地方行政基本問題研究会の答申もありまして、全国市長会、地方財政審議会の答申も何回となく出ています。それからさらに昭和五十二年の三月には、自治研修会の国と地方の新しい関係という中でも、この補助金問題についての功罪を挙げて、そしてその改革の方向というように出てきています。大蔵省にお尋ねしたいんですが、こういった問題がしばしば提起をされているんですけれども、この補助金の制度の改革についてどういう検討を今日までされてきておるのか、この辺についてお答えいただきたいと思

います。

○説明員(伊藤博行君) お答え申し上げます。

補助金の整理合理化の問題につきましては、先ほど来御議論いただいております国の財政の再建という観点からとりましても、非常に大きな課題の一つでございます。これはいまに始まったことじゃございませんけれども、ここ数年その整理合理化につきましては相当の努力を費やしてまいっております。その中で、先ほど来御指摘にございまして、総合補助金化あるいは統合メニユー化という点につきましても、整理合理化の際の大きな柱の一つとして、実践としてもうすでにやっております。具体的に申し上げますと、五十四年度の例で申し上げますと、約百二十件ほどの補助金を約四十件ほどに整理する、統合メニユー化を行うといったようなところで、こ

の数がパーフェクトであるといえますか、あらゆるものすべてであるということをお願いするものもございませぬけれども、一つ一つやれるものから順次実行に移してきておるというふうに申し上げてよろしいんじゃないかというふうに思います。

ただ、一つここで申し上げたいのは、補助金の総合化という議論の中に、非常に異なった行政目的を持った補助金を統合してどうかというふうな御議論も中にはございます。しかし、補助制度というものはそれぞれの行政目的を持って設定されておるものでございまして、そういうものを、異質の目的を持ったものを統合するというのはやはり補助金制度というものの趣旨から見てもなかなかむずかしいんじゃないかというふうに考えております。私も行っておりますのは、それぞれの趣旨を踏まえながら、その中で地方公共団体の自主性を可能な限り尊重する、あるいは資金の効率的な運用を図るというふうな観点から、統合化あるいはメニユー化というのを進めてきておるという点だけにございましては御理解を賜りたいというふうに思います。この方向につきましては今後とも一層の努力をしていきたいというふうに考えております。

○神谷信之助君 いまの、大蔵省の方の、異質の補助金を統合する、それで総合補助金化するというのは、これは否定的な見解を持っておられるようですが、しかし、これ大蔵省、この間も参考人の意見の陳述のときに盛岡の市長さんも言っておったんですけれども、国が七割税金を吸い上げて、そして、そこから交付税で落とす分もあるし譲与税で落とす部分もあります。同時に、補助金という形で落とすわけでしょう。だから、その一定の補助金の部分というのは、その金額を国税の分から地方税にしたら、もう初めから自治体にあるわけですよ、財源はね。何も農林省なり厚生省なりに頭を下げて金もらわぬで、ちゃんとやれるわけですよ。そして、それに基づいた上で、必要

な、国の政策遂行の面からとかあるいは一定の、一地方自治体では困難な事業とか、そういう特殊なものについて国が援助をする補助金、こういうふうに限定すればいいわけでしょう。言うなれば交付税交付金のように、補助金でひもつきでく

るんじゃないにクリアに……。いまの国民が出す税負担は変わらなくても、地方自治体の方で自由に使う財源をもっとふやそうと思えばふやせるわけですよ。そのことは、言うたら異質のものですかね。異質のものを一つの総合補助金みたいにするわけですよ。一遍にそうするというのは困難だろうから、いまとにかく統合メニユー化という方向で若干自治体の選択の幅を広げてきていくわけだけれども、さらにもっとそういう意味ではこの総合補助金制度というのを、異質のものを含めて、農林水産省は農林水産省、厚生省は厚生省というところで、ある程度似たようなものをすね、こういうものを集めて、それを初めから渡しちゃうというふうな方法というのは、盛岡の市長さんにとりまして自治体のそれぞれの地域の条件に応じた特殊性、特異性を生かした仕事ができる、というふうにおっしゃったんですよ。私はそのところを——これはお役人さんに言うてもあかんの、政治家の責任の問題ですから。この点をひとつ自治大臣考えてもらいたいと思うんですが、いかがですか。

○國務大臣(益谷直蔵君) これは非常に大事なポイントにかかわる質問でございまして、いわゆる地方の時代、これは言うまでもなく集権から分権へ、画一から多様化へ、中央から地方へと、こういう流れであるわけでございますが、それをこれからわれわれは実現をしていこうと、こういう気構えでおるわけですね。

それから、これをやろうとする場合にわれわれがまず第一にぶつかるといえるのがいまの補助金の問題です。何と云ってもこの現行の補助金制度というものは、長年にわたるわが国の中央集権方式というものを支えてきた大黒柱でございまして、これにメスを入れない限り、地方分権なんて幾ら言

ってみたって、これはもう絵にかいたもちで終わってしまうんですよ。これ、御指摘のとおりなんです。

ですから私は、いま大蔵省から答弁がございましたけれども、百二十件あったものを何十件に整理したというふうな事務ベースの考え方での大問題は解決できるものじゃありません。これはもう発想の大転換が根本になければいけないものじゃありません。盛岡の市長の言われたという点は、私はまさしく地方の時代というものは、そういう状態を実現することが地方の時代というものを招来するこれはもう基本だと、こういうふうに考えておりましたね。

私はもう一つ、この問題の中で、来年度の予算編成でこれは具体化していきまされども、とにかく政府の不要な支出というものを思い切ってこれは切らなくちゃならないわけですよ。いやがおうでもこれはせざるを得ない。そういうことを考えた場合に、現在の補助金方式、小さな何百万、何千万についても一々ひもをつけて、膨大な補助申請書類をつくらせて、東京に二遍も三遍も陳情に来て、これに大変な時間と金を使っておるわけですよ。これにやっぱメスを入れないければ、いわゆる効率的な政府なんというものはこれはもうかけ声だけで終わってしまう。私は、効率的な政府、むだのない政府というものを実現しようとする真剣に考えるならば、現在のこの補助金方式というものの、いままでの事務ベースの発想ではなくて、ただいま私が申し上げたような新しい発想に基づいた政治的なメスを入れないければならぬ。これはまた当然そうせざるを得ないというふうに私は考えております。

○神谷信之助君 それでは、私も現在の状態の中で、そういう総合的補助金制度のような仕組みはないかどうか調べてみますと、皮肉なことに、私どもは憲法違反と、自衛隊は必要ありませんと言っているんだけど、その自衛隊の、いわゆる防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律に基

づいて支出される調整交付金、それから電源三法に基づく交付金ですね、こういったやつがあるんですね。

【委員長退席、理事金丸三郎君着席】

どっちも大体余り国民から喜ばれていないところだから、そういう特別のお金を、自由に使えるお金を出せるようになっていっているようなんです。だから現行の制度の中でも——それは名前は交付金というけど補助金じゃないという言い方もありますけれども、実質上はそういうふうになっておるといふやつのあるんですよ。

そこで、防衛施設庁の方にお聞きをしますが、この調整交付金の仕組み、この支出の理由、支出先、あるいは充当事業量等どうなっているのかという点について、概略ちょっと説明をしてもらいたいと思います。

○説明員（近藤孝治君） 先生お尋ねの交付金は、防衛施設周辺生活環境整備法九条に基づく交付金だと存じますが、この交付金はジェット機が飛行する飛行場、攻撃または射撃が行われる演習場、面積の広大な防衛施設等が、その設置運用等によりまして周辺地域の生活環境や開発に広い影響を及ぼしておりますので、これら周辺地域を管轄する市町村が、その行政であります生活環境等の整備を行うに当たりまして、他の市町村に比べてより以上の努力を余儀なくされておると、こういう実情でございます。そこで、これら防衛施設及び周辺の市町村を、特定防衛施設及び関連市町村として指定いたしまして、これらの市町村が生活環境等の整備として行う公共施設の整備につきまして、これに寄与するように交付をするというのが理由でございます。

そこで、この交付の仕組みでございますが、生活環境整備法の施行規則に規定されておりますところによりまして算定をいたしまして交付をいたします。交付を受けた関連市町村は同じく同法の施行令に掲げます公共用の施設の整備をこの交付金で行ってその費用に充てるといふようなことになっております。

それから、具体的に執行する場合の手続は、補助金適正化法の規定によりまして執行いたしております。

○神谷信之助君 この五年間の予算額あるいは決算額、これは一体どうなっていますか。

○説明員（米田昭典君） この五年間の予算額、決算額でございますが、予算額につきましては、昭和五十二年度が三十億円、五十一年度が五十億円、五十二年度が六十五億円、五十三年度が八十億円、五十四年度が九十五億円となっております。また、決算額でございますが、昭和五十二年の決算額は二十七億五千四百四十四万円、五十一年度の決算額は五十二億三千七百五十七万円、五十二年の決算額は六十五億八千八百八十八万円、五十三年の決算額は八十億四千七百二十四万円となっております。

○神谷信之助君 これの予算要求をする場合ですね、これは対象は単独事業に対してやるわけですね、この交付金の使途の問題は。だから、各自治体の単独事業の要求のその積み上げ、それからその伸び、それを考えて予算要求の基礎といえますか、計算をするというふうにお聞きをしておるんですがそういうことですか。

○説明員（近藤孝治君） 防衛施設が所在することによりまして、その設置運用によりいろいろと周辺地域の公共団体に対する配慮が必要でございます。その理由は先ほど申し上げました。そこで防衛施設のいろいろな変動等あるいは公共施設の地方公共団体における整備の必要等勘案いたしまして、所要額について概算要求をし、予算をいただいております。

○神谷信之助君 だから結局、補助事業に対して充当するものではないに、自治体のそれぞれの単独事業に対してこれは充当するということになっているんじゃないですか。そういうのは説明を聞いたんですがね。

○説明員（米田昭典君） この充当の仕方でございますけれども、特定の事業に対しては地元の市町村から御要望がありまして、さらにそれに対して特定事業に対しては交付するということ

形のものではないと、年間の各市町村に配賦します額を先に算定して決めまして、それが市町村にいきまされた後に、市町村はある一定のメニューの中から任意に、自分の市町村がやりたいという事業を選択いたしまして実施するというような仕組みになっております。

○神谷信之助君 いまの調整交付金の対象事業というのは、「交通施設及び通信施設」、「スポーツ又はレクリエーションに関する施設」、「環境衛生施設」、「教育文化施設」、「医療施設」、「社会福祉施設」、「消防に関する施設」、「産業の振興に寄与する施設」、この八項目であります。細かいことではないでしょう。非常にばくとしたものだ。だからもう自治体では、いまおっしゃったように、防衛施設庁からは今年度は何億と金、三千万とか五千万という金がかかるわけです。そうして、この八つの項目ですから、ほとんど自治体のやる事業入るわけですね。そうすると、もうそれはその範囲内で、まるっぽその金で事業ができる。

文化スポーツの事業をやろうと思えばそれとできるし、あるいは下水道の整備事業をやろうと思えば、あると、こうなるわけです。だから、そのうち、下水道なんかのこの補助事業との関係というものはこれはどういう形になりますか。

○説明員（米田昭典君） 下水道につきましては、通常は整備法の八条によりまして、その採択基準に該当いたしますものは、地元から該当の事業を申請いたしましてそれに対して交付するという、整備法の八条の条項の適用という場合もございまして、そうでない場合で、ただいまの九条を適用してやる場合には、交付した金額の中で地元市町村が下水道事業を整備したいという場合には、その交付金の範囲内でもって計画を立てて実施するということになっております。

○神谷信之助君 いまそういうお話ですがね、具体的に言いますと、大臣、こういうふうになるんですよ。建設省がやる下水道事業に対する補助事業というものは、いわゆる管口の口径の大きいやつですね。枝管は補助対象になりません。建設省が

補助対象にしている分も、結局補助対象率があつて足切りがありますし、補助率も十分の六ですよ。そこからずっと各家庭へいく枝管の方ですね、建設省では補助対象にならないいわゆる地元負担になる分は、これはいまのこの調整交付金で負担をすればいいわけですね。こうなるんです。だから、それに使ってもよし、体育館つくるのに使ってもいいし、あるいは産業の振興に寄与する施設に使ってもいいと、こうなるわけですね。これはまあ言うたら総合補助金なんです。これが現実にあるわけですね。電源三法の場合は期限がありますけれども、これは自衛隊がある限りあるんですよ。だから自衛隊出ていけと行って運動やったら損するということになるから、うまい仕掛けだと私は思うんですよ。こういう、都合のいいところをうまいこと総合補助金制度をもうすでにやっているんですね。これをばくはひとつ考えてもらいたいと思うんです。

補助金便覧というので補助金をずっと調べてみました。例のごとく五十三年度の補助金の便覧で見ますと、厚生省は百七十六件あるんですね。さらにそれをずっと細かく、とにかく細かいのがよくあります。文部省関係の補助金も百二十三件、費目別にいうとあるんです。そのうちで、設備費を除いた施設整備関係の補助金、これ見ますと、二十件あります。たとえば高等学校校産教育施設整備費補助金とか、社会教育施設整備費補助金とかいうようにあります。二十件あります。これも一括しちゃってそして交付する、一件一件やるんじゃない。という方法もこれはある。あるいは農業関係、農林水産省関係の補助金の場合も、ある程度一括しちゃって、そして自治体が自主的に使う。いまのようにちゃんと金は何ほどと、それについて今度はこれに使いますというやつを後から報告してまた決算を出すという仕掛けにすれば相当できるわけですね。それで防衛施設庁のやつはもっと広範囲に、もうほとんどの自治体の事業はこれですばつと。仕組みはあるんですよ。ですから、頭からすぐ国税を地方税に移す

と、これをやると、税制調査会の結論を得なきやいかぬからこれはなかなかむずかしいでしょう。これはなかなかできぬ、こんなものは。当面、これがあつたから、それはこういう形でやつて、自治体が自由に使える自主財源の一部にしていく。まあ農水省から来たようなやつを文部省関係の学校の方に使う、それはいかぬというやつはある程度、当面はあるかもしれないが、そういう総合化ですね、自由に使える方法、これはひとつづつとも検討して実現を図ってもらいたいというように思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(近衛文相) 先ほどもお答えしましたように、私は方向としてはどうしてもそうしなければならぬと、こういうふうな考えております。ただ、これを実施するということになりますと、とにかく精緻な、頑強な日本のビュロクラシーといふものが、これはもう猛然たる抵抗を示してくることは、これは火を見るよりも明らかでございますから、問題は、内閣なり自由民主党といふ政党がこのビュロクラシーにどれだけ抵抗できるかということだと思ふんです。しかし、これはやらなさいかぬ。どうしてもこれはやらなさいかぬ。ぎりぎりというところに追い詰められてきていますので、窮すれば通すという言葉がございますが、私はやっぱりこれはもうやるチャンスだと、こういうふうな考えております。

○理事金九三郎君退席、委員長着席

○神谷信之助君 次に、財源対策債関係の問題に移っていきたいと思ひます。

五十一年度の建設地方債八千億円についての措置の問題ですが、これは元利償還費の交付税算入分が一〇〇%分と八〇%分、これ分かれておりますけれども、その理由はどういふことでしょうか。

要があると、こういう考え方に立つて元利償還の算入率を定めております。具体的に申しますと、たとえば港灣費の例で申しますと、従来五十年度の当初までの措置の仕方としては、地方負担額の二〇%を地方債を充当する、その地方債の元利償還金につきましてはその三割、三〇%を元利償還に算入しておりました。それから六〇%相当を事業費補正の形で基準財政需要額に算入しておりました。それから二〇%相当をいわゆる標準事業費のような形で交付税算入しておいたわけですね。そういう区分になつておりました。そのうち、事業費補正で算入しておりました六〇%部分と、標準事業費で計算しておりましたものうちの二〇%相当を交付税に振りかへたわけでありまして、そこで、この従来事業費補正で算入しておりました六〇%分と標準事業費で算入しておりましたものうちの二〇%分、合わせて七五%分につきましてはこれを振りかへたものがいわゆる財源対策債であります。そこで、この七五%分の元利償還については、一〇〇%これを基準財政需要額に算入する。そうしますと、根拠の二〇%分が従来からの分がありますから、起債全体で見ますと、九五%の起債充当に對しましては六六%を算入するということが従来と同じ扱いになると、そういうことであります。振りかへられた七五%分だけをとって見ますと、その八〇%を算入することによって従来交付税が十分あつた時代の財源措置と同じ結果になるようになるわけです。

一方、たとえば義務教育債の場合で申しますと、もともと七五%を起債充当しておりました、そして二五%を標準事業費で計算しておいたわけでありまして、財源対策債としてはその二五%のうち二〇%を財源対策債に切りかへたわけでありまして、その二〇%分については一〇〇%算入すると、こういう扱いになっております。したがって、もともと起債を充当し、その一部を交付税算入するという方式をとっておりまして部分が多いか少ないかによりまして財源対策債に振りかわつていく部分が違ひが出てまいります。そこで、起債全体として見ますと、その振りかへる程度は、考え方としては、従来交付税によつて財源措置をしておりました部分は、すべて従来の交付税措置と均衡を失しないように、すなわち一〇〇%元利償還を算入すると、こういう考え方に立つておるわけでありまして、

○神谷信之助君 まあいまおっしゃつたように、単位費用で二〇%分を見ておいたのを結局五%に抑えて、そして一五%を財源対策債の方へ回すというところで、それで八割は算入するということが、国の財源不足のために八千億の負債振替分、これを生み出すために単位費用を二〇%から五%に下げたわけですね。だから、本来一五%分というものは、そういうのもつきではなしに自治体の自主財源として全国に配賦されるべきもので、ですから、それは本来はそういう自主財源としてやつてきたわけですから、その分があるからということは一〇〇%保障しないで八割に抑えるということ、将来にわたつてそれを政府が保障しないというところに一つはなるんじゃないかという点の一つです。

それからもう一つは、各自治体に交付税として、いわゆる自主財源として交付をする金が単位費用をそれだけ切り下げたわけですからそれだけ減つていくわけですね。逆に振りかへるわけですから、事業をやつていふところとやつていないところという差が生まれてくる、格差が生まれる。ですから、これは一般財源を保障するという交付税自身の本来の性格を崩していく措置であるわけですね。しかもそれが単年度——先ほど冒頭にちよつと言ひましたけれども、緊急措置、応急の措置として五十一年度限りでやられたというならまだそれは緊急避難的なやうな理由もそれはそれなりの理由として成り立ち得るでしょうけれども、ずうと以後それが続いていくわけですね。こうなりますと、結局建設事業をより多く行ふ自治体に重点的に配分が行われるということになつて、これがずっとこれから続いていきますと、ますます交付税制度に矛盾をもたらすものではないかというふうに思ふのです。で、財政力とやうばりこの事業総量といふか、事業費総額といふか、それとは一定の相関関係があるといふのは、自治省の方の論文にも出ておりますが、そういう点で、一年なり二年なりならばわかるけれども、これがずっとそういう形でこれから以後五十四年度のことの分まで含めまして同じような措置がなされるということになつてくれば、そこに新しい矛盾が生まれるのではないかと、この指摘も出ていますが、この辺についての見解、いかがですか。

○政府委員(石原信雄君) 財源対策債の導入に伴ひまして、個々の地方団体に對する財源措置の面で異動が生ずるという御指摘は、そのとおりであります。ただその点は、先ほどもちよつと一つの例で申し上げましたが、たとえば先ほど引用した港灣費の例などで申しますと、従来でも地方負担額の二〇%は地方債で措置しておりました。それから六〇%は事業費補正で措置しておりました。その部分については、起債に振りかへましてやはり事業を現実にやつたところに財源措置がいくわけですから、財源削減に變更はないわけですね。問題は、従来標準事業費で措置しておりました二〇%部分のうち一五%が起債に移りますので、その部分については確かに變更が出てまいります。このような變更が現在在当分の間の措置として起債振りかへが行われておりますから、これはできるだけ早く標準事業費で算入できるように状態に戻すべきである、戻すことが望ましいと考えております。しかし、こういう事態が非常に長く続くといふことになりまして、確かに一五%部分については財源措置の仕方が変わつてこざるを得ないといふことはこれは否定できないと思ひます。

○神谷信之助君 それじゃその点はひとつ、今年度から五十一年度分始まつていくわけですから、

後、ずっとどうするかという措置、検討される場合に留意してもらいたいというように思っています。

次の問題に移りますが、次は文部省にお伺いしますが、児童の急増市町村に対する義務教育の用地費の補助問題です。

小中学校の用地に対する特別の財政需要にかんがみて、四十六年度から用地費の三分の一補助ということになりましたが、この補助金が三年分割で支払われているんですね。この点は一体どういうことでしょうか。用地を買うのは一遍に買いますからね、支払いは、ところがそれに対する補助金が三年分割で来るというのは一体どういうことになっているんでしょう。

○説明員(横瀬庄次君) この補助金は昭和四十六年度に設けられた制度でございますが、考え方といたしまして、いまの三年分割になっておりますその理由は、この学校の用地費補助というのは、児童生徒の急増の市町村のみに適用されている制度でございますが、結局の目的は教室の不足の解消を図るという点にあるわけでございますので、補助の最終的な目的といたしましては、校舎を増築するところまでが補助の条件になるわけでございます。それで、一般に学校の整備の実態といたしましては、最初に用地を買収いたしましてそれから造成をして校舎の建築が行われると、こういう順序になっていくわけでございます。用地取得のときから完成するまでの間が大体三年ぐらいかかっているというふうなことから三年の分割交付になっているわけでございます。

実際問題として、そういう事情で四十六年度から始まったわけでございますけれども、それ以後八年ぐらいたちまして、大分補助金としては充実しているわけでございますが、実際の事務上の問題といたしまして、学校用地というのは、地権者と交渉するところから始まりましてその土地が完全に確定するまでには学校建築後三年ぐらいたちまして、その間に、学校用地と一応予定したもののについて、それが結局は学校

用地以外の目的に使用されてしまうというような例もかなりありますので、事務的には三年ぐらいたちましてやっておりませんと非常に不便だといえますか、逆に分割しているためのメリットというものがあろうというところは、一般的に市町村の事務担当者あるいは都道府県の関係者からはそういう声が出ております。しかし、実際問題として四十六年度当時の事情といたしましては財政上の理由から単年度で一括して補助金を交付するということができなかったという事情もあるかと思えますけれども、現在といたしましてはそういう制度で定着してきている実情にあるということでございます。

○神谷信之助君 用地の購入の交渉から実際に支払うまで三年ぐらいかかっているのだからこれでいいのだというところでしよう、一つは、おっしゃる理由は、そういうところもあるでしょう。たとえば私がちょっとこれ調べてみました、京都の城陽市の場合ですが、今年度第三中学と第十小学校、この用地を購入することになっているんですね。それで、これはこれから三年間だから三回にわたって補助金が来るわけですよ。ところがこれ購入する代金の方は一括払わないかぬ。そのため二年度分以降の補助相当額分というのになぎ融資で、いわゆる繰越債ですね、しかも枠外債ですから大体金利がばかにならないと、こう言っています。実際に金利がどのくらいになるかという、五十五年度は一千万円、五十六年度が約五百万円、こうなるというんですね。そうすると、この一千五百万というのは、利子だけでそれだけですからね、これはむしろだすよ。むしろ違いない。だから、おっしゃるような例のところにはそれは三年分割して上げるのもいいでしょう。現実こそやうやって一括購入して代金を払うというところに対してはそれにふさわしい補助金の交付の仕方を考えるか、あるいはその補助金の中にこの千五百万円の利子分も含めるようにするかしなかったら、何のための三分の一の補助制度になっているかというところにもなるわけでしょう。だからこれ

をひとつ検討して、制度的に確立をしていく必要があるというように思いますが、この点いかがですか。

○説明員(横瀬庄次君) いま御指摘のように、自治体が単年度で取得した場合の二年目それから三年目の補助金交付までの金利については、現在のところ補助対象にしておりませんが、この補助制度が、一般の市町村には適用がなくて児童生徒急増市町村だけに限られた特例、本当の特例の措置であるということと、それから、これまでのところ、該当市町村の計画をすべて採択できるだけの事業量を確保することがまず先決であるということと、そういう何と申しますか、限られた財政の中でどの問題を優先して採択していくかというそういう問題になるかと思えます。そういう意味で、これまで金利の問題については補助対象にできなかったこととございまして、現在の状況の中でも、さらに事業量の確保というものが非常にむずかしい状況にもございまして、金利の問題まで考慮するのは大変困難だと存じますけれども、地方負担軽減のための一つの研究課題であるというところは認識しております。

○神谷信之助君 いろいろ理由はあるでしょうけれども、とにかく千五百万円は銀行に利子としてもうけさせているだけなんです、いま言いましたように、第二年度一千万円、第三年度五百万円、利子だけですよ。こんなばか金の使い方はないでしょう。こういうのはようけあるんですけれども、これはひとつ本当にやらないと、片っ方だけ赤字赤字なんて言って、こういうものはようけあるんですから、補助金の問題では、それからも一つお聞きしますが、いわゆる足切りですね。交付率を設けておられますが、その足切りを設けた理由が一体どういうことでしょうか。

○説明員(横瀬庄次君) この学校の用地費の補助につきますのは、先ほど申しましたように一般的な市町村に対しては適用がないということ、児童生徒の急増市町村についてだけ行われているというところでございます。その理由は、当然ながら

児童生徒の急増に対処するために一時に多大の財政負担を強いられることになる、その分について補助をしようというのがその趣旨でございます。そういう意味から、補助の対象とならない一般の市町村と急増市町村のバランスといいますが、そういうものを考える場合には、いわば急増市町村の負担している用地費のうち、一般市町村が普通に平均的に負担しているものまでは一般の市町村と同じでございますから、それを超えた部分について補助の対象にする、そういう趣旨でございます。その割合を数値的に算出したしまして昭和五十一年度から――まあ当初は四四％ということとございましたが、五十一年度から〇・七になりまして、本年度の予算で、これを引き上げようという非常に強い市町村からの要望がございましたので、算出根拠をもう一度見直しました結果〇・七五に引き上げたわけでございます。

○神谷信之助君 これは、いまの理由は私は理由にならないと思うんですよ。人口急増地域では一遍に大量の学校建設が必要だと、義務教育ですから建てなきゃならぬですね。ですからそういうことで特別の補助制度をつくらうというところで三分の一の補助制度をつくったと。ところが実際は足切りやうして四分之一の補助になるわけですね。そういうことになるわけでしょう。そこで一般の市町村とのバランスをとるといえるのは、これは私は法律のてまえからいってもおかしいと思うんですよ。他の一般市町村と比べれば、これらうと思えばそれは別の手段で考えればいいことだ。つまり他の一般市町村に対して、それだけ低いというならばそれだけ措置をすればいい。あるいは人口急増都市にバランスを置いて、それはまたも三分の一やうたうら過ぎたというのだったら、初めから四分之の一にすればいい。そういうものですよ。三分の一にしておいて、それで三分の一まるっば見たら一般の市町村から差があるの、それは足切りをするんだと、それは理屈が通らぬ。足切りをする部分は、別の措置を講ずるべきなんです、一般の市町村には。そのかわり一般の

市町村には四分の一しきょうと。そのかわりこつちは三分の一、一〇〇%ちゃんと対象にしましやうというようにするのがあたりまえであつて、法律上は三分の一補助や言うて、いかにも人口急増地域の市町村の要求にこたえたようにしなから、実際にはそれだけの補助をしないというのはいふてなだ。私はこの点はひとつ考えてもらいたいというように思います。

これは文部省だけの問題ではありせんけれども、こういう問題は私はちよつと重要な問題だと思ふんですが、自治省にその点お伺いしますが、こういういわゆる足切り論ですね、まあ公共下水道の補助率などいろいろな面で、そういう足切りできわめて不当なものが多いというように思ふんですが、これについて自治省としての考えは一体どういうようにお考えですか。

○政府委員(森岡健君) 四十六年度にこの用地補助をつくり出すときに、端的に申しまして大蔵省はもう猛烈な反対をしたわけです。本来用地というものは、市町村が取得すれば未来永劫にわたって持てるもので、財産価値が減るわけじゃない。むしろ地価が上がれば上がるものじゃないか。それに對して補助をするというよりはむしろ基本的になじまないという強い意見がありました。しかし私は、人口急増地域というものは、みずから好んで人口急増地域になつてゐるのじゃないので、やっぱり社会的な要因によつてそうなつてゐるわけなんです。しかも、従来あつた土地に建てかえるというものではなくて、まさしく土地を買つて建てなければ建てようがないわけですから、それは違ふんだというところで強く文部省と一緒に主張したわけですが、おおよそ土地に對する補助金というのはなじまないという強い反対がありまして、先ほどの三分割といひ、足切りといひ、結局オブラートに包んで飲みやすいようにしたというのが當時の最初の経緯でございます。

ですから、私もはこの足切りといひ、三分分割といひ、できればこれはもう単年度補助にし、また足切りもなくなるということが望ましいといひ

うことで、文部省にもその旨のお願いをし、ずっとやってまいつたんですが、いかんせんこれ五十年代に入りまして国の財政がパンクしやうだと、こういう状況になりましたので、この時点で理想的な形に持つていくといひましてこれはなかなかむずかしい。しかし、その中でも先ほどお話ししたように、七割の足切りを七割五分に文部省努力していただいたわけでございます。引き続き国の財政の状況を見ながら、要求すべき点は大蔵省に強く文部省と協力して要求してまいりたいと、かように思います。

○神谷信之助君 まあこれは文部省だけじゃないに、建設省の関係、厚生省の関係、幾つもありまして、建設省も毎年各省にこの補助対象率の問題では申し入れもなされてゐるようですが、いづれにしても、先ほど大臣の方も、来年度に向けて腹を決めて全体として立て直しをせないかぬといひわけですから、やっぱりそういう不合理なものは改善をしていくといひように、思い切つてあらゆる面にわたつてひとつ検討してもらいたいといひふに思ひます。

それから、もう一つこれで文部省に聞きますが、用地費の予算単価が四年間引き上げられておりました。五十年年度二万八千五百円、平米当たり。五十四年度も、この理由は一体どういふことなんだらうかといひ点ですね。これは交付税の単価に影響してくるわけですが、こういう点についての調査はどういうようにやつておられるのか、この点はいかがですか。

○説明員(横瀬庄次君) いま御指摘のように、昭和五十四年度におきます用地取得費補助の単価は、五十年年度から据え置いておまして、平米当たり二万八千五百円といふような単価になつてゐるわけでございますが、これは実際の用地の取得に關して、実際に補助を行います場合には、当然ながら実買収単価とそれから地価公示価格とを基準とした価格、いわゆる鑑定価格が普通でございますが、その価格のどちらか低い方を額として補助単価にしております。これは一般的なやり方と

同じでございます。

そういうやり方で五十年年度から――まあその前からやつておるわけですが、五十年年度からの数値を見てみますと、毎年当然ながら買つてゐるところが違ひますので平均単価がだんだん変動してゐるわけですが、五十年年度三万六千円程度が全国の実績の平均値でございましたが、五十一年度三万八千円、五十二年度三万九千八百円、五十三年度も平均値が二万九千八百円ぐらゐでございます。したがうして、もしこれが補助実績が上がつていくようでしたら当然要求していかなければならぬわけでございますが、だんだん予算単価ともほぼ同額になつてまいりましたといふような経過をたどつておるものですから据え置きになつてゐるというのが実態でございます。

○神谷信之助君 五十四年度は、この間の発表でもまた地価は上がつてゐますからね、これ、上がつてくるわけですから、予算単価をこのままにしますと交付税の単価に影響してくるわけですね。ですから、この点はひとつ実際に即してちゃんとしてもらはないと自治体の方は大変迷惑するといふことになりまして、この点だけ指摘をしておきます。

それから、これも自治省の方にお伺いします。道路公団等の有料高速道路に對する固定資産税課税問題、もう最近数年間その都度指摘をしてゐるわけですが、建設省と協議中といふことですが、この五十四年度にも解決をして実施ができるようにしたいといふのが昨年の回答でしたが、まだ五十四年度は実現をしていないといふ状況で、五十五年度には少なくとも解決して実現をするといふ見通しはあるのかどうか、この点だけお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(土屋佳昭君) 有料道路に關する負担問題につきましては、ただいま御指摘がございまして、たゞに数年来論議が行われて、たびたび国会でも審議をわすらわしてゐる次第でございます。私もとしても何とか解決をしたいといふこ

とで、特に昨年、関係省のほかに学識経験者とか地方団体の代表あるいは日本道路公団等も含めまして、有料道路負担問題検討委員会というものが設けられました。この委員会を中心にして六月以來ずっと、有料道路の性格と負担のあり方とかあるいはその方法等につきまして検討を続けてきたわけでございます。せっかく昨年はこの当地方行政委員会に附帯決議もいただいたわけでございます。何となく五十四年度で解決したいといふことで、努力をいたしました。残念ながら五十四年度予算までには間に合いませんでした。

しかしながら、私もとしては、関係省庁非常に對立した意見でございましてけれども、何とかこれまためたいという機運が昨年に比べてこのいろいろな検討委員会の討議を通じて熟してきてゐるというふうに感じております。何とか五十五年度の予算要求までにはこの附帯決議の趣旨に沿つた方向で解決をしたいという気持ちを持つております。

○神谷信之助君 それでは、その次の問題に移りますが、国鉄のローカル線問題です。ことしの一月の二十四日に運輸政策審議会のローカル線問題小委員会報告、これが出ました。その内容の主要点は、ローカル線のバスへの切りかえ、あるいは特別運賃制度の設定、あるいは地方負担、これなんかを挙げておられるわけですが、運輸省としてはこの答申をどう受けとめてその具体化をどのようにお進めにならうと思ひますか、この点、まずお伺いしたいと思ひます。

○説明員(丹羽嘉孝君) お答え申し上げます。ただいま先生御指摘のとおり、ことしの一月に運輸政策審議会の委員によります国鉄地方交通線問題小委員会の報告が出ました。それで、その内容につきましては、いま先生おっしゃつたのとおりでございますが、基本的には国鉄の方へ残すべき路線と、それから、そうではなくて、バスなり、それから地元が御希望になりますときは第三セクターなりその他の民営鉄道の方へ転換するといふようなことを考える、そういうことを内容としたし

ます報告でございます。

それで、そういう御提案があの報告ではござい
ましたが、私どもの方は、いまこの報告書の趣旨
に沿ってその内容を具体的に詰めておる段階
でございます。ただ、この内容につきましては、
関係します地元に対しましていろいろの影響の大き
な問題でございますので、関係省庁ともいろいろ
御相談しながら慎重に進めたいと考えておりま
す。

○神谷信之助君 自治体負担については具体的に
どうお考えなんでしょうか。

○説明員(丹羽農君) ただいま申し上げましたと
おり、私どもはいまこの報告書を受けまして、そ
の中身につきましていろいろと具体策をどのよう
にするかというように検討している段階で
ございます。

それで、この報告書の内容につきましては、国
鉄へ残る分に対する助成とそれから国鉄から離れ
る分につきましてはバス輸送なり鉄道輸送なりへ
転換した場合の欠損補助等に対する助成と、この
報告書の内容にはそういうことが触れてございま
すが、私どもの方はいまその問題につきましてど
のような助成の内容にするのか、その助成の要
否、内容、そういったような制度のあり方につ
きまして、関係省庁とも御相談しながら進めたい
と考えております。

○神谷信之助君 五月の九日から十日にかけての
報道によりますと、工事中の路線についてその工
事をそのまま継続するか中断をするかという問
題について関係府県の知事の意見を聞くというよ
うなことが報道されておりますが、これはどうい
うことですか。

○説明員(黒野匡彦君) いま財政課長の方からお
答えいたしましたとおり、国鉄の地方交通線問題
につきましては検討中ございまして、政府とし
ての方針がまだ出るに至っておりませんが、い
わゆるA B線、建設中の国鉄新線につきま
しては、明らかに建設後開業に至りますと赤字が出る
ということが一点と、仮に完成後地元へ選択をゆ

だねた場合に、バスの方がいいという結論が出ま
して、結果において投資した分がむだになるとい
う二つの問題がございます。したがって、A
B線の工事の進め方につきましては、従来にも増
して慎重にやっていききたいと、かように考えてお
ります。そのため五十四年度から具体的な工事の
やり方を再検討しよう、かように考えまして、
その一環としてまして県知事さんのお考えはい
かがですかというところをお尋ねした、かような経
緯でございます。五月の十一日付をもちまして
各県知事さんあてに文書を出してございます。

○神谷信之助君 これは自治省の方は相談を受け
て承認をしたわけですか。

○政府委員(森岡徹君) 運輸大臣から、いわゆる
A B線の建設につきまして地元の知事の意見を聞
きたいというお話は伺いました。私どももいたし
ましては、A B線の建設問題は先ほど来御指摘の
地方交通線の対策といわば表裏一体の問題であり
ますので、この地方交通線をどのように措置して
いくかということは国鉄財政再建のやはり一番大
きな課題の一つであると思っております。そのよう
な観点からA B線の建設についての知事の御意見を伺
われるということは、これはやはり運輸省当局と
しては当然のことではなからうかという感じで受
けとめております。

ただ、運輸大臣の御親書でございますので、そ
の内容については、私どももよく申し上げてお
るわけではございません。

○神谷信之助君 では、自治省に尋ねますが、そ
ういふ場合、それでは自治体の方で負担をしまし
ようというところで自治体で負担をするということ
になれば、これは地方法の二条あるいは地方財政
再建促進特別措置法の二十四条の二項で、こ
れとの関連でどういふことになりますか。

○政府委員(森岡徹君) 国鉄自体の経営に対して
地方公共団体が財政負担をするということは、御
指摘のように地方財政再建促進特別措置法第二十
四条第二項において現に禁止をいたしております
す。したがって、私どもは、その基本的な仕

組みというものはこれは堅持すべきだと思つてお
ります。

次に、第三セクターあるいは民間経営によりま
して地方交通線を維持していくというふうな仕組
みが仮に実現していくというふうな段階になりま
した場合には、地元の財政負担というものを求めら
れた場合にどうなるのかということでございますが
、これにつきましましては、私どもは現在の国と地
方との間の事務及び権限の配分、それから財源の
配分の実態から申しまして、地方公共団体が財政
負担を義務づけられるというふうな仕組みをとる
ことは反対でございます。また、その余裕もない
と考えております。

○神谷信之助君 この問題は、五十二年の十一月
の一日の当委員会質問したとき、当時の小川自
治大臣も、今日の地方財政の実態からいえば、法
律的にもいかにゆめけれども、あるいは第三セクタ
ーその他の形態にしても、そういう財政負担をする
ような余裕はないと、したがって、「自治大臣と
いたしまして主張すべきことは主張をするつもり
でございます」という答弁がなされております。で
すから、第三セクターという形態にしまして、
まあ言うなれば一種の脱法行為です。形態
をいろいろ、形を変えても実際には国鉄に対して
負担をするということになりますし、現在の財政
状況からいっても、これは無理があるというよう
に思っております。

そこで、もう一つ運輸省にお聞きしますが、昨
年の十月に鉄道建設審議会が京都の宮津―福知山
間の宮福線です。これとそれから越美線という
んです。これの工事線昇格が答申をされました。
それに関連して、運輸省の事務当局の方
が、地元の方でこれについては特別運賃の設定、
あるいはなおそれでも赤字になれば関係自治体が
助成をする、援助をするという了解も得ている
というところが事務当局の方から述べられて、そう
して工事線の昇格になったというように聞いてお
るんですが、この点は事実でしょうか。

○説明員(黒野匡彦君) いま先生御指摘のよう

に、昨年の十月に鉄道建設審議会が両線の審議を
いたしたわけでございますが、実は先ほど財政課
長の方からお答えいたしました国鉄地方交通線問
題小委員会の最終報告の前に、五十二年の一月で
ございまして、中間報告というものが出ておりま
して、この中で地方交通をどうするかといういろ
いろな提言がございまして、その一つが、地方のロー
カル線を国鉄線として残すならば、いま先生がお
っしゃいましたように特別運賃あるいは国、地方
公共団体の助成という手も考える必要があるの
ではないかという提言が一つの案としてございま
す。それにつきまして、当時この両線を工事線に
するか否かについて関係地方公共団体と議論いた
しましたときに、この考え方について賛同をいた
だきまして、それを鉄道建設審議会の場で御説明
は申し上げました。しかしながら、最終報告の形
におきましてはこの案が消えまして、第三セクタ
ーとして鉄道維持すると、その際に所要の公的
助成を行う、かように案が変わってきておりまし
て、当時、昨年の十月の鉄建審の場で御説明した
ときと現在とはその辺大きく事情は変わってきて
いるということを申し上げておきます。

○神谷信之助君 まあ事情が変わったかしりませ
んが、大臣、これは地元の住民からは、おくれた
地域といえますか、後進地域に対してその開発と
いいますか、振興のために鉄道をつけてくれ
というのほうも長期にわたって念願になっていま
す。ところが、いまの国鉄の財政ですから財政的
にはそうはいかぬ、もし赤字が出た場合には運賃
を特別運賃にしてよけい出してくるか、なおそ
れでも赤字ならば地元が負担してくれるかと言
われれば、地元の方は、そういう住民の期待にこ
たえるために、とにかく何でもつけてもらいた
ら結構だと、それでよろしいと、こういうこと
になります。だから足元につけ込んでというか弱
味につけ込んで、地財再建法の二十四条二項に違
反をするようなことを少なくとも運輸省がやるべ
きではないと思うんだけど、現におやりにな
って、そうおっしゃいますからそういうことを申

し上げて工事線に昇格しますと、こういうやり方。まあいまは、自治省の方からも強いその点についての批判が出た。そこで第三セクター方式でならばよろうという方向にいま変わってきつつあるわけですね。

しかし片一方では、京都の宮福線の場合でも、これはもうそれこそ二十年來からの強い要求です。しかし、全体としては経済性を中心に工事の順番が決まってきたから、えてしてどうしても新しい新工業地域とかそういうところにはほとんど工事線は進みませんけれども、あるいは新幹線なんかのように一定の収入、経済性が保障されるというところは進むけれども、ローカル線なんかでははたらかしなってしまう。それがますます過疎を助長する。だから自治体の市町村長さんなんかは、しかしその中でも何とかふるさとの振興を図るためにも、あるいは若者の定着を考えるためにも、何とか通勤可能な範囲というやつを広げていく、それで鉄道の建設を要望される。要望すればおまえら金出すかと、こうなるんですね。

ですからこの辺は、現に法律でそれが禁止されている行為ですからね、この問題の解決は解決で別途これは自治省と運輸省とも協議をし、政府の責任で、この問題は全体の再建の問題とも関連をするわけですが協議をしながらも、しかも地域の、地元的那种に要望にこたえる道というのを自治省自身もひとつ考えてもらわないと、それだけでなくともいままでも差別をされて取り残されて過疎に悩んできたわけです。地元だけの利益になるんだから地元負担をするのはあたりまえだといううなことで言えば、東海道線にしろ全部そうなんです。そのときは別にそういうことはやらないで、そういう取り残されて実際にはつくつても赤字になるかもしれないというところから一層の負担を強いというの、これは全体の面から言いましても公平を欠く、そういうことにならうおそれがあるというように思いますので、こういった点も含めてやっぱり自治省あるいは自治大臣としてこの問題について運輸省と十分やって

もらう。知事に運輸大臣が親書を出すんですから、それは運輸大臣自身のおやりになることで、自治省としてあるいは自治大臣としても干渉がましいことはできないかもしれないけれども、しかし弱い立場にある知事の皆さんですからね、これあなた、そんなやたらもう要りまへんと言わうけにはいかぬわけですね。もうそういうことが見え見えなのにあえてそういうことをやられるというところにも私も合点がいかぬわけ、この辺やっぱそういう弱い立場にある自治体のカバーをして、自治省なり自治大臣の方で食いとめてもらわないと、なかなかこの問題、私はさらに尾を引く問題になってくるんじゃないかというように思いますので、この点についてのひとつ見解を最後にお聞きをしたいと思います。

○国務大臣(澁谷直藏君) この問題も非常に厄介な問題でございまして、とにかく鉄道もないという地域に住んでいる住民、何とかして鉄道を引いてもらいたい。ところが国鉄の方は御承知のとおりの大変な赤字でございまして、大体もうつくりにたくないわけですから、どうしてもつくってこれというならば赤字の幾分かは負担してくれと、こういうことになっていっているわけですね。まあ筋道から言えば、御指摘のように法律が禁止しているわけですから、出すわけにはまいりませんと言ふことはこれはきわめて簡単なことでございまして、私どもも原則としてはそういう立場で臨んでおるわけにございまして、問題はやはり、まさにピンチに立っておる国鉄をどう再建するかという問題と、そういう中で鉄道もない地域に住む住民の鉄道を引いてほしいという期待にこたえなければならぬという一方において要請がございまして、まあそういう非常に複雑で困難な問題ではございまして、私も、私どもはあくまで地方自治体という、弱い立場に置かれておる地方自治体というものの立場をあくまで私どももカバーしながら、運輸省とも十分ひとつ話し合いをして解決のめどをつけてまいりたいと、こういうふうにかえております。

○神谷信之助君 終わります。

○藤井恒男君 最初にお伺いしますが、全国地方自治振興協会というのはどういう団体であるかお聞きいたします。

○国務大臣(澁谷直藏君) いま、ちょっと官房長を……。

○藤井恒男君 そうですか。それじゃそれは官房長来てからにしましょう。官房長が来た時点で合図してください、その時点で御質問します。

じゃ、別な角度から質問させていただきますが、すでに何度も何度も議論に上ったように、地方財政は大変な危機を迎えておるわけですね。昭和五十四年度以来財源不足額が雪だるま式にふえて、五十四年度には実に四兆一千億もの財源不足が見込まれるという状況になっておるわけですが、こういった中で政府は同じような財源充実策を繰り返して、千八百億円の臨時と一兆八百九十五億円の借入金、国庫負担を除いた分はすべて地方負担によって措置されるということになっておるわけですね。この五十四年度において、またも私もから見ますと、いざわ場当たり的な措置にとどまっておるという印象を受けておるのでありますが、政府は行財政制度の抜本改正がなされるまでの臨時応急的な措置であると言っておりまして、政府の意向とは別に、地方においては安定した行政サービスを行うために苦しい財政の中で懸命な努力を続けている。一刻も早く地方行政制度の抜本改正に着手すべきであるというふうにおっしゃるわけですが、まずこの点について大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(澁谷直藏君) 地方財政再建の問題は、まさに御指摘のとおりでございまして、もうこれ以上遷延は許されない状態にきておると考へておりまして、来年度の予算編成の中で、行財政の抜本改革に着手をしたいと、このように考えております。

○藤井恒男君 今度のこの法案審議に当たりまして、各委員からすでに指摘されておることではございまして、このような状況の中で、言うまで

もなく地方交付税法第六条の第三項で、引き続き財源不足となれば、交付税率の引き上げを行うかもししくは地方行政制度の改正を行うかが義務づけられておる。こういったことから、後ほど私も四党による共同提案で修正案も提出することになっておるわけだけれど、この四〇％への交付税率の引き上げという私どもの主張について大臣は、衆議院の段階での答弁で、大蔵省から出された赤字地方債の発行と相打ちという形で断念せざるを得なかった、こういうふうな答弁をなされておるわけですね。私も、法律で規定されている義務を履行するという立場に置かれておるにかかわらず、相打ちだから仕方がないというのではこれはちょっと筋が通らない。大臣大変な御努力をなさったことだとは思いますが、相打ちということと断念するというのは、これいかなものだろうかと気がするわけだけれど、どうでしょう。

○国務大臣(澁谷直藏君) その点は私も、現在においてもなお残念だと考えております。あくまでもやはり法の示す線内でオーソドックスな対応を私はしたかったということで、最後まで大蔵大臣とも交渉を続けたわけにございまして、いかにせん肝心の国の財政状態がもう火の車という状態にございまして、私どもの主張をどうしても貫徹することが不可能であると、こういう事態になってまいりましたので、涙をのんでわれわれの主張を取り下げたと、こういうふうにお聞きをいただきましたと思ひます。

○藤井恒男君 昭和五十四年度から毎年行われ、そして今回も行おうとしている財源充実策を、政府としては制度改正と理解しておるのかどうか、どうでしょう。

○国務大臣(澁谷直藏君) 制度の改正の一種であるというふうには理解をしておるわけでありまして、これがそうでないということになれば、これは法律違反であるということになりますから、私どもは法の示す法改正、制度改正の一種の種類である。しかし、これは一つの種類ではありますけれども決して十分なものではない。非常な欠陥を持

つた一つの対応策である。したがって、これはあくまでも暫定措置であると、こういうふうに考えております。

○藤井恒男君 私どもは、これは現在の段階の――まあ大臣直達から正直にお答えになつておるわけだ、現在のこの状況を取りつくりつておるだけのものではあつて、私どもは制度改正とは見ていない。制度改正ということであるなら、地方行政制度の改正という形をとるなら、やっぱり後年度に負担する分は国が負担する、国が負担していくんだというのが私は当然だといふふうに思ふわけなんです。昭和五十四年度から五十四年度まで交付税、譲与税特会の借入金にかかわる元金償還額、そして五十一年度から五十四年度までに発行された財源対策債の元利償還金、これらそれぞれについて国が補てんしていくというふうな考え方、そういったものはおかしくないものなのかどうか、いかがなものでしょうか。

○政府委員(森岡敏君) 交付税特会の借入れを全額国庫が負担する、また、財源対策債の元利償還金について国が全額その元利償還費を特別の臨時特例交付金のような形で財源措置をすべしと、こういう御意見だと思ひます。そのことが不当な提案であるかどうかということでございますが、私は、国の財政がそれを許すならばそれは一つの行き方だと思ひますが、しかし、何と申ししても、いまの財政の実態から言いますと、これはもうとうとう国家財政としてはそういう措置はとれないだらうと思ひます。ですから、地方を通じました両方の財政の状況を考えました場合に、特会借入れにつきましても、現在の国と地方の財源配分、これは一般財源ベースで大体半々でございますから、そういうのを踏まえて二分の一は国庫負担をしようという結論を持つたわけでございます。現在の国と地方の財政状況及び財源配分の状況から申しますと、まあ二分の一の国庫負担というこの暫定制度はやむを得ないのではないかと、かように思ひます。

は、これはその全額を地方財政計画に計上し、また、個々の地方団体の元利償還費ベースでは基準財政需要額に一〇〇%ないし八〇%をそれぞれ算入するわけでございますので、その償還に必要な交付税財源を将来政府として責任を持って確保します以上は、元利償還費の全額について全体としての地方財政措置を行う、こういうことになるわけでございます。臨時地方特例交付金という個別の補助金類の形をとるか、あるいは交付税を含めた地方財源措置全体の中で見ると、こういう手法の違いになるのではないかと、かように思ひます。

○藤井恒男君 今回の不況で、地方財政の抵抗力というものが非常に弱かつたということが明らかになつたと思ふわけなんだけど、先ほど大臣は、いまでも大蔵省との折衝においてきつめて残念であつたといふことをお述べになつたんだけど、これどうでしょう、折衝の過程の感觸もわからないが、大蔵省としては、臨時応急的な措置という形であつても、一たん交付税率というものを引き上げたならなかなかもとに戻せないというふうな考えがあつたんじゃないかなるか。これは私の推測の域を出ないわけなんだけど、もしそうだとするならば、今度のような厳しい状況があつた場合に、交付税率を一定範囲内で上下させるというふうな、税率の弾力的運用というふうな制度改革というふうなものがあるのかどうか。一遍上げてもそれは恒久的なものではない、弾力的にこれは動かしていけるものであるというふうな制度改革、そういうものは考えられないものかどうかですね。いかがなものでしょう。

○政府委員(森岡敏君) 実際の提案として、大蔵、自治両省の間でそういう折衝をしたことはございせん。しかし御提案は、十分私どもが検討するに足る一つの案ではないかと私は考えます。確かに大蔵省サイドでは、一たん引き上げてしまえば地方財政が非常に好転してもこれを引き下げよう、これは、そういうふうなことも考えます

と、財政の悪いときには引き上げる、好転すれば引き下げる、こういう提案は私は十分検討に値する提案だと、このように考えます。

○藤井恒男君 現在特別交付税の配分については、自治大臣の裁量にこれはゆだねられておるわけですが、このために一部自治体からは、算定の基準がはつきりしないというふうな声、あるいは、一部の意見ではあるが、国が意図的に金額に差をつけるんじゃないかというふうな批判もあることは事実なんです。この特別交付税のあり方について、こういった声があるという前提に立つて御所見をお伺いしたいと思ひますが。

○政府委員(森岡敏君) 御承知のように、特別交付税は普通交付税のようないわゆる一律の算定では捕捉し得ない各地方団体の個別の財政需要といふものを捕捉するわけでございますので、そういう基本的な特別交付税の機能から申しまして、地方団体ごとに非常にバラエティーに富む個別の事情をつかまえていきます。そういう意味合いで、各地方団体から見ました場合にその算定内容が必ずしも、何といひますか、一定の算式でぴしと出てくると、こういうものになつていない面がある、これは事実やむを得ないこの特別交付税の性格から出てくる基本的な問題であると思ひます。しかし私どもは、そうした中におきましてもできるだけ算定の客観性というものを確保したいといふことで、いわゆるルール化という言葉を使っておりますが、普通交付税のようにはいりませんけれども、できる限り共通的なルールをつくりましてそれに即して計算をすると、こういう方式をとっております。

たとえば、病院の繰入金等につきましてはベッド数を使いまして、その中で、たとえば救急でありますとかあるいは僻地医療でありますとか、そういうものににつきましては割り増しをしますとか、そういう一定のルールをつくりましてできるだけ客観性を保持するようにし、それを自治省令の中で明確に定めておるわけでございます。しかし、その最終のところまでいきますと、これはそういう

ルールではどうしても見切れないものがあるわけなんです。たとえば災害が起つたとかあるいは洪水が起つたとかいふふうなことになる場合は、現実の歳出の実態を見て財源措置をしなければならぬといふものがございまして、その点は残りますけれども、大部分のものについてはできるだけルール化をして、いま御指摘のような批判のないように今後も努力をしてまいりたいと、かように思つております。

○藤井恒男君 次に、普通交付税の算定方法が大変複雑になつてきておる。われわれの目から見て非常にわかりにくい。これを住民にわかりやすいものに、もっと簡便な方法というものを検討すべきであらうと私は思ふわけだ、そういったお考えは持つておられるかどうかですね。

○政府委員(森岡敏君) 基本的には、御指摘のように、私どもは普通交付税の算定方法を簡便化することが望ましいと思つております。ただ、ジレンマがありまして、簡便化すればするほど具体的な財政需要に見合つた適確な算入が必ずしもなくなる。さらに一層一律化いたします。一方、地方団体の方ではさまざまな財政需要に格差がありまして、それを的確に反映するようにいふような補正をつくつてほしいという要望が実はござい

ます。普通交付税の算定が複雑化してある一番大きな理由は、態容補正あるいは密度補正、事業費補正、投資補正といふふうないろいろな補正を使つておりますために複雑化しておるわけでございまして、その補正はどちらかといひますと、各地方団体からの財政需要の的確な捕捉という要請を受けてだんだん詳しくなつてきておるといふのが実態でございます。ですから、率直に申しまして簡便化の要請と的確な捕捉という問題とが一種の二律背反みたいになつてしまつておる。しかし、基本的には御指摘のように、できるだけ簡便化するという方向でこれからは私も私どもとしては勉強してまいりたいと、かように思ひます。

○藤井恒男君 現在、一審政府に求められている

のは、今後どのように財政を再建していくかというプランを国民の前に明らかにすることだと思っております。先ほど大臣は、来年度こそは抜本改正をやるんだと、また、先ほど私申し上げた地方交付税の弾力的な運用というのも一つの考え方であろ

うということもお述べになったわけだけど、まあ私どもは、政府がいまひそかにお考えになつておられるところの財政再建の重要な柱としての一、般消費増税の導入あるいは地方においては地方消費税の導入というようなことは反対なんです。いたずらに国民の負担をふやすよりも不公正税制を是正する、国、地方を通ずる税源配分の再検討——前にも私この委員会でご質問いたしました、行政事務負担の再配分、こういった、あるいは見直しというふうなものを通じて財政再建の道を明示すべきであらうと思うわけなんです、大臣、来年度は抜本

改正をやるんだぞというふうにおっしゃったわけだけど、現時点で大体こういった方向づけがあるんだという大まかなプランみたいなものがあれば、示していただきたい。もしなければ、大体そういうものをいつごろどういう形で国民の前に示していくかよとするのか、その辺のところをお聞きいたします。

○国務大臣(澁谷直藏君) 現在の時点で、財政再建の具体的なプラン、皆様方の前にお示しするようなものは持っておりません。それで、私どもとしては、来年度の予算編成の作業の中で具体的なものを煮詰めて結論を出したいと、このように考えております。

○藤井恒男君 来年度の予算ももうこの延長国会
終われば、サミットが終われば、直ちに具体的に
動き始めるわけだから、そう遠い時期じゃござい
ませんので、できるだけ早く構想を示すように御
努力いただきたいと思ひます。

次に、官房長お見えのようでございますから、先ほど質問をしかけた全国地方自治振興協会ですね、これはどういう組織なのかお聞きいたしたいと思えます。

○政府委員（石見隆三君） 全国地方自治振興協會

と申しますのは、主として市町村を対象としたさまざまな官庁関係の情報提供あるいは研究雑誌というようなものを出版することを目的にいたしまして、昭和二十四年に設立されたものであります。

○藤井恒男君 実は私、きょうの新聞で拝見したので、真偽のほどをお伺いするわけだけど、いまお述べになった全国地方自治振興協会、この協会は自治省の監督下にある財団法人であって、その協会の常務理事が協会にないしよで勝手に総額三億一千万円に上る約束手形を乱発していたと、このことが二十一日、つまり昨日発覚して、東京麹町署は背任などの疑いで捜査を始めたということだけど、このことを御存じであるか。あるいはこの報道が正しいものかどうか。その概要をお聞かせいただきたいと思うんです。

○政府委員(石見陸三君) きょうの新聞に報道されておりますことにつきまして、私ども現在の時点で承知いたしておりますことをお答え申し上げたいと存するわけであります。

この振興協会が二十四年に発足をいたしましたわけでございますが、と同時に、別途株式会社の自治体日報社といえますものがその後四十二年にできて

おるわけであります。この自治振興協会の常務理事をしておりました人が、あわせましてこの株式会社自治日報社の社長ということで今日まで業務運営をしてまいったわけであります。自治振興協会の方は、主として現在の段階では、大蔵省からのご委託を受けまして、「時の法令」という雑誌がご

ざいますが、これの編集等につきましての委託を受けて業務をやってまいり、そしてまた別途、ただいま申しました株式会社自治日報社の方は自治日報という新聞発行をしてまいったわけでありす。このようにして本日までいったわけであり

そこで、株式会社はもちろん商法上の会社でありますので私も関知する限りではないわけでございますが、この財団法人自治振興協会につきましては、もちろんこれは自治省の許可をいたします。

した法人でございますので、民法の規定によりまして毎年業務報告あるいはまた決算等を徴しますと同時に、おおむね三年に一回程度をめどで実際の法人の業務、決算の監査もしてまいったわけであります。

私ども、そのような業務報告を受け、あるいはまた決算の監査をしてまいりました結果につきましては、たとえば昭和五十二年の決算等を見ました場合、この振興協会は収入金が、ただいま申しましたように委託を受けていわゆる業務をやっておりますので、その収入金が大体三千五百万円程度になっております。と同時に、「時の法令」等の受託事業の収入金が二千九百万円、その他雑誌、たとえば「近代行政技法」というような雑誌等も出版をいたしております、そういうものの収入が、五百四十六万円ということに相なっております。

なお、その時点その時点で私ども帳簿書類の不備な点等につきましては適切な指示をしてまいったつもりであります。本日新聞に出ておりますこの事案は、新聞にも出ておりますように、この

自治振興協会の常務理事が、もちろん理事長に相談することもなく、あるいはまた理事会にかけるというふうな手続を経ずして、ここにも書いておられますように、いわば全く協会には無断で、独断でやったようであります。結論から申しますれば、私ども、このような業務報告あるいは監査等

によりましてこの常務理事がこのような裏操作をやっておりますことは発見できなかったわけであります。

というところで、現在警察の方で捜査を進められております。と同時に、一方協会におきましても専門の弁護士さんをお願いをいたしまして徹底的なこの問題についての洗い直しをしていただいておりますわけであります。

したがが、私ども最終的なこの結果をまだ伺っておられないわけですが、現時点におきまして伺っております限りは、この自治日報社と振興協会との経理がいわばごちゃまぜになっておった、本人がお互いに融通しあっておったと

いうことから始まった事件のようであります。この業務自身はいま申しましたように比較的順調にやってきたわけですが、何らかの本人の事情があったと思うのでありまして、これを解決いたしますために本人が、新聞にもございますように、全く無断で宮城県の鳴子温泉の土地の購入につきまして仮契約を結んだようであります。もちろん理事会にも諮っておりません。理事長もだれも承知をしておらないわけであります。約一億四千五百万円の手形を出したようでありまして、土地もやはり一億五千万相当程度の土地のようであ

ります。これを買って高く売って、それで利益を上げていままでの——これは公かあるいは個人的か——負債をふさごうとしたようであります。

で、これがわかつてきたわけでありまして、そこで協会といたしましては、理事長名をもちましてこの仮契約を直ちに解除の手続をとっておりま

す。同時に、出しました一億四千五百万の手形

はほば警察に押さえられておるようであります。土地は先方に戻っておりますので、この分につきましては現在の時点では一応解決と申しますか、片がついたかっこうになっております。

なお、そのほかに、新聞にございますように、約一億三千五百万余りの手形を切っておるようで

あります。これは、この手形が何であるか、相手がはつきりいたさないわけでありますけれども、どうもここに詐欺なりあるいは横領というふうな問題があるのではないかということで、前段申し上げましたように、警察の方で捜査が始まってお

るという状況であります。なお、若干わからなくなっておりますこの一億三千五百万の手形につきましても、ほとんどは警察において現在回収がなされたというふうに伺っております。

以上のような状況でございます。警察の捜査

の結果を待ち、あるいはまたその他についての弁護士さんの調査を待ちまして、振興協会としては対応したいというふうに出ておられるような状況であります。

○藤井恒男君 中小の私企業であっても、経理の乱脈によって倒産するということがあれば、これは厳しく社会的な責任が追及されるという状況にあるわけです。この全国地方自治振興協会というのは自治省の監督下にあると、そして理事には全国知事会、市長会、町村長会の各事務総長が名を連ねておる、そして自治省のOBあるいは大蔵省のOBが名を連ねておる、こういった団体だと。そういう団体であればこそ三億もの手形が乱発できたんだらうということであって、これはもう中小の私企業が多少土地の投機買いたとかあるいは思惑で株を動かして資金がショートして倒産するということのようなものとおよそこれ性質が違うと思う。そういう中で、協会の理事長の話として、協会の実質的活動はこの事件を起こした常務理事に任せきりだった。これはもうでたらめな話だと思ふ。まあ理事長も、こういうことになったから「協会が解散せざるを得ない」ということだけど、私もけしからぬことだというふうに思います。で、理事会にも諮らなかつた、何も知らぬ間に勝手に個人が動いておつたんだということではこれは責任は逃がれることはできない。いやしくも常務理事なんだから。しかもそこには自治省、大蔵省のOBが名を連ねる協会だし、現に自治省の監督下にある財団法人なんです。私は厳しくこの内容を追及して、理事長が言うまでもなくそのような不正なものならつぶしてしまふというぐらいいのことも当然やるべきだというふうに思うんだけど、大臣、いかがですか。

○国務大臣(森谷直義君) 私も、実はこの報告を聞いてびっくりしておるわけなんです。とにか現在警察の捜査が開始されておりますから、いずれ事件の全貌が明らかになってくると思ひます。その決着を待ってこの協会のどうするかというところにつきましては、私はこれはもうあくまで峻厳な態度で対処したいと、このように考えております。

○藤井恒男君 これはきょう報道されたばかりで、私も新聞で見て知った範囲のものでございまして、いま大臣お答えになったように、成り行きをよく見て、そして厳正なる態度で臨んでいただきたいと思ひます。

次に質問いたしますが、補助金の問題なんですが、全国知事会を初め多数の地方団体から、毎年のように地方の超過負担の解消を求める要望が来てるわけなんです。この超過負担の解消にどう取り組んでいくのか。たとえば地方団体からの要望の一つに、警察官の勤務する派出所や駐在所についての超過負担の解消があるわけなんですけど、政府としては五十五年度から改正しようというお考えがあるやに聞いておるんですけど、このような問題は大変住民の治安に關するものでもあり、なぜ五十四年度から取り上げられなかったのか。どうなんでしょう。

○政府委員(森岡敏君) いわゆる超過負担の解消問題につきましては、政府の各省の意見とそれから地方公共団体の意見とが必ずしもかみ合わない面があるわけなんです。と申しますのは、地方公共団体の場合には、どうしても現実に支出いたしました補助金の基礎になっておる補助基本額とを単純に比較いたしますと、足りない分が超過負担だと、こういう議論に一般的になりがちであります。政府各省の方は、補助基準をそれぞれ決めておる、あるいは補助単価の積算基礎を決めておる。それはそれで一応合理的じゃないかと、こういう意見が出てまいるわけございまして、そこで問題は、超過負担を適切に解消したいときまたためには政府各省と地方公共団体との共通の物差しがなければならぬわけございまして、その共通の物差しを見出します一つの手段といたしまして、従来からやっておりますのは、各省と大蔵省と自治省とが共同いたしました個別の経費につきまして調べて、その調べた結果標準的な仕様がな

いものにつきましたは標準的な仕様をつくるなりというふうなところで、この部分が超過負担だということを確認した上で、補助金の積算手続上解決していく、こういう手法をとっているわけございまして。

で、派出所、駐在所につきましては、実はそのような共同実態調査が今までやってもらないわけございまして。各地方団体の要望も大変強いものでございまして、五十四年度におきまして共同実態調査を私どもとしては行いたいということと、警察庁及び大蔵省に強く要請いたしております。その共同調査の結果をもちまして超過負担の解消のための予算措置を行う、こういうふうにしたいと思つておるわけございまして。

○藤井恒男君 政府と地方との間に物差しが違つておるといふ努力は認めます。今後もういっただい。概念が違つておるといふ努力は認めます。今後もういっただい。意味ですり合わせをして共同調査をして、超過負担の問題がいつも問題になるんだから、その全容というものを明らかにしていくことがやっぱり超過負担解消のため一番前提にならなければならぬ。その努力はなすべきだしやっていたいただきたいと思ふわけですが、現在政府としては超過負担というのはいくつかあるというふうに見ておられますか。

○政府委員(森岡敏君) そのところが実は非常にむずかしい問題でございまして、御承知かと思ひますが、地方六団体で先般六千数百億の超過負担があるという資料を出されております。ただこれは、先ほど申しました実支出額と補助基本額との差をそのまま使つたようなものが多いわけございまして、その金額が政府各省が肯定する額にはなかなかならないと思つております。結局、先ほど申しましたように、個々の事業につきまして担当省と自治省、大蔵省が共同実態調査をし、地方公共団体の意見を聞きながら詰めていかなければ金額の積み上げはできないわけございまして、総体で何百億、何千億かという見通しをいまい私どもとしては持ち合わせないわけござい

ます。やっぱり個別に積み上げて、じみちによつていくということがこの問題解決の最大の現実的な方法であらうと、かように思つておるわけございまして。

○藤井恒男君 昭和四十九年に地方六団体が実態調査をして、地方の超過負担は総額六千三百六十億というふうに出ておるわけだけど、いづれにしても、いま局長おっしゃる通りに全体像が浮かび上がらぬと超過負担の完全解消ということにはならないわけなんです。事業をしぼって共同調査をやるとか、何らかの形でやっぱり全体像の把握ということにまず努めてみると、そして国と地方との間で超過負担の概念が現在違つておるわけだけど、その概念を整えていくというすり合わせを、これはぜひひとつやっていたきたいと思ひます。

時間がありませんから次に移りますが、実は今国会の冒頭で民社党の佐々木委員長が提案した第二交付税の構想について伺ひするわけなんです。

従来から地方自治体の自治の成長を阻害し、中央依存の風潮を助長し国による画一的な行政を地方自治体に強要している国庫支出金、このうち公共事業費のいわゆる普通建設事業費補助負担金を第二交付税という位置づけをして地方に一括交付する、で、その実施については地方の計画的選択に任して、国の物別の干渉を排除するということを私どもは主張しておるわけなんです。

さきの委員会における参考人などの話の中にも、これに類する考え方を述べる方もおられました。私はこの補助金の一般財源化へ向けての一つの提案として、このような考え方を自治省として検討していく用意があるのかどうかですね。衆議院の代表質問の折には的確な答弁もなされております。重ねてこの辺のところを承つておきたいと思ひます。

○政府委員(森岡敏君) 各省個別の国庫補助金が、地方団体の自主的な行政運営を阻むという面から問題があるということと、それからさらに最近の国、地方を通ずる効率的な行政という観点か

ら申しまして、補助金はむしろ整理をして、自主的な地方財政の運営に任ず方が能率的な行政ができるのではないかと、そのような観点から、補助金の整理統合という議論が強まっておりますことは御指摘のとおりでございます。

その場合に、一つは補助金の目的を統合いたしますかあるいはメニュー化したしまして、一種の総合補助金というふうな形でやっておりますという手法を主張される方がございます。先ほど来も話が出ておりました。いま一つは、御指摘のように、さらに一歩進みまして、公共事業の補助金のようなもの、まあ第二交付税と申しますか、というふうな形で、弾力的に使えるようにしてはどうかという御意見もあるわけでございますが、補助金の整理統合という基本的な問題は、私も、この際、国、地方を通ずる行政上の大きな課題として取り上げてまいらなかならぬと思っておりますが、第二交付税という形にまで持ち込むということになりますと、これは大変な行政制度の大きな改革になります。政府各省のいろいろな意見もございまして、また大蔵省もいろいろ御意見があらうかと思ひます。基本的に、国から地方に支出されます国庫支出金につきまして総合化、弾力化を行つていくという方向につきましては私も大賛成でございますが、第二交付税というかなりドラチックな仕組みにまで持ち込むことについては、なお相当の検討が必要ではないかというふうに思つておる次第でございます。

○藤井恒男君 いま局長おっしゃる通りに、ドラチックな方法で第二交付税構想というものを實現していくということになると、これは自治省の中でのかなりな詰めをやらなければならぬ。私も、この詰めをやつてもそういう方向に歩んでいただきたいと、そういう条件整備をやるべきであるという考え方を持っておるわけなんだけども、その一つの、まあ前段的なものとして零細補助金の整理統合と、こういうものならでできるんじゃないか。昨年十一月に全国知事会が出した報告書の中には、補助金の中で整理すべきものがある

は一般財源化すべきもの、総合メニュー化すべきもの、こういふものがきわめて小さいに報告され、事例を挙げておられるわけなんです。これは現場で実務に携わる知事が、補助金の弊害を一番強く感じて、こんなにくさん矛盾があるのだと、こんなにくさん矛盾があるのだと、当事者である知事が指摘しておるわけです。もうすでに御案内のことだと思ふけど、余暇施設に関する補助金を取つてみても、七省庁がそれぞれ二十四種類の補助金を交付している。これらの補助金は余暇施設総合補助金として一本化する、これは可能なんです。だから、こういふものはほんの一例にすぎないわけなんですけど、現場の知事がすでに具体例を挙げて指摘しているところなので、自治省はこれら自治体の意見というものを対して十分これは報いていく必要があるんじゃないかろうかという気がします。

これは新聞報道によるところなんですけど、行管庁がこのほど行政改革の基本構想というものをまとめて、これをたたき台にして政府の行政改革案が決まるということなんだけど、こういふ中にも各種補助あるいは助成施策の整理という項目が一項目きちつと入つておる。自治省として、先ほど局長お述べになつたように、一つの考え方があつたように私は聞いたわけなんですけど、ドラチックな第二交付税という形に仮にいきますういけなくとも、零細な補助金についてこれをメニュー化するとか、統合化するといふようなことを来年度抜本改正をやらうという意気込みを大臣が示しておられるわけなんだから、ぜひやつていただきたいというふうに思ふわけです。どうでしょうか。

○政府委員(森岡啓君) 零細補助金につきましては、お示しのように思ひ切つて整理をする、これはもう必要だと思ひます。それから、類似あるいは同一目的の補助金が関係各省、あるいは各省の中で各局、各課ごとにいっぱい出ているというの御指摘のとおりでございます。これらにつきましては、私もメニュー化、総合化、総合補助金化という措置を積極的にやらなかならぬと思ひます。先ほど申しましたように、これは単に地方自治という観点からだけでなく、国、地方を通ずる行政の簡素化という観点からもぜひやらなかならぬと思つております。お示しの趣旨を体して、自治省といたしましては関係省庁に思ひ切つた改善策を求めたいといふ、かように思ひます。

○藤井恒男君 次に、細かい問題に入りますが、交通事業についてですが、再建団体のバス購入についての国の補助対象ですね。昨年からは横浜、名古屋、神戸、大阪、京都の大都市を外して地方都市に限定している。大都市においても地方都市同様補助金対象とすべきじゃないかということなんだけど、これはいかがなものでしょうか。

○政府委員(中野忠君) バスの購入費の補助金の問題でございますけれども、これは昭和四十八年度から五年間の予定で、再建公営路面交通事業バス購入費補助金という形でやってまいつたわけでございます。これを五十三年度に一年限りということで延長したかつこうになつたわけでございます。それでございまして、バス事業を取り巻く環境が依然厳しいといふようなことから、五十四年度におきましても、新たに再建地方都市バス事業車両更新費補助金という形で行うこととしたわけでございます。この場合に、交付の対象団体を、バス事業の再建を行つておる地方団体のうち大都市を除くといふことにいたしました。補助の対象車両も車齢十一年以上の現有車両という形にいたしましたわけでございます。

これは、大都市におきましてもバス事業の再建が困難が多いといふことはよく承知しておるわけでございますけれども、一つは、この新しい五十四年度からの補助金が、長期間使用した車両の更新に對して補助する。大体大都市におきましては中小都市に比べて車を更新する時期がわがりに早いと、平均車両の年齢と申しますか、車齢が若いといふこと。それから、大都市におきましては、大阪を初めといたしまして名古屋、京都でもそうでございますけれども、今後地下鉄の整備

がどんどん進んでまいりましてバス路線との競合の問題が出てまいるわけでございます。そのバス路線の再編を今後行つていく。そういう意味で、車両を今後相減らしていくという問題があるわけでございます。それからもう一つ、地方都市と大都市を比べると、車の一車当たりの運賃収入と申しますか、これが大都市の方が実は効率がよい、かせぎがいいといふような問題がございまして、したがって、大都市に比べてかせぎが悪いという地方都市に対して、バスの購入につきましての補助を行う方が補助の効果という面から申しましていいんじゃないかと、こういうような問題をいろいろ考えたこと。それからもう一つは、一年延長いたしました五十三年度におきましては、一年延長いたしました大都市が一応除外されておるわけでございます。五十四年度は五十三年度の実質延長だといふように考えたわけでございます。そういう意味で、大都市を五十四年度におきましても対象から外されておると、こういういきさつでございます。

○藤井恒男君 この今回の改正によつて私学の助成を高めたと言つておられるわけなんですけど、都道府県の場合には主としてそれは高校、市町村の場合には恐らく幼稚園が一番中心になると考えられるわけなんです。具体的に、この交付税算定の基礎に私立高校、幼稚園についてどの程度の額を見込んでおるか。特に幼稚園の場合、全幼稚園数の五割以上が私立で占められておる。で、国においては公立幼稚園の整備について建築単価の引き上げなどの措置によつて推進に努めておられるわけですが、交付税においてもその算定費目の中に幼稚園費として項目を設けて地方自治体における幼児教育の充実に資すべきであるという考えを私も持つておるわけなんです。その点についてどのように考えておられますか。

○政府委員(石原信雄君) お母ねの、まず第一の私学助成費でございますが、この経費は、高等学校以下の私立学校に対する助成費として道府県分のその他の教育費の中で算定をいたしております

す。で、算入額といたしましては、五十三年度の千五百億円に対して五十四年度はこれから単位費用に算入されておる額を基礎として具体の算定を行うわけでありまして、最終的に千七百億円程度が算入されることにならうかと思ひます。

それから、幼稚園費につきましては、現在経常的経費については市町村分のその他の教育費の中で幼稚園費を算定いたしております。なお幼稚園につきましても、団体によりまして公立幼稚園の園児数が人口比ではかなり差がありますので、密度補正という形でその各団体ごとの公立幼稚園の差を反映するような算定方法をとっております。

また、ほかの小学校、中学校と比べまして、幼稚園の法的な性格等を考えますと、他の図書館でありますとか博物館でありますとか、ほかの経費とのバランス、こういったこともありますので、独立の費目を新設するということは現在考えておりません。ただ、ただいま申し上げましたように、個々の団体ごとの財政需要の実態に合うように、密度補正という方法で算定の的確を期していただく次第でございます。

○藤井恒男君 まあそうつれないことを言わずにですね。この幼稚園というのは、これからの新しい若い家庭にとっては大変な問題なんで、地方団体によってもずいぶん差があると思ひますけど、十分配慮をしていただきたい。きょうは時間がありますからもうそれ以上のことはいましません。

最後にお伺いしたいのは、現在の地方公共団体の職員構成を見ると、昭和六十年代前半に勧奨退職年齢に達する四十歳から四十九歳の職員の構成比が二六・八％で、三十二万人以上の増が見込まれておるわけですね。これは知事会の調査によつて明らかにされておる。これによつて明らかになつて、近い将来において退職手当が急激に膨張して、地方自治体における財政硬直化がさらに進む

ということが懸念されるわけですね。国として、私は退職手当の交付税算入率の引き上げあるいは退職手当償還率の削減の条件のつかない勧奨退職にも適用できるというような措置を考慮すべき時期であらうというふうに思ふわけなんですけど、自治省としても、当然近い将来の自治体の状況を見てお考えをお持ちだと思ふけど、いま申した点についてどのように考えておられるか、お聞きいたします。

○政府委員(森岡敬君) まず地方交付税におきまして算入の状況について申し上げますが、退職手当は各地方団体年度間で変動が大きいわけでございますので、基本的な考え方は、給料、これは本俸に對する一定の比率によつて算入することにしております。いままでは義務教育職員以外のもので算入しては千分の百二十五、義務教育職員以外のもので算入しては千分の百三十というところで算定いたしておりましたが、本年度は、最近の情勢を見合わせまして義務教育職員は千分の百五十五、一般職員は千分の百四十というふうに引き上げを行ひまして、その算入の強化をしたわけでございます。

ただし、いま御指摘のように、今後、現在の地方公共団体の職員の年齢構成から申しますと、将来非常に退職者が集中してまいります、そのために退職手当の支払いが格段に膨張するという事態が来ることを予想されます。知事会でも大変それについて問題意識を持っておられまして、善処方の要請がございまして。しかし私は、この問題は、給与水準あるいは退職手当制度の内容につきましても、まず第一に地方公共団体自身がやはり適正化をやつていただくという必要がこれ一つあると思ふんです。しばしば指摘をされておられますように、国家公務員をかなり上回る退職金が支払われておつて、それが世の中の批判を浴びておるといふ面もあるわけでございます。そこそころは各地方団体の御努力をこれはぜひお願いしたい。しかし、そうはいいたしても、集中的に退職手当がふえてまいる時期が来ますので、それに

對しては交付税の措置あるいはいまお示しの地方債なども含めまして万全の対策をその時点で講ぜられましますように、早急に検討を進めたいと、かように考えております。

○藤井恒男君 終わります。

○前島英三郎君 もうしばらくのごしんぼうを、よろしく願ひいたします。

交付税率は三二％のままなんですけれども、いまやこれが完全に破綻を来しているというところは、もうだれの目にも明らかなんですけれども、実質四二％以上を確保しているんだというところは、何となくこううかがえるわけですが、臨時措置とか特別措置で切り抜けるやり方がずっと続いているわけですね。きょうも、抜本的に改革しなければならぬという言葉は数限りなく聞かれるわけなんですけれども、本当にこの財政破綻に對して来年度以降は自治省としてどういうお考えなのか、まずその辺から大臣に伺いたいと思つております。

○国務大臣(森谷直道君) たびたびお答えいたしておりますように、地方財政の現状は、もうこのままではどうもおけないぎりぎりのところに来ておるといふことでございまして。したがつて、私どもとしては、来年度予算編成の中で具体的にこれをどう立て直していくかという案を探り出して、来年度を――国もそうでございますが、地方財政再建の第一年度にしたいと、こういう意気込みでこれから努力をしていくつもりでございます。

○前島英三郎君 財政破綻寸前というこの現状に非常に危機感を持つてゐる自治体もあれば、また、なにぶん国がめんどうを見てくれるわいというように安易に構えている自治体もなきにしもあらずというふうなことをちらつと伺うわけなんですけれども、また一方で、いまのやり方というのは、自治省がどちらを向いてゐるかわからないと発言する自治体の方もやっぱりあるわけですね。自治体の立場に立つて中央に立ち向かつてゐるのか、あるいは中央の立場に立つて自治体に立ち向かつてゐるのかというのを言う市長さんもまた

いるわけなんです。やはり自治体の立場を守ろうとするならば、自主性を増大させなければならぬと思ひます。それがまた地方分権という言葉の一つのあらわれだというふうにも思つてゐるんです。

そこで大臣に、こういう財政状態から抜け出るために、来年からこれだけはやつていきたい、こういう部分では何としても立ち向かつていかなければならぬというふうなお覚悟のほどを私は伺いたいと思ふんです。

○国務大臣(森谷直道君) 具体的なこの計画の案については、まだ申し上げる段階に來ておらないというところを申し上げたわけでございますが、基本的な心構えとして、国もそうでございますが、地方自治体においても、私は出る方をやはり極力圧縮する努力をこれはどうしてもやらなければならぬ。とにかく税金が伸びないわけでございますから、ですから私も毎年度繰返し申し上げておるうちに、長い高度経済成長を通じて知らず知らずのうちにやはり行政というものが肥大化しておる。その中に果たしてむだはないのか。もつともっと効率的にやる工夫はないのか。そういったところで、歳入の合理的な圧縮というものをこれはもう真剣にやつてもらわなければならぬと、こういうふうに考えております。

しかし、住民に對する行政サービス、これはもうどうしてもやらなければならぬものは当然残るわけでございますから、それを賄うだけの財源というものは、これはもうどうしても確保しなければならぬ。そのためにはどうしても私も私どもの見当ではある程度の増税を国民にお願いをせざるを得ないと、こういうふうな考えをおるわけでございます。そして、その増税の方法が、私どもは現在一般消費税、その中の地方消費税、こういうふうにお考へておりますけれども、これ一つでこの問題が解決するといふようなものでないことももう当然でございますから、やっぱり総合的に、全般的にこの地方の財源をどうしたならば充実にすることができるといふことでひとつ全面的な検

討を進めてまいりたいと、このように考えております。

○前島英三郎君 総合的に全面的に改正といいますが、見直しといいたしうか、まあ新しいものを考えなければならぬということですが、財政局長、大体いまの部分では一％交付税率を上げると大体どのくらいの額になるのか。

○政府委員(森岡敬君) 一％交付税率を上げますことによる交付税の増加額は、千六百三十五億円でございます。

○前島英三郎君 そうすると、いまの地方財政の破綻を救うということになりますと、大体どのくらい交付税率を算定すればいいということになるのか。

○政府委員(森岡敬君) 実は、各年度によりましてそれぞれ財源不足の状態が進みますし、それからまた、財政対策といいたしましては交付税だけでなく地方税の増強ということも考えていかないといかぬわけでございますから、それやこれやを総合的に勘案しなければなりません、仮にこの五十四年度の財源不足額四兆一千億円を交付税で全部はね返すといいたしますと、二五％程度交付税率を上げなければ四兆一千億円の穴は埋まらないということに相なるかと思ひます。

○前島英三郎君 その辺からまたに抜本的な見直しということが当然必要になってくるわけだろうというふうに思ふわけですが、さて、交付税の算定方法を一部改正しまして、特殊教育諸学校費というのを新設することにしておりますけれども、ちょっとこの内容につきまして基本的な考え方を伺いたいと思ひます。

○政府委員(石原信雄君) 特殊教育諸学校費につきましては、従来は、道府県分におきましては、その他の教育費というところで盲学校、聾学校、養護学校の幼児、児童、生徒の数というものを測定単位として算定しておりました。五十四年度から養護学校が義務化されたことに伴ひまして、この計算をより適確にするという趣旨から、新たに道府県分に特殊教育諸学校費という費目を新設し

たしまして、その中では、まずその算定の基礎に用います測定単位の数値といたしまして、教職員数、それから児童及び生徒の数、それから学級数と、この三つの種類の測定単位を採用することによつて算定内容の一層の適確を期するということにいたしております。

なお、市町村につきましては、現在百十四校ほどの学校がありますが、これは普遍的でありまして、その他の教育費の中で計算を行うことにいたしておりますが、その場合に、新たに密度補正と投資補正を採用することによりまして、算定内容の一層の適確を期したいと、このように考えております。

○前島英三郎君 養護学校の義務化の実施に伴ひまして、自治体の財政需要の増加を見るところは当然だと思ふんですが、その底にある考へ方に若干の心配があるわけなんです。つまり、財政的にも養護学校に係る費用を見るんだから、障害児は養護学校に行けばよいというふうな感覚であつてもらつては困るわけなんです。障害児といふものは可能な限り普通の子供と一緒に勉強さして行く方向を私はとるべきだといふふう

に思つてゐるわけです。と申しますのは、健康な子供は一番近い学校に行けるんだけれども、ハンディキャップを持った子供は大変遠くまで行かなければならない。それは、市町村三千二百あるといひましたしても百十四校というふうな大変少ない数のそうした養護学校の現状なわけですから。そういう意味におきまして、やはり極力普通学校の中に障害児も一緒に席を並べることができるといふような今後自治体の指導といふものを各自自治体によつていただきたいといふふうに思ふわけなんです。障害児は物理的に入れない、また使えない。物理的理由だけで拒絶するのが果たして教育的であるかといひますと、そうではなくて、やっぱりどんな子供も等しく教育を受けられるという環境づくりのために御努力をいただきたいといふふうに思ふわけなんです。可能な限り一般の小

中学校もそうした配慮をすることによつて障害児が一般の子供と一緒に勉強できるようになつていくということが、まさにノーマライゼーションといひますが、いろいろな人が地域に生活してこそ正常な世の中なんだといふようなまた世論づくりもできるんじゃないかという気がするんです。こうした配慮、自治体の努力は必要だと思ふんですけれども、大臣はどのようにお考えになるでしようか。

○国務大臣(森谷直義君) これは人間の教育といふ一番基本的な問題でございます。お説のように障害児も、可能ならばできるだけやはり一般の児童と一緒に教育を受けたいことが望ましいと私は考えます。したがつて、全体的にそういう方向で進んでいくように、自治体に対しても指導をしていきたいと思ひます。また地方自治体のサイドにおいても、そういう努力を真剣にひつやつたていただきたいと、このように考えております。

○前島英三郎君 一つの例なんですけれども、神奈川県津久井町というところのある中学校では、筋ジストロフィー症で車いすの生徒が入学することになりました。出入口とかあるいはトイレ等を、町で百万円余りの予算をつけて改善を図つたわけなんです。その結果、その子供も学校全体も大変すばらしい教育ができてゐるというので、校長先生以下町の議員さんたちも手放しの喜びようといふことで、教育といふものが、机に向かつて一足す一は二といふものだけではないんだといふことをまさに実践したといふぐあいに評価もできると思ふんですけれども、しかしこれは、現在では大変珍しいケースにとらえられてゐるところといふものが、どうしても在宅の障害児に対する教育がでない、あるいはまた養護学校が義務化されても各地でいろいろなトラブルが起きてゐるといふことにつながるかもしれません。一方、都内のある小学校では、車いすの女の子が通学してゐたんですけれども、三年生になつて教室が二階になつたと。つまり、一年二年は一階

だけれども、三年四年は二階、五年六年は三階といふぐあいに学校設計指針の中にもうたわれておりますから、三年になつたがために自然と教室が二階に移つてしまふ。そこで階段昇降機が必要になつたわけなんです。が、学校も区も教育委員会も、父兄負担を求めているわけなんです。つまり、本音の部分では養護学校に転校してもらいたいという部分もあるわけです。置いてやるんだから費用は自己負担しないといふような感覚の部分もなきにしもあらずといふふうなことなんです。これでは何のための教育なのかかわらないといふふうにも思ひますし、公共的な建築物がそうでなければならぬように、一般の学校も万人が使えるようにしておきたいことが大変望ましいと私は思ふわけなんです。地方財政を考えていくときにそうした配慮が可能になるように裏づけをしていくという考へ方が必要ではないかといふふう

に思ふんですが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(森谷直義君) 東京の例としてお挙げになりました、そういう施設費を父兄の負担に求めるというふうなことは、これはどう考えても不合理だと私は思ひます。しかし、日本の全国の学校がそういう施設を整備すると、そういう状態にもなつておられないわけでございます。それをやるためにはかなりの金も必要でございます。簡単にこれが実現できるというふうには考へておりませんけれども、私は、一番大事な教育のことでございますから、これは国も府県も市町村も、みんながやはり一緒になつて知恵を出し力を出し合つて、そういうハンディキャップを持つておる児童が一人でもやはり楽しく明るく教育を受けられるような環境の整備に努力をしていくべきだと、このように考えます。

○前島英三郎君 そこで文部省にお伺いをしたいわけなんですけれども、昨年十月、私は前に述べましたような観点から、学校設計指針の見直しが必要ではないかといふことをただしたわけなんですけれども、その際、改定作業の中で取り入れていくという御答弁をいただいたわけなんです、

その後どう処置なさったか、伺いたいと思っております。

○説明員(大井久弘君) 御指摘のように、特殊教育諸学校または特殊学級に在籍するに至らない軽度の肢体不自由児等が通常の学級に在籍するといった場合に、やはり学校施設も肢体不自由児等ができるだけ支障なく学校生活が送れるように、そういった配慮のもとに整備されることが望ましいのではないかと、いろいろ考えております。このような見地から、学校指針の改正に当たりまして、御指摘の点を含めまして、たとえば必要に応じて洋風の便器を設けたり、あるいは階段に手すりを設けるなど、軽度の肢体不自由児等に対する設計上の配慮というようなことを追加したような次第でございます。

○前島英三郎君 いま学校で、小学校で洋式と和式の比率はどれくらいなんですか。おトイレの部分です。

○説明員(大井久弘君) これは、はっきり何%という数字は私ども的確に把握しておりませんが、傾向としては、近年は住宅の便所が洋風になるというようなことから、従来の和風便器にかわりまして一部洋風便器が取り入れられつつあるというようなことを承知しておる次第でございます。

○前島英三郎君 しかし圧倒的に和式のトイレが小中学校は多いわけですね。ところが、私たちの生活の中では五〇%近くがもう洋式化されているという部分も非常に見られるわけです。一つの笑い話ですけれども、うちのおふくろなどは、いなかですけれども、和式を使っております。上京しましてホテルへ泊まったんですが、げたのままであつた洋式便所の上に乗りました。げたですからすべり落ちて、今度は水を流そうと思ったんですが出過ぎて、あわてて手を突っ込んでとめたというようない話もあるくらいなんです。ですから普通の学校にも、小学校にも中学校にも、実際に子供たちの中でも洋式便所は使えないという子供もまたいるわけですね。そうした社会の多様化に

かんがみて、やっぱり半々とはいかなくても、ある程度おトイレが洋式化されるということによって、肢体不自由の子供がどれだけ便利になるかというのを考えたときに、ただそうした子供が入った場合に洋式便所をつけるというようない感覚ではなくて、いまの生活様式の中ではもう洋式便所は欠かせないものなんだというふうな感覚をやっぱり学校指針の中にも持ってもらいたいというふうな気がするんですが、いかがでしょうか。

○説明員(大井久弘君) 学校施設というのは、やはり地域の社会的な環境なりあるいは気候風土といったようなものもろの条件を加味しながら、その地域の事情に合った適切な整備をされるというのがたまたまではなからうかというふうに私も考えております。そういった趣旨から、都市と、都市以外のたとえば農村などにおける子供たちの生活の実態というのはやはり相当違っているのではないかと思いますし、また、住宅などの構造などもかなり違っております。そういった意味で、やはりそういった地域の実態を考慮しながら、学校の施設を整備していくという考えから見ますと、すべてを洋式に今後切りかえていくということではなくて、やはりそういった点を考えながら実態に応じた整備をしていくといった考え方でいくのがたまたまではなからうかというふうに考えておるわけでございます。

○前島英三郎君 私は、すべてを洋式にということとを申し上げているわけではなくて、ある程度はその生活様式の中に、また農村にも都会から転校する子供もいるわけでありまして、ただ農村は農村としてとらえるような時代じゃないというふうにも私思うわけでありまして、今後の形の中にそういうことは組み入れていただきたいというふうに思うわけですね。

それで、今度の学校設計指針の中に、身体障害児童、生徒等の使用上、洋式便器を設けたり階段などに障害児のための手すりを設ける等、必要な配慮をするというふうな部分がうたわれておりまして、大変評価するところでございますけれども、たとえば

ば先ほども例として一つ出しました、学校で、今度は三年生になったから二階に移りなさいと、そういうときには階段を登る車いすがあるんだけれども、それは御父兄が負担しろということではないか、そういうことに解釈してよろしいでしょうか。

○説明員(大井久弘君) まあそのようなものを使わなければ学校生活ができないというふうなことになると思います。それは、その対象になる児童が果たして通常の学級に入ることが適切であるかどうか。場合によってはあるいは特殊学級等に在籍するという必要があるかどうか。これらのことにつきましては、やはり教育委員会なりあるいは保護者等がお互いによく相談して、実態を見ながら、協力をしながら割り振っていくというふうなことになるうかというふうに思うわけでございます。たとえば、いきなり通常の学校にエレベーターといたしまして、これはなかなかむずかしい問題でございます。そういったことから、やはり実態をよく考えながら適切な対策を講じていくということに尽きるのではないかと、このように思う次第でございます。

○前島英三郎君 どうもありがとうございます。次に、有料道路通行料金の身体障害者割引につきまして、ちょっとお伺いをいたします。

実施方法の細目がまとまったとの報告を受けましたし、きょうの新聞にもその旨が報道されましたが、その概要と経過につきまして建設省に伺いたいと思っております。

○説明員(杉岡浩君) お答えいたします。

身体障害者の有料道路の割引につきましては、かねてから建設省内で委員会をつくっております。いろいろな検討を進めてきたわけですが、建設省が、このたびは昨日でございますが、建設省及び運輸省の料金変更の認可または許可をいたしまして、いよいよ制度化になったわけでございます。本措置の趣旨でございますけれども、近年、有

料道路が非常に多くなってまいりました。この有料道路を、下肢または体幹の不自由な方が足がわりとして自動車をお使いになって、有料道路をお使いになるというところで、そういった有料道路を使用することを余儀なくされておる身体障害者の方に、社会的あるいは経済的な自立を拒まれないように、今回有料道路について割引制度をとったわけでございます。

それで、その身体障害者の範囲でございますけれども、歩行機能が失われております下肢または体幹の不自由な方ということにいたしております。それから、自動車の範囲でございますけれども、つまり先ほど申しました下肢または体幹の不自由な方が足がわりとしてみずから運転される乗用自動車ということにいたしております。

それから、割引引きの率でございますけれども、五〇%以内というふうにいたしております。それから、この実施時期は、一路線を除きまして六月一日ということにいたしております。

それで、実施方法でございますけれども、対象となる身体障害者の方は、福祉事務所に行かれます。身体障害者手帳に押印を受けてまして、そして割引証を交付していただきます。そして料金所へ参りましてその身体障害者手帳を示し、割引証とそれから半額の料金を料金徴収所に手渡すというところで、この有料道路の割引制度をとることになったところでございます。

○前島英三郎君 その努力は大変感謝したいわけですが、それでも、しかし、対象者の範囲からより重度の人が外される結果となっております。つまり、車が運転できる人はまだいい。しかし、運転もできない重度の人たちが有料道路を通行するためにという部分も今後の課題にきつとならうかと思っております。また、実施状況を見て一層充実をさせていただきたいというふうに思うのでございますが、いかがでございますでしょうか。

○説明員(杉岡浩君) 本制度が、先ほど申しましたように、下肢または体幹の不自由な方が足がわ

○前島英三郎君 新幹線の車いす専用室が大変不人気だと、報道がついこの間あったわけなんですけれども、実情はどうなんでしょうかね。理由は何だとお考えになるでしょうか。

○説明員(猪俣為久君) まあいろんな数字のとり

方があると思います。年間平均いたしまして算出したしますと、一部報道されておりますようなニュアンスで、非常に少ないと、五十三年度の実績で申し上げますと、平均いたしまして大体一日約六人ぐらいの利用者になっておりますけれども、やはりシーズンによりまして、あるいは日別によりまして、かなりの変動と申しまして、御利用の多いときもございまして、これは、われわれといたしましては、なおPRの足りない点その他反省すべき点はございますけれども、今後御利用の方の促進につきましてはわれわれの努力をしましてまいりたいと思っております。

○前島英三郎君 実は、私なんかよく新幹線を利用するんですが、飛び込みで乗るのは大変知られるわけですね。ですから、二日前とか一週間前とかあらかじめその車両申し込みをする。飛び込みで乗りますと、その車いすの部屋は車掌さんがお使いになっているものですから、ちょっと連絡を聞いてない、だから車いすの人は利用はできないのだという苦情もまた非常に多いわけですが、むしろそういうものがあいていたら、車掌さんがお使いになるのもわかるけれども、しかし、その人が来たらさつとその部屋は提供してくれるぐらいの、何といいますか、ゆとりみたいなものがあつたら、もっとも効率よく利用できるのではないかと、そういうような気がするのですけれども、今後、それはよろしく御指導のほどをお願いしたいと思っております。

点字ブロックの設置についてはいかがですか。つい先日裁判がございまして、裁判では控訴されたというように聞こえまして、裁判では控訴されけれども、とにかく人命にかかわる問題でありますから、これは目の不自由な人たちももちろん国鉄を利用するわけですし、さらにまた体の不自由な人たちも利用させていただくわけでありまして、そういう意味では点字ブロックの設置ということもやっぱり積極的に取り組んでいただきたいというふうな気がするんですが、いかがでしょう。

○説明員(猪俣久君) 盲人の方々の対策になりますが、点字ブロックにつきましては、やはり一番重要な設備という認識を持っております。先生御承知のように、国鉄の駅が数千という規模に上っておりますので、ある程度整備の順位、進め方というのについては考えてまいらなければならぬわけでございますけれども、五十三年度をとりまして、全国で四十駅以上の駅につきまして新たに点字ブロックを整備いたしております。御利用の多い、たとえば盲人関係の施設、学校等がございまして、駅とか、あるいは市町村の方で計画がございまして、御相談させていただきまして、順次進めてまいっております。

○前島英三郎君 そういう意味で、有料道路の方は五〇％割引をさせていただきまして、きつと有料道路をお使いになるハンディキャップを持った人たちはますます多くなると思うのですが、国鉄の方は百キロ以上遠でなければ乗車賃の割引はないというふうな部分もありまして、なかなか特急料金も割引ができないというふうなところもありまして、重ねていつもお願いする内部障害者、いま七万五千人おられますが、この人たちの割引、これ以上の割引はもう国鉄は考えないのだというふうな部分もありまして、じゃひとつ国鉄の安全対策の面はどうかといいますと、まだまだそういう面では不備な点も多い。さらに、国民の鉄道でありながらなかなか実質問題としてみんなが気楽に使えない、特にハンディキャップを持った人たちは使えない。内部障害者の人七万五千人をもし割引の対象にしてくれれば、一億四千万で済むわけですが、国鉄は一日三億三千万近い赤字だということですが、一億四千万がなかなかめんどろを見てくれないというふうな冷たい部分があるときに、せめて施設面での安全性ということ、それからハンディキャップを持つ人たちも国民の一人であるということを十分御理解いただきまして今後の施設改善にはお力添えをいただきたいと思っております。

どうもありがとうございます。○委員長(永野雄雄君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(永野雄雄君) 御異議ないと認めます。志吉君から委員長の手元に修正案が提出されております。修正案の内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、本修正案を議題といたします。

志吉君から修正案の趣旨説明をお願いします。志吉君。

○志吉裕君 ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、日本社会党、公明党、日本共産党及び民社党を代表し、提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

地方財政は、御承知のとおり本年度においても四兆一千億円という膨大な財源不足に見舞われ、五年続きの深刻な財政危機に直面いたしております。地方財政がこうした深刻な危機に直面することとなったのは、深刻な不況に起因するものであります。その根本的原因としては、歴代自民党政府が、住民福祉の充実や生活基盤の整備よりも、産業基盤の整備など中央集権化のもとに大企業優先の高度成長政策を推進してきたことによるものであります。そのため自治体においては、過疎、過密、公害その他の対策に膨大な財政需要を引き起こすことになりましたが、これに對し国が十分自主財源を付与してこなかったところに地方財政の構造的な危機が招来されたと言わなければなりません。

われわれは、このような地方財政の危機を打開し、自治体の自主的な行政運営を確保するため、地方財政の長期的な見通しに立つて、抜本的な恒久対策を講ずるようこれまでたびたび政府に要求してきたのでありますが、残念ながら今回の政府の地方財政対策は、われわれの要求のみならず地方六団体を初めとするすべての自治体関係者の要求をも踏みにじつたものと断ぜざるを得ないのであります。

四兆一千億円の財源不足に對し、政府は、地方交付税率の引き上げを図ることなく、地方交付税特別会計における二兆二千八百億円の借り入れと一兆六千四百億円の地方債振りかえによって措置し、全く根拠のない二分の一負担方式を固定化しようとしたのでありますが、このような財源対策が、地方交付税法第六条の三第二項の趣旨に反していることは言うまでもありません。

今日、地方交付税制度の改革、なかんずく税率の引き上げは、いまや国民的合意となっており、この国民的期待にこたえることこそ今国会の重要な課題であります。このような立場からわれわれは、地方交付税率の引き上げ措置を含め、一般財源の充実強化を図り、もって地方財政の危機を緊急に打開し、地方自治の発展を図るため、本修正案を提出した次第であります。

次に、本修正案の概要について御説明申し上げます。

第一は、最近における自治体の財政需要の増大に對処するため、昭和四十一年度以来、据え置かれてきた地方交付税率を現行の三・二％から四・〇％に引き上げることとしたのであります。なお、この交付税率の引き上げによる交付税の増額に伴い、昭和五十四年度における交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金については、九千七百十四億円といたしております。

第二は、臨時地方交付金の増額等についてであります。

その一つは、昭和五十一年度以降発行された財源対策債はすでに巨額に達しており、その元利償還に係る基準財政需要額については、その全額を臨時地方交付金で措置することとしたのであります。

その二つは、昭和五十四年度から、五十四年度までの交付税及び譲与税配付金特別会計における借入額の元金償還額については、全額臨時地方交付金で措置することとしたのであります。

以上の措置により、昭和五十四年度における臨時地方特例交付金は、四千五百九十六億円増額し、八千三百六十二億円となります。

第三は、基準財政需要額の算定方法の改正についてであります。すなわち、単位費用のうちその他の土木費に係る投資的経費につきましては、人口一人につき道府県二千八百十円、市町村七百九十円と十二円といたしております。また、その他の諸費に係る経常経費につきましては、人口一人につき道府県二千八百八十円、市町村七百九十円とするのと同時に、投資的経費につきましては、人口一人につき道府県三千三百十円、市町村二千二百円とし、面積一平方キロメートルにつき道府県八十三万二千円、市町村三十六万四千円といたしております。

以上が本修正案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(永野厳雄君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、坂元親男君が委員を辞任され、その補欠として長谷川信君が選任されました。

○委員長(永野厳雄君) ただいまの志吉君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。渡谷自治大臣。

○国務大臣(渡谷直藏君) ただいまの地方交付税法の一部を改正する法律案に対する日本社会党、公明党、日本共産党及び民社党提案の修正案については、政府としては賛成いたしかねます。

○委員長(永野厳雄君) それでは、本修正案に対し、質疑のある方は順次御発言願います。——別に御発言もないようでありますから、原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。

○佐藤三吾君 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案に反対し、わが党を初めとする四野党共同修正案に賛成の立場から討論を行うものであります。

昭和五十年年度以来の地方財政の構造的危機に対し、地方交付税法の改正を求める声はますます高まっており、いまや国民的課題となっており、また、ところが政府は、借金による交付税総額の確保とその二分の一の国負担を今後長期にわたって固定化し、地方交付税法第六条の三の二項の規定はもとより、国民の強い期待を踏みにじっております。このような措置は、地方財政の計画的運営に対する国の責任を放棄するものと言わざるを得ません。

以下、私は、本改正案に対する具体的問題点を指摘したいと思ひます。

その一つは、地方財政財源不足額の積算根拠とそれに対する地方交付税及び地方債による穴埋めの措置が全く明らかにされていないことであります。毎年自治、大蔵両相の覚書によって決定される地方財政対策は、まさに密室の取引であり、財源不足額の積算根拠は常に霧のかたに追いやられております。また、財源不足額に対する交付税特別会計における借金と地方債増発の振り分け措置についても、何らルールが示されておらず、まさにつかみ金対策のそりを免れないものであります。こうした政府の財政対策は、財政の公開、民主主義に全く反していると言わざるを得ません。

その二つは、昭和五十一年度以来の財源対策債に対する償還措置の問題であります。

本来交付税で措置すべきものを財源対策債の名目によって地方債に振りかへている以上、これを全額を地方交付税の基準財政需要額に算入することはあたります。このことでは、その償還財源を現行三％の枠内で措置していることは、交付税率の実質的切り下げと言わざるを得ません。

その三つは、交付税配分の民主化の問題であります。

さきに東京都が報告したように、地方交付税の補正係数の乱用による配分は、明らかに自治体にかんなく大都市自治体に不利になっております。大都市の特別な財政需要の適正な把握も含め、交付税配分を自治体の専断特許化するやり方は、根本的に改めるべきであります。

こうした基本的問題点を持つ政府の改正案に対し、わが党を初めとする四野党共同修正案は、地方交付税の趣旨を実現するものであり、当面、国が措置すべき責任を明らかにしたものであります。自治省が少しでも自治体の代弁者の立場に立つ意思があるならば、率先して賛成するべきであることを強調しまして、私の討論を終わりたいと思ひます。

○齋藤征十郎君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表し、政府提出の地方交付税法の一部を改正する法律案に賛成し、修正案に反対の意を表するものであります。

政府原案は、国税三税を基礎とする現行の法定額に臨時地方特例交付金三千七百六十六億円及び借入金二兆二千八百億円を加えた額を地方交付税総額とすることによって、地方団体の財政自主性を確保し、かつ行政水準の向上に資するのと同時に、昨年確立されたルールに従い、借入金純増額の二分の一を国の負担とし、将来における地方の財政負担を緩和し、あわせて地方交付税の配分をより適正化するための諸措置を主な内容としております。

申し上げるまでもなく、わが国の経済は久しく低迷を続け、最近ようやく好転への足がかりを確保できたといふものの、財政の現状は低成長時代への対応が整わず、年々増大する財政需要に對しな巨額の借入金によって対処せざるを得ない状況にあります。

地方交付税制度は、本来、国の税源を基礎として地方団体の財源不足額を十分に補うに足る地方交付税総額が確保されなくてはならないものであ

ります。しかしながら、国も地方もきわめて異常な財政状況にあることを考えると、将来への展望を踏まえつつ、ときに現実的な方策によって当面の課題に対処することもまたやむを得ない場合があります。

かように考えるとき、政府原案における措置は、現在の困難な財政環境を背景に、経費の効率的使用に留意しつつ地域社会における住民の福祉の向上と公共施設の計画的整備等を積極的に行おうとするものでありまして、当面の措置としては高く評価されなくてはならないと思ひます。これが私の本案に対する賛成の趣旨であります。

なお、政府原案に対する修正案は、さきに成立した昭和五十四年度予算の大幅な補正を求めるものでありまして、わが党としてはとうてい容認することができません。

さきにわが党の金丸理事より、地方税法改正の際、安定成長時代に対応する税制の抜本的改正について政府は今後決意を新たにしてい取り組まれるよう求めましたが、地方交付税制度についても、税制の改正とあわせて、地方時代の幕あけにふさわしく、十分な税源を基礎とした安定した制度を確立され、地方自治行政の発展を図るよう善処を要望するものであります。

以上、修正案に反対、政府原案に賛成の討論といたします。

○上林繁次郎君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となつております、内閣提出の地方交付税法の一部を改正する法律案について反対し、日本社会党、公明党、日本共産党並びに民社党提出の修正案に賛成する討論を行います。

地方自治制度発足以来三十年を経た今日、地方財政は膨大な行政需要を抱えながら、昭和五十年年度より連続して五年間も財源難に陥り、特に昭和五十四年度の財源不足額は四兆一千億円の巨額に達するという、まさに前例のない最大の危機に直面しているのであります。このような財政危機を招いた原因は、われわれが事あるごとに指摘して

きたように、地方財政の構造的欠陥にあります。

大平総理は、田園都市構想を打ち出し地方分権を唱えながら、五十四年度の予算編成及び地方財政対策は全く従来と変わらない借金財政を押しつけているにすぎません。地方の時代の到来に当たり、これまでの経済第一主義を改め、豊かさといふ連帯感のある地域社会を実現するためには、従来の中央集権体制を打破し、地方制度調査会等の答申に基づく地方分権をいままさそ打ち立てねばなりません。これまでの一連の地方行政改革に対する政府の施策を見る限りその方向性すらうかがえないのであります。しかも、大蔵、自治両省の財政収支試算は、増税のみを国民に押しつけ、全く非現実的な試算と言わざるを得ないのであります。こうした政府の中長期の展望を欠いた場当たり的な対策では、地方自治体の財政運営はますます窮地に陥るばかりであり、このような政府の態度には納得できないのであります。これが反対理由の第一であります。

反対の第二は、五十年以降の借金財政の積み重ねにより、五十四年度末で地方債残高は全体で四十兆円にも上る膨大な額が見込まれております。この償還費は後年度の地方財政の大きな圧迫要因となることは火を見るよりも明らかであります。このような地方財政の状況は、だれが見ても地方交付税法第六条の三第二項に該当し、交付税率の引き上げ、または抜本的な制度改正をまことにすべき時期であるにもかかわらず、これらの措置が全くとられておりません。昭和五十四年度の地方財政対策は、交付税会計の借入金金の二分の一を国が負担し、残りの二分の一を地方が負担するという昨年度と全く変わらぬものであり、政府の努力の跡が見受けられません。当然、四党共同提出の修正案のごとく、交付税率を四〇％に引き上げ、さらに交付税会計における借入金金の元金償還及び財源対策債の元金償還について当然全額国の臨時地方特例交付金で措置すべきであります。

反対理由の第三は、超過負担についてであります。

国と地方の財政秩序を乱し地方財政を圧迫する地方超過負担は、本年度、保健所運営費、保育所措置費、公営住宅建設費等を中心にわずかに改善されているだけで、前年度の改善額に比べて五割強にしかすぎない現状であります。全国知事会等の超過負担解消の要望に比べ極端に少なく、政府の解消対策はきわめて不十分であります。

反対理由の第四は、国庫補助、負担金の整理合理化についてであります。

これについては、地方制度調査会においても、その整理合理化を積極的に進めるべきであると指摘しておりますが、一向に進んでおりません。政府の発表によりますと、五十四年度の補助金の廃止あるいは統合などの整理合理化件数は千二百七十七件、金額にして一千二百六億九千万円で、件数、金額とも五十三年度を下回っております。また、五十四年度の一般会計における補助金総額は、五十三年度に比べ一三・八％も伸びており、減るどころかむしろふえる傾向にあります。政府の補助金整理合理化に対する熱意のほどがうかがえないのであります。

以上、四党共同修正案に賛成し、政府原案に反対する主な理由を申し述べ、私の討論を終わります。

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表して、内閣提出の地方交付税法の一部を改正する法律案に反対、日本社会党、公明党、日本共産党並びに民社党共同提出の修正案に賛成の討論を行うものであります。

地方財政の危機は、昭和五十年以来すでに五年、毎年二兆円から四兆円に及ぶ多額の財源不足額を生じ、しかも政府の地方交付税率の引き上げの見送りや地方債振りかえ、特別会計借入金金の二分の一の国庫支出による一部補てんという小手先の対策のもとで一層深刻なものとなっています。また、地方財源の保障と財源調整を目的とする地方交付税制度も、こうした政府の対策のもとで財源保障と調整の機能を失い、その矛盾は極限に達し、いまや地方交付税制度の改善を含む地方行政

政の抜本的な改革は、全国知事会、市長会を初め、国民的な要望となっています。

ところが、政府のこの修正案は、相も変わらず従来の小手先対策の踏襲にすぎないものであります。五十四年度の財源不足額四兆一千億円に對して、地方交付税特別会計の借入金一兆千八百億円、地方債の振りかえ一兆六千四百億円など、大部分が地方自治体の借金となるものであります。このような政府の態度は、地方自治と地方財政の確立に負う政府の責任の放棄であり、断じて承服できないものであります。

地方交付税法第六条の三第二項は、財源不足が引き続き著しいときには、地方財政に係る制度の変更または交付税率の改正を行うべきことを定めているのであり、この五年来の引き続く多額の財源不足という事態が、同法で言う制度の変更または税率の引き上げを必要とする状況であることは明らかであります。にもかかわらず、これを行わず、借入措置でつじつまを合わせようとする違法措置にはかなりません。

さらに、地方債振りかえは、一般財源である交付税を特定化するものであり、特定財源化は交付税法に言う本来の地方自治の促進ではなく、国庫補助と一体化した地方自治と財政自主権の侵害であり、交付税特別会計の借入金とともに、後年度の地方負担を前提としたきわめて不当な措置であります。

以上が、政府案に反対する理由であります。次に、四党共同の修正案について述べます。

わが党は、今日の地方財政危機を打開し、住民本位の地方自治を確立するために、国と地方の事務、権限の民主的再配分、税財源の地方移譲を含む地方行政の全般にわたる抜本的な改革を提起し、同時に、当面の緊急対策として、地方交付税率の四〇％への引き上げ、超過負担の計画的解消、総合補助金制度の導入などを主な内容とする地方財政再建緊急措置法の制定を提唱してきました。本修正案は、こうした要請に全面的にこたえ得るものではありませんが、地方交付税率の四〇％

への引き上げ、減収補てん債、財源対策債の元利償還も国の負担とすることなどを主な内容とする改善策であります。

これは、地方財源不足は基本的には国の責任で補てんするというきわめて当然の措置であります。

以上の理由から政府案に反対し、修正案に賛成する討論を終わります。

○藤井恒男君 私は、民社党を代表して、政府提案の地方交付税法の一部を改正する法律案に反対、民社党ほか三党共同提出の修正案に賛成の討論を行うものであります。

御承知のように、地方交付税法第六条の三第二項は、引き続き財源不足となれば、地方行政制度の改正か、もしくは地方交付税率を引き上げるよう義務づけております。

しかるに政府は、昭和五十年以降、普通交付税総額が財源不足の合計額に大幅に不足する事態が引き続いたにもかかわらず、一時しのぎの策を繰り返し、本年度においてもなお同様の措置をとろうとする政府の態度は、地方交付税法にもとるものであり、法を歪曲解釈してはばからぬ今日の事態こそが地方自治の危機を招来させたと言っても過言ではありません。

今回の修正案は、まずもって交付税法の趣旨を尊重する立場から、また、民社党が責任野党として予算の大宗を損なわずに修正可能であるとの判断に立ち、交付税率の四〇％への引き上げを図っているものであります。また一方、これまで発行された財源対策債や交付税特別会の借入金に係る償還についても、国が責任を持って負担するのが当然の措置だと思っております。

地方財政再建という問題は、これ以上放置することのできない緊要の課題であります。交付税による地方一般財源の安定的確保を図るため、本修正案を可決されんことを要望して、私の討論といたします。

○委員長(永野雄雄君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませ

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(永野巖雄君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより地方交付税法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、志吉君提出の修正案を問題に供します。

志吉君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(永野巖雄君) 少数と認めます。よって、志吉君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(永野巖雄君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(永野巖雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時三十四分散会

〔参照〕

地方交付税法の一部を改正する法律案に対する修正案

地方交付税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十二条第一項の表の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第六条第一項中「百分の三十二」を「百分の四十」に改め、同条第二項中「百分の三十二」を「百分の四十」に、「こえて」を「超えて」に改める。

附則第八条の見出し及び同条第一項の改正規定中「附則第八条の三第四項」の下に「若しくは第五項」を加え、同条第二項又は第八條の四第四項若しくは第五項に「三千七百六十六億円」を「八千三百六十二億円」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

附則第八条の二中「次条」を「次条又は附則第八条の四」に改め、同条の表を次のように改める。

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和五十五年	三千七十億円
昭和五十六年	三千四百八十億円
昭和五十七年	三千九百四十億円
昭和五十八年	四千四百五十億円
昭和五十九年	五千四十億円
昭和六十年	五千七百九億八千万円
昭和六十一年	四千八百一十一億円
昭和六十二年	千九百六十億円

附則第八条の三第二項を改め、同条に一項を加える改正規定を次のように改める。

附則第八条の三第二項第三号中「前条又は第四項」を「附則第八条の二又は第四項若しくは第五項」に、「四百二十五億円」を「四百二十五億円、昭和五十四年度にあつては二千二十億円」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 昭和五十三年度及び昭和五十四年度における第一項の借入純増加額については、同項中「当該借入純増加額の二分之一に相当する額」とあるのは、「当該借入純増加額に相当する額」とする。

別表の改正規定の前に次の三改正規定を加える。

附則第八条の三第四項の表を次のように改める。

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和五十九年	九百十億円
昭和六十年	千二百億円
昭和六十一年	千五百五十億円
昭和六十二年	千二百八十億円
昭和六十三年	千四百五十億円
昭和六十四年	千六百二十億円
昭和六十五年	千八百十億円
昭和六十六年	二千二十億円
昭和六十七年	二千二百五十億円
昭和六十八年	二千五百二十五億円

5 附則第八条の三に次の一項を加える。

昭和五十四年度における第一項の借入純増加額に係る同項の規定による臨時地方特例交付金の額は、次の表の上欄に掲げる年度に應じ、当該下欄に掲げる額とする。この場合において、前項後段の規定を準用する。

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和六十年	六百二十億円
昭和六十一年	六百八十億円
昭和六十二年	七百五十億円
昭和六十三年	八百二十億円
昭和六十四年	九百億円
昭和六十五年	九百八十億円
昭和六十六年	千八十億円
昭和六十七年	千八百十億円
昭和六十八年	千二百九十億円
昭和六十九年	千四百十四億円

附則第八条の三を附則第八条の四とし、附則第八条の二に次の一条を加える。

第八条の三 政府は、地方財政の状況にかんがみ、交付税の総額の確保に資するため、昭和五十五年以後の年度において、昭和五十一年度から昭和五十四年度までの各年度における発行の許可に係る財源対策債に係る元利償還金の額の相当する額の臨時地方特例交付金を、交付税

及び譲与税配付金特別会計法の定めるところにより、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による臨時地方特例交付金の額は、次の表の上欄に掲げる年度に應じ、当該下欄に掲げる額とする。

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和五十五年	六千五百七十九億円
昭和五十六年	七千八百八十四億円
昭和五十七年	九千四百七十三億円
昭和五十八年	九千六十一億円
昭和五十九年	八千六百六十一億円
昭和六十年	八千二百三十九億円
昭和六十一年	七千八百二十七億円
昭和六十二年	五千八百九十億円
昭和六十三年	四千二百八十七億円
昭和六十四年	二千二百八十五億円

別表の改正規定のうち道府県の項中「二、〇四〇」を「二、八一〇」に、「二、七二〇」を「二、八八〇」に、「二、二七〇」を「三、一三〇」に、「六〇三、〇〇〇」を「八三三、〇〇〇」に改め、市町村の項中「三二三」を「四三二」に、「六、七九〇」を「七、一九〇」に、「一、五二〇」を「二、一〇〇」に、「二六四、〇〇〇」を「三六四、〇〇〇」に改める。

附則第三項中附則第三項の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第四条中「百分の三十二」を「百分の四十」に、「こえて」を「超えて」に改める。

附則第三項のうち附則第三項の改正規定中「二兆二千八百億円」を「九千七百七十四億円」に、「八千二百九十九億八千万円」を「七千三百七十九億八千万円」に、「六千九百六十一億円」を「六千四百一十一億円」に、「五千四百億円」を「四千三百億円」に、「三千四百億円」を「二千三百億円」に、「三千七百七十億円」を「二千五百六十億円」に、「四千六百六十億円」を「二千八百三十億円」に、「四千六

百億円」を「三千五百十億円」に、「五千八十億円」を「三千五百億円」に、「五千六百三十億円」を「三千八百九十億円」に改める。

附則第三項中附則第八項を改め、同項に一号を加える改正規定を次のように改める。

附則第八項中「同号に掲げる額を加算した額とし」を「同号に掲げる額と臨時地方特例交付金の額八千三百六十二億円との合算額を加算した額とし」、「同号に掲げる額と第二号に掲げる額の合算額」を「同号に掲げる額をそれぞれ加算した額とし、昭和五十九年度」を「第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合算額をそれぞれ加算した額とし、昭和五十九年度分にあつては第二号から第四号までに掲げる額の合算額を加算した額とし、昭和六十年年度」に、「同号に掲げる額と第三号に掲げる額との合算額」を「第二号から第五号までに掲げる額の合算額」に、「昭和六十三年度から」を「昭和六十三年度及び昭和六十四年度の各年度分にあつては第三号から第五号までに掲げる額の合算額をそれぞれ加算した額とし、昭和六十五年分から」に、「同号に掲げる額をそれぞれ加算した額とする」を「第四号に掲げる額と第五号に掲げる額との合算額をそれぞれ加算した額とし、昭和六十九年度分にあつては同号に掲げる額を加算した額とする」に、「又は第三号」を「又は第三号から第五号まで」に改め、同項第二号の表を次のように改める。

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和五十五年	三千七十億円
昭和五十六年度	三千四百八十億円
昭和五十七年度	三千四百四十億円
昭和五十八年度	四千四百五十億円
昭和五十九年度	五千四十億円
昭和六十年年度	五千七百九億八千万円
昭和六十一年度	四千八百八十一億円
昭和六十二年	千九百六十億円

附則第三項に次の三改正規定を加える。
附則第八項第三号中「附則第八条の三」を「附則第八条の四」に改め、同号の表を次のように改める。

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和五十九年度	九百十億円
昭和六十年年度	千二百億円
昭和六十一年度	千五百五十億円
昭和六十二年	千二百八十億円
昭和六十三年	千四百五十億円
昭和六十四年度	千六百二十億円
昭和六十五年	千八百十億円
昭和六十六年度	二千二十億円
昭和六十七年度	二千二百五十億円
昭和六十八年度	二千五百二十五億円

附則第八項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる当該下欄に掲げる地方交付税法附則第八条の三第二項に規定する臨時地方特例交付金の額

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和五十五年	六千五百七十九億円
昭和五十六年度	七千八百八十四億円
昭和五十七年度	九千四百七十三億円
昭和五十八年度	九千六百一十一億円
昭和五十九年度	八千六百六十一億円
昭和六十年	八千二百三十九億円
昭和六十一年度	七千八百二十七億円
昭和六十二年	五千八百九十億円
昭和六十三年度	四千二百八十七億円
昭和六十四年度	二千二百八十五億円

附則第八項に次の一号を加える。

五 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる当該下欄に掲げる地方交付税法附則第八条の四第五項に規定する臨時地方特例交付金の額

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和六十年	六百二十億円
昭和六十一年度	六百八十億円
昭和六十二年	七百五十億円
昭和六十三年	八百二十億円
昭和六十四年度	九百億円
昭和六十五年	九百八十億円
昭和六十六年度	千八十億円
昭和六十七年度	千八百十億円
昭和六十八年度	千二百九十億円
昭和六十九年度	千四百十四億円

附則に次の一項を加える。

4 前項の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、昭和五十四年度分の予算から適用する。

この修正の結果必要となる経費

この修正の結果必要となる経費は、本年度においては、一般会計において約一兆七千六百八十二億円、交付税及び譲与税配付金特別会計において約四千五百九十六億円の見込みである。

五月十七日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、行政書士法一部改正に関する請願（第二四八四号）（第二四八五号）（第二四八六号）（第二四八七号）（第二四八八号）
- 一、地方公務員共済年金制度の改善に関する請願（第二六五九号）（第二六八九号）
- 一、行政書士法一部改正に関する請願（第二七六六号）
- 一、行政書士法の一部改正に関する請願（第二九一〇号）
- 一、東京都財政確立に関する請願（第二九三五号）（第二九三六号）（第二九三七号）（第二九三八号）
- 一、昭和五十四年度における退職地方公務員の

共済年金・恩給等の改善に関する請願（第二九八七号）
一、行政書士法一部改正に関する請願（第二九八八号）

第二四八四号 昭和五十四年五月八日受理
行政書士法一部改正に関する請願

請願者 福井市中央一ノ一九ノ一九 農中 拓太郎
紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第一八二〇号と同じである。

第二四八五号 昭和五十四年五月八日受理
行政書士法一部改正に関する請願

請願者 静岡市駿府町二ノ一三 静岡県行政書士会内 山本章司
紹介議員 戸塚 進也君
この請願の趣旨は、第一八二〇号と同じである。

第二四八六号 昭和五十四年五月八日受理
行政書士法一部改正に関する請願

請願者 長野市稲葉二ノ一八七 山田勇
紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第一八二〇号と同じである。

第二四八七号 昭和五十四年五月九日受理
行政書士法一部改正に関する請願（二通）

請願者 静岡県磐田郡豊田町池田一、三三三 一ノ六 静岡県行政書士会内 岸本 信夫男外一名
紹介議員 熊谷 弘君
この請願の趣旨は、第一八二〇号と同じである。

第二四八八号 昭和五十四年五月九日受理
行政書士法一部改正に関する請願（二通）

請願者 宮崎市旭一ノ三ノ二〇 行政書士会 長 若友久幸外二名
紹介議員 坂元 親男君

この請願の趣旨は、第一八二〇号と同じである。

第二六五九号 昭和五十四年五月十日受理
地方公務員共済年金制度の改善に関する請願

請願者 札幌市西区二十四軒二条二丁目
山田武光外十六万五千八百八十八名

紹介議員 山崎 昇君

地方公務員が老後を安心して暮らせる年金制度の確立のため、速やかに次の改善措置をとりたい。

一、退職年金の支給開始年齢の引上げは、組合員の既得権と雇用保障等の条件整備に配慮し、慎重に対処すること。

二、長期給付に要する費用の公費負担割合は、厚生年金保険と同様に百分の二十まで引き上げること。

三、遺族年金額は、退職年金額の百分の八十まで引き上げること。

四、年金額改定の実施時期は、現職公務員の給与改善期に合わせて改定すること。

理由

今国会に提出されている昭和五十四年度地方公務員共済年金制度の改正案は、私たちが、多年にわたって要請し続けている長期給付に要する費用の公費負担割合の引上げ、遺族年金の給付水準の引上げ、年金額改定実施時期の繰上げ等が無視されており、誠に遺憾にたえない。更に、同法案においては、退職年金の支給開始年齢を六十歳に引き上げることとしているが、このことは、急速な高齢化の進行による時代の要請があるといえ、退職と年金との接続等雇用保障の問題、また特殊職種の職員への配慮などの条件整備が未解決であり組合員にとつて極めて憂慮すべきことである。これらの問題は、組合員の退職後の生活保障と重大なかわりあいがある。

第二六八九号 昭和五十四年五月十日受理
地方公務員共済年金制度の改善に関する請願

請願者 奈良県桜井市三輪五〇一 池田栄
三郎外十四万三千五百五名

紹介議員 岩崎 純三君

この請願の趣旨は、第二六五九号と同じである。

第二七六六号 昭和五十四年五月十一日受理
行政書士法一部改正に関する請願

請願者 福井市中央一ノ七ノ四 白崎誠
紹介議員 山内 一郎君

この請願の趣旨は、第一八二〇号と同じである。

第二九二〇号 昭和五十四年五月十四日受理
行政書士法の一部改正に関する請願(三通)

請願者 京都市伏見区久我森の宮町一〇
石垣逸男外二名

紹介議員 神谷信之助君

行政簡素化と国民の便宜に資するため、行政書士法の一部を次のように改正されたい。

一、第一条(業務)の改正について

「行政書士が作成した書類を官公署に提出する手続を代つて行うこと」及び「これらの書類の作成に関し相談に応ずること」を新たに設けること。

二、第二十一条(罰則)の改正について

第十九条第一項違反については二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に、その他の違反行為に対する罰金の額は十万円に、それぞれ引き上げること。

理由

最近における国内環境は極めて複雑化、高度化の傾向にあり、これに対応して国の行政機構の運営も簡素化、合理化を図るべきである。多様化する行政需要の中で、国民に代つて官公署に提出する書類等の作成を業務とする行政書士についても、その資質の向上、業務の適正化等について改善促進すべき諸点が多い。(資料添付)

第二九三五号 昭和五十四年五月十四日受理
東京都財政確立に関する請願

請願者 千葉市花見川七ノ三ノ五〇六 渡
辺正雄外三千三百三十二名

紹介議員 宮本 顕治君

東京都財政確立と都民要求実現のため、次の事項について実現を図られたい。

一、首都としての特別の財政需要を考慮し、首都特別交付金を交付すること。

二、税源配分の是正等、税法を民主的に改正し、地方自治体の安定した自主財源の確保を図ること。

三、地方債許可制度等、自治体に対する不当な財政措置をやめ、自治体の自主的な財政運営を保障すること。

理由

東京都の財政は、収支減中心に財源不足のため、より困難な財政運営が予想されている。一方、円高不況のもとで、教育、福祉、保健衛生、中小企業、防災、公害、住宅政策など、各分野にわたつて都民の切実な要求が山積みされている。

第二九三六号 昭和五十四年五月十四日受理
東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都板橋区宮本町一一ノ四 井
上洋子外四千十七名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二九三五号と同じである。

第二九三七号 昭和五十四年五月十四日受理
東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都日野市東豊田四ノ一五ノ四
一志義外三千七百八十七名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二九三五号と同じである。

第二九三八号 昭和五十四年五月十四日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都北区東十条二ノ六ノ四 本
間末雄外四千五百三十七名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二九三五号と同じである。

第二九八七号 昭和五十四年五月十四日受理
昭和五十四年度における退職地方公務員の共済年金・恩給等の改善に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市大船六ノ二ノ一
星野幸一外二千八百四十六名

紹介議員 小平 芳平君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二九八八号 昭和五十四年五月十四日受理
行政書士法一部改正に関する請願

請願者 千葉市富士見二ノ七ノ一一 島村
一男

紹介議員 上林繁次郎君

この請願の趣旨は、第一八二〇号と同じである。

第六号中正誤

ペジ	段	行	誤	正
三	四	建	て直し	立て直し
七	四	ど	こかえ	どこかへ
〃	〃	も	らちや	もらっちゃ
二	三	終り	八 不可決	不可欠
二	一	終り	七 じんあい	じんかい
六	一	三	考えておりま	考えておりま
六	一	三	す	す
七	二	終り	五 全体国民	国民全体
三	三	二	地方源財	地方財源

第七号中正誤

ペジ	段	行	誤	正
三	一	終り	二 たおえは	たとえは
二	四	七	償還	償還
三	二	終り	二 ○上村繁次郎君	○上林繁次郎君
三	三	九	財政不足額	財源不足額

昭和五十四年六月七日印刷

昭和五十四年六月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局